



Title	韓国国有林における伐出・育林事業の展開過程に関する史的研究
Author(s)	白, 乙善; Baik, Eul-sun
Citation	北海道大學農學部 演習林研究報告, 47(1), 1-70
Issue Date	1990-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/21313
Type	departmental bulletin paper
File Information	47(1)_P1-70.pdf



韓国国有林における伐出・育林事業の 展開過程に関する史的研究

白 乙 善*

The Historical Studies on Developing Process of Logging
and Silvicultural Project in Korean National Forest

By

Eul-sun Baik*

要 旨

韓国の国有林は、今世紀初めに日本政府の植民地政策遂行の物質的基礎として成立し、1910年の韓日合併、戦時体制を経て、第2次世界大戦の終了までは、森林資源の収奪的性格が濃厚であった。すなわち、造林は単なる天然力に依存する天然更新が長期間続いたが、伐出は植民地政策遂行のための国有林の財源確保と産業資本の利益が共存できるよう、偏って展開した。また、大戦後の経営も1950年の6.25戦争とその後の混乱した経済状態を反映して無秩序な乱伐的利用の性格をもっていた。

しかし、1961年以後の国有林経営は、強力な森林保護政策の確立や経営規程の制定などにとともに、次第に未立木地造林、林種転換造林等が推進され、森林資源の造成的な性格をもつものとなっている。

今日、森林資源の増殖とともに、木材生産と環境保全とを統一した国有林経営が求められているが、それを推進するためには、当面主伐生産を抑制しつつ、比較的長期の伐期齢下で伐採と更新が統一できる保育間伐技術体系を確立し、それに加えて林道網の拡充、熟練労働者の養成、及び公共投資の増大が必要であろう。

キーワード： 国有林経営，育林，伐出，生産技術，韓国。

1989年9月30日受理 Received September 30, 1989

* 北海道大学農学部林学科森林経理学講座，現大韓民国山林庁林業研究院経営経済科

Laboratory of Forest Management, Faculty of Agriculture, Hokkaido University; the Department of Forest Management and Economics, Forestry Research Institute, Forest Agency, The Republic of Korea.

目 次

第1章 緒 言	3
第1節 研究の目的と意義	3
第2節 研究小史	4
第3節 研究の方法	5
第2章 国有林経営の性格と構造	6
第1節 国有林経営の性格的側面	6
第2節 林業経営の構造的側面	8
第3章 韓国国有林の経営前史	10
第1節 近隣諸国家の森林干渉と日本政府による森林諸調査	10
第2節 営林廠の設置と伐出事業の展開	12
(1) 営林廠の設置	12
(2) 伐出事業の展開	13
第3節 森林法の発布と林籍届出	15
第4節 小 括	16
第4章 韓日合併以後の国有林経営の展開	17
第1節 国有林成立期(1910—1925)	17
(1) 社会経済的条件	17
(2) 森林令の公布と国有林区分調査事業	18
(3) 管理組織の展開	19
(4) 伐出事業の展開	20
(5) 造林事業の展開	24
第2節 林政統一以後の国有林経営の展開(1926—1936)	27
(1) 社会経済的条件	27
(2) 朝鮮林政計画の樹立と北鮮開拓事業	28
(3) 伐出事業の展開	29
(4) 造林事業の展開	33
第3節 戦時体制下での国有林経営の展開(1937—1945)	38
(1) 社会経済的条件	38
(2) 管理組織の展開	39
(3) 伐出事業の展開	39
(4) 造林事業の展開	40
第4節 小 括	43
第5章 第2次世界大戦以後の国有林経営の展開	45
第1節 6・25戦争と戦後経済再建期(1945—1961)	45
(1) 社会経済的条件	45
(2) 管理組織の展開	45
(3) 伐出事業の展開	46
(4) 造林事業の展開	46
第2節 経済開発期(1962—1972)	47
(1) 社会経済的条件	47
(2) 管理組織の展開と経営規程の制定	49
(3) 伐出事業の展開	50
(4) 造林事業の展開	52

第3節 第1次石油危機以降の経済成長期（1973年以後）	55
(1) 社会経済的条件	55
(2) 管理組織の展開と第1, 2次「治山緑化10年計画」の推進	55
(3) 伐出事業の展開	56
(4) 造林事業の展開	60
第4節 小 括	64
第6章 結 言	65
Summary	68

第1章 緒 言

第1節 研究の目的と意義

韓国の国有林は、1960年代以降、資源の増殖と国土緑化のために一貫して長伐期樹種の植栽・保育に傾注して、1980年代の後半には、未立木地がほぼ全面的に解消されている。それとともに1979年からの「第2次治山緑化10年計画」が計画より1年早く終了するに伴って、政府は1988年から2030年までの段階的山林長期計画である「山地資源化計画」を樹立した。これによって、上記計画の一環として推進される国有林経営は、まさに新しい転換期的な局面をむかえているといえる。とはいえ、1985年の木材総需要量721.4万 m^3 に対して国内材の供給量は約114.4万 m^3 で、木材自給率は約15.9%に過ぎない状況である。しかも、今後とも経済成長と人口の増加にしたがって木材需要が増加していくことは必至と思われるが、それに加えて環境問題に対する国民の関心の一つとして、国有林に対する環境保全への期待が、以前より一層高まってくると予想される。すなわち、森林は「国民生活を支える主要原料の供給源であり、同時に水源かん養などの機能を持つ環境資源でもある。さらに再生可能な資源である¹⁾」ことから、高蓄積の森林造成、ひいては生産力の高い森林を造成することが急務となっている。なお、アメリカ政府が発表した「西暦2000年の地球」によれば、1950年代には全世界の森林面積は陸地の4分の1以上を占めていたが、2000年にはそれが6分の1まで減少し、さらに2020年頃にはおよそ7分の1に減少する見通しが立てられている²⁾。したがって、1960年代半ば以降から現在にかけて、木材需給を外材にほぼ全面的に依存してきた韓国では、今後海外からの木材の安定的な供給は困難になることが予想され、一方現在の韓国は経済発展に伴って、労働力の都市集中、高賃金の時代に入っており、これまでの低賃金の豊富な労働力を背景として推進してきた国有林の経営も、一層厳しさを増すものと考えられる。このような条件下で、いかに韓国の国有林を、持続的に生産力の高い森林に誘導するか、そのことの解明が現実的な要請となっている。

本研究は、以上の背景を踏まえ、韓国の国有林経営の性格と構造を解明し、今後の国有林における資源の増大と生産の保続を可能とする林業経営の方向性とその条件を明らかにするこ

とを目的とし、とくにその際、韓国の国有林経営の特徴であり、また問題点でもある、時期的に伐採あるいは育林に偏った経営の歴史的解明を試みたものである。なぜならば、後述の第2章第2節で詳細にふれるが、育林と伐採の合理的な連関によって生産の保続を可能にし資源の増大につながるものと信ずるからである。したがって、そのことが解明されれば、将来の木材生産と環境保全の問題を同時に追求すべき国有林経営の発展方向に一つの回答を示すことになり、また国有林の経営が韓国林業の発展に先導的な役割を演じている現実からみて、本研究の意義は極めて大きいものがあると考えられる。

第2節 研究小史

韓国の国有林経営を対象とした研究は、必ずしも多くはない。最近の代表的な研究としては、崔圭練、辛在萬両教授の業績があげられるであろう。彼らの分析視角は次のようである。

まず崔圭練は「国有林経営の合理化に関する研究」³⁾と題した研究のなかで、国有林の発展は社会経済的発展に対応した技術と経営方式の採用にあるという認識から、主に大韓民国政府樹立以降から1970年代前半までの国有林経営の実態と問題点を明かにし、その改善方向を提示した。すなわち、当時、韓国の国有林が構造的に抱いていた低い森林蓄積と森林生産力の低位性という根本的な解決策を捉えるため、政策的、技術的、財政的側面からの国有林経営の構造的把握を試み、結論的に、集約な経営に導くためには営林署の増設、経営計画業務の強化、頻繁な人事異動をさけること。さらに、事業区面積は2万ha以下に、また1人当りの保護責任面積は1—2千haに縮小させること。なお、未立木地の早期解消、広葉樹の林種転換と利用方法の開発、林道網整備費の一般会計からの導入、機械化の推進と林業労働者の確保等を提示した。このような経営の構造的把握という視角は注目すべきであるが、国有林経営の性格的な側面や戦前期における国有林経営との関連づけが明確でないため、それをさらに発展させる余地があるように思われる。

これに対して、辛在萬は「韓国の林業経営について、歴史的に系統づけてこれを考察した研究論文は、未だ発表されたものはない」という認識下で、主に林業政策の関連で「韓国林業経営の経営史的研究」⁴⁾を発表し、そのなかで国有林経営の展開を歴史的にまとめている。そして、結論的に「1960年代からの経営態様は、企業的経営の性格が濃厚である。それは一定期間生産力を拡大するが、その後は地力を放棄し、生産力の一面的な追求を指向するに至り、その結果、森林資源の再生産を困難ならしめている」という重要な指摘をしている。ただ、それが韓国林業経営の全体を対象とした膨大なものであるためか、その背景を含む実証的な分析は必ずしも十分でない。

以上のほか、国有林経営に関連性をもつものとしては、池鏞夏の「韓国林政史」⁵⁾と、胡乙瑛の「韓国の国有林政策に関する研究」⁶⁾などがあげられるが、その研究業績は主に政策に関するものである。

一方、日本では日本施政時代の林業の全般にわたっての研究が行われており、まずその代表的なものとして、萩野敏雄の「朝鮮・満州・台湾林業発達史論」⁷⁾があげられる。この意図は、日本の林業資本が進出した地域での経済史的な解明であり、その一環として戦前の韓国の林業経営の展開を取りあげている。また、土井林学振興会が、「20世紀前半の頃（日本施政時代）の林政、林業関係の実績を通観するための概説を試みた」ものとして、「朝鮮半島の山林—20世紀前半の状況と文献目録—」⁸⁾があるが、その特徴は、当時直接森林行政に関係した、管理、技術部門の責任者により発行されたことである。なお、戦前期の韓国国有林から年期売却による立木処分を受けた、パルプ資本が編纂した「王子製紙山林事業史」⁹⁾に当時の韓国の林業実情がのべられている。

本稿は、以上の研究成果を踏まえながら、国有林経営の性格と構造を、次の第3節研究方法との関連で把握し、未解決のまま残っている課題の解明を重視した。

第3節 研究の方法

本研究は、歴史的分析により、韓国の国有林経営の発展と停滞の過程を、社会経済的条件及び国有林経営の性格の変化との関連で、これを実証的に分析する方法をとった。

なお、経営の分析に当たっては国家の性格の変化により、三つの時期に区分した。すなわち、第3章「韓国国有林の経営前史」、第4章「韓日合併以後の国有林経営の展開」及び第5章「第2次世界大戦以後の国有林経営の展開」である。また、経営条件あるいは中心的な作業法、及びその内容が大きく転換する時期によって、第4章は、第1節「国有林成立期」、第2節「林政統一以後の国有林経営の展開」及び第3節「戦時体制下での国有林経営の展開」に、第5章は、第1節「6・25戦争と戦後経済再建期」、第2節「経済開発期」及び第3節「第1次石油危機以降の経済成長期」に各々時代区分を行った。また、第6章「結言」では、韓国の国有林経営の特質と経営の現段階的な位置を明らかにし、今後の国有林経営のあり方について触れた。

そして、それぞれの時期における社会経済的条件、経営方針、経営実態を明らかにしつつ、主として経営方式の内容、すなわち作業法の内容と、それを実施するための生産技術、労働及び機械化との対応関係を明らかにすることを分析の中心とした。

なお、各時期の分析は、それぞれの時期における国有林経営の基本的方向を規定づける「施業案編成規程」、「施業案規程」あるいは「営林署所管国有林経営規程」及び「施業案説明書」、「営林計画説明書」等の諸資料を使用するとともに、一部は聞き取り調査を併用した。また、本稿の叙述にあたっては、主として末尾に掲げた文献を参考、引用したが、一般的と思われる事象については特に脚註を付さなかった。なお、古い資料の叙述の引用に際しては、できるだけ原本の字体のまま掲載するように努めたが、筆者の判断で現在の漢字に改めたりした部分もある。

本研究を進めるにあたり、多くの方々から御指導と御援助を戴いた。特に北海道大学農学

部林政学講座の霜鳥茂教授，同砂防工学講座の東三郎教授，同造林学講座の五十嵐恒夫教授，同森林経理学講座の和孝雄教授には，終始御指導と御助言を戴き，ここに厚く感謝の意を捧げる次第である。また北海道大学大学院博士後期課程入学以来，終始懇切な御指導を賜った前北海道大学教授の大金永治博士には衷心より感謝申し上げる。また研究を進めるに際して有益な御示唆を戴いた北海道大学農学部助教授の小鹿勝利博士，同助手の菅野高穂博士，同助手の比屋根哲博士，同演習林助手の植木達人博士に対して心から感謝申し上げる。また韓国全南大学校農科大学長の李光南博士，同教授の金東春博士には，終始筆者を励まして戴いた。さらに，北海道大学農学部森林経理学講座事務官の樋口順子氏を始め，大学院生，学生の皆様にも大変お世話になった。以上の各氏に対し，心より感謝の意を捧げる。

なお，本論文は「北海道大学審査学位論文」である。

引用文献

- 1) 大金永治：森林資源論試論，日林論 98，1987.
- 2) アメリカ政府：西暦 2000 年の地球，p. 150，家の光協会，1988.
- 3) 崔圭練：国有林経営の合理化に関する研究，韓林誌 20，p. 1-44，1973.
- 4) 辛在萬：韓国林業の経営史的研究，江原大演研報 5（特別号），1985.
- 5) 池鏞夏：韓国林政史，明秀社，ソウル，1964.
- 6) 胡乙英：韓国の国有林政策に関する研究，東京大学博士論文，1985.
- 7) 萩野敏雄：朝鮮・満州・台湾林業発達史論，林野弘済会，東京，1965.
- 8) 土井林学振興会：朝鮮半島の山林—20 世紀前半の状況と文献目録一，土井林学振興会，1974.
- 9) 王子製紙山林事業史編纂委員会：王子製紙山林事業史，1976.

第 2 章 国有林経営の性格と構造

第 1 節 国有林経営の性格的側面

本稿の主題は，韓国の国有林経営の展開過程を，特に伐出生産と育林過程を中心に分析し，その経営の性格と構造を明らかにすることである。これに接近するためには，まず林業の定義を明らかにしておく必要がある。

平田憲夫は，「産業としての林業は，林産物の産出乃至採取による経済的利益の取得を目的とする経済的活動¹⁾」であるとし，生産的林業の側面を強調しており，塩谷勉は，林業は「利潤獲得を目的として，林産物の生産をする計画的活動である²⁾」とし，林業の計画的な側面を強調している。また，大金永治は，「林業とは，更新（保育，保護を含む）技術と伐出（集材，山地運搬，運材を含む）技術との統一により，商品としての木材を生産する社会的な生産活動である³⁾」とし，林業の概念規定の要件として技術の特徴を重視している。以上のように，林

業の概念規定は論者によって必ずしも同一ではないが、その共通の特徴点としては、土地生産業であること、利益取得のための経済的・社会的・計画的な生産活動であること、さらに技術開発は伐出・更新技術が統一して進められるべきであるという三つの点に要約することができるであろう。すなわち「林業は、森林という植生形態のなかに存在している自然力と物質が、専門的な知識にもとづいて、収穫と保育に意を用いた計画的で保続的な経済的活動の対象になるところに存在している」⁴⁾といえる。

一方、国有林は、その所有主体が国家ということから、その経営は国营企業ないしは公企業として観念されている。そして、このような国有林の性格は、その経営目的に、経営の特質と存在意義が表されているといえよう。一般的に、国有林の経営目的は、木材あるいは林産物の計画的持続的な供給、国土保全、水源かん養等の森林の公益的機能の発揮、国有林の生産活動の推進による地域産業活動の助長と地域振興への寄与の三点があげられている。このような経営目的は、森林の持っている機能、すなわち木材生産機能、保全機能、休養機能などに基づいていることであるが、国有林の存在意義は、まさにこのような経営目的の多様化と、それにもとづいた森林の諸機能の総合的発揮にあるといえよう。なお、このような森林機能は「根本的にはすべてが等値に並立している。ランクづけをしたりすることは特定場所と時点においてのみ可能で、意味も認められるが、個々の機能はそれぞれ独立して要求されるわけではない。工業社会と人口稠密な国では、すべての森林が収穫機能、保全機能そして多くの場合休養機能もウェイトの差こそあれ同時に満たさなければならない」⁵⁾のである。すなわち、林業経営の究極目標である保続性の尺度は「森林のあらゆる機能の永続的な調和的実現にある」⁶⁾といえるが、その際、「森林資源の再生産は、本来間伐や択伐的な伐採によって行われ、生長・保護機能、すなわち地力が土地生産力へと上昇するが、更にこれらが集約化されることにより、林分構成が改造され、生産力が上昇するという機構となっている。つまりその再生産は、本来地力維持を通じて行われるもの」⁷⁾という指摘に注目しなければならない。すなわち、保続経営のためには森林のあらゆる機能を持続的・恒続的に維持するように経営し、また地力の維持ないしその改善を図らなければならないのである。

一方、一般的に、私有林の経営は私有財産制度にもとづいて、主に利潤の獲得を経営の目的としている。国有林経営もその生産活動を通じて利潤を獲得していることから、営利企業の性格を持っている。また、国家権力を背景として成立した大面積の森林所有体であり、資本主義経済下では、市場経済の変動にもとづく危険を負担するために、それに対応できる備えをもつことも必要とされる。しかし、国有林の利潤獲得は、私有林経営のようにそれが中心目的ではなく、その経営体としての性格から、あるいは森林機能の総合的発揮という見地から保続生産の実現のための付随的な目的に位置づけられるべきであろう。

このような国有林経営の利潤獲得の限界性は、その経営にも反映される。すなわち、国有林は営利のみを目的としている企業ではなく、国により所有経営されており、したがって国家

の一部を構成している。それゆえ、その経営は国家の干渉を受ける不安定な状態におかれると同時に、国家が推進している政策や、それがおかれている社会経済的状况等の影響を受けざるを得ない。すなわち、「公企業が一般行政のうちに融合され、その特殊性が認められていないときには、経済学ならびに経営学の諸原理および技術は無視もしくは軽視されやすい」⁸⁾のである。

以上のことから、国有林の経営では、森林の原則に反する取り扱いを防ぐため、一定範囲での経営の独立性が要求されるが、そのためには、国有林がおかれている社会経済的条件と、経営の論理、技術を、いかに調和させていくのかが重要な課題となろう。

第2節 林業経営の構造的側面

国有林は、国家が一定の目的を遂行するために所有する経営組織体である。したがって、公企業としての国有林の成立やその展開は、国家が打ち出す政策や経済発展に密接なかかわりがあるが、またそれらにより生産技術、管理、会計制度等の経営内容も変化する。すなわち、国有林がおかれている情勢の変化が、経営の構造変換をもたらすのである。

一方、生産主体は、一般に、林業技術を軸として森林生産を継続するため一定の組織を構成するが、それは林業の具体的な生産過程を通じて発現する。すなわち生産過程は、主に森林の造成、保護、保育の「林木の長期の有機的更新過程を管理する」⁹⁾育林過程と、木材の伐採、搬出などの「比較的短期の物理的過程」¹⁰⁾である伐出生産過程に大別されるが、それらを工程別に、技術的にみれば、育林過程は更新技術と保育技術に、伐出過程は伐木造材技術、集材技術(木寄及び山元運搬技術)、運材技術に区分される。しかし、この区分は相対的であり、実際の技術の適用は、作業法や作業現場の立地的条件、木材市場、労働力の需給、技術の発展段階など様々な要因に影響を受けて決定される。すなわち、各時代における伐出と育林の技術は、自然的、社会経済的条件に対応しているのである。

次に、林業経営の特徴¹¹⁾として一般的には、生産期間が長いこと、土壌、地形、気象、樹種分布の自然的条件への依存性が大きいこと、収穫時期の決定が難しいこと、公益的な機能が大きいこと、資本の回転期間が長いこと、評価の方法が困難であることや、林業経営のためには比較的大規模の面積が要求される等があげられている。これに対して、大金永治は「林業と農業の異なる点として、一般に生産期間、立地条件などが上げられているが、これらは本質的な相違とは思われない。最も本質的な違いは、その技術において、林業は更新と伐出が統一され、一方農業では栽培と収穫が全く分離していることである」¹²⁾とし、林業生産力の持続的拡大は、伐出・育林の両技術の統一によって可能であると述べている¹³⁾。

一方、森林はその自然的属性として、林木の相互作用や自己施肥機能などにより自ら生成、維持、発展する機能を持っているが^{14,15)}、人為による森林への干渉、すなわち森林施業は「これらの森林の相互作用を調整し、目的にてらしてその機能を増進させる」¹⁶⁾ためのもので

ある。したがって、森林の内部構成を変化させ、目的とする林産物の生産を増進させるためには、森林そのものに対して、それが発展的構造をもつよう、人為的な制御を加えることが重要となる。しかも、人為的制御のための労働集団は霜鳥茂がいう如く、「施業仕組のなかに伐採から造林・撫育・間伐に至る技術を身につけた技能・労働集団」を組み込ませることが必要である¹⁷⁾。このように理解するならば、森林をその自己発展的構造に導くことが森林経営の究極の目標であると考えられ、またこのような森林こそが林業生産力の持続的な拡大を可能とする構造を有している、といえよう。

これに対して、林業の経営を歴史的にみれば、一般的に次のようにいえるであろう。すなわち、林業の経営は後継樹の更新を考慮しない伐採が行われる採取的林業の段階から、木材採取を主体としながらも更新についても一定の考慮が払われる時期を経て、育成的林業の段階へと展開し、それに伴って、生産技術もまた、自然に順応した形からそれを克服する形で変化してきた。すなわち、伐出技術についてみると、それは社会全般の生産力水準を背景として、伐木・造材工程では手鋸、手斧から動力鋸に、また集材工程では山落し、人・畜力による橇集材などからトラクタなどの機械集材に、さらに運材工程は水運や人・畜力による橇運材から軌道、森林鉄道、トラック運材へと発展した。また採取圏は、木材市場から近距離の森林から遠距離の森林に、また優良林分から劣等の林分へと拡張してきた。さらに、運材技術、木材加工技術の発展により、小径木や広葉樹利用も増大した。しかし、これら林業の展開過程は、必ずしも林業生産力を持続的に拡大する方向では進展しなかったといえるが、これについては次の半田良一の理解が重要であろう。すなわち、「森林経営者が経済原則に随って行動するかぎり、彼が選択する施業の集約度を規定するのは、一方では施業のコストに関する条件、他方では生産物たる木材の市場価格に関する条件、である。したがってこの両者に関連する生産部門の技術的基礎条件の開発・整備の程度が、施業集約度ないし森林生産力を間接的に規制」¹⁸⁾ することになるのである。

以上において、森林の属性に基づいた適正な生産技術の開発・適用が林業経営の内部発展の原動力となるということ。しかし、国家的林野所有を背景として成立した国有林の経営目的は、その成立の歴史的意義を含めてその経営主体の性格の差により変化するという。すなわち、生産技術、とりわけ伐出技術と育林技術は、国家経済がおかれている社会経済的条件に影響を受けるといえる。したがって、その社会経済的条件の整備が、林業経営の推進に当たって重要であることをみてきた。以下、本章で取り扱った理論的枠組を前提としながら、韓国の国有林経営の展開過程を伐出生産と育林過程に焦点を絞ってみたいことにしよう。

引用文献

- 1) 平田憲夫：産業としての林業の本質，経済論叢 24 巻 4 号，p. 134, 1927. 4.
- 2) 塩谷 勉：改訂林政学，p. 30, 地球社，1979.

- 3) 大金永治：林業経営論，p. 18，日本林業調査会，1970.
- 4) カール・ハーゼル（中村三省訳）：林業と環境，p. 19，日本林業技術協会，1979.
- 5) 同 上，p. 23.
- 6) 同 上，p. 20.
- 7) 大金永治：国有林経営の現状と課題，公営評論，1986. 10-11号合併号，公企業研究調査会.
- 8) 竹中龍雄・北久一：公企業・公益企業経営論，p. 37，丸善，1970.
- 9) 和 孝雄：大金永治編著「北海道林業技術発達史論」，北海道大学図書刊行会，p. 291，1973.
- 10) 同 上，p. 291.
- 11) スバイデル（有賀美彦，中村三省訳）：林業経営経済学，p. 24-26，地球出版，1971.
- 12) 前 掲 3)，p. 18.
- 13) 大金永治：森林資源論試論—森林資源の再生産と環境—，講義資料，p. 20-21，1986.
- 14) モロゾフ（岩崎直人訳）：森林学，p. 34-35，青森営林局，1935.
- 15) 四手井綱英：森林の価値，p. 99，共立出版，1977.
- 16) 和 孝雄：択伐作業の展開構造—下北地方国有林のヒバ林経営の分析—，北大演研報 43巻 2号，p. 182，1986.
- 17) 霜鳥 茂：戦後における北海道国有林経営の展開過程，95回日林論，p. 57-58，1984.
- 18) 半田良一：鈴木尚夫編著「現代林業経済論—林業経済研究入門—」，p. 53，日本林業調査会，1984.

第3章 韓国国有林の経営前史

第1節 近隣諸国家の森林干渉と日本政府による森林諸調査

韓国の国有林は古く王朝時代から存在していたが、近代的な商業資本によって伐出事業が始まったのは1895年頃の清国によるものであり、その対象は鴨緑江流域の慈城郡内の森林であった¹⁾。それ以前は、韓国の火田民による森林の開墾が部分的に行われ、そうしたこともあって特に三水郡の一部地域では未立木地化した状態であった。なお、19世紀初頭から鴨緑江北部の満州の森林は、山東城からの移民によって徐々に伐採され、19世紀の末には韓国の国境地方の森林までその範囲が拡大されていた。それに対して、韓国政府は1900年（光武4年）から伐木入山者に斧税を課すことにして、それによって1905年頃までに伐出事業が行われた地域は約46,600町歩になった²⁾。

一方、当時のロシアは南進政策の一環として韓国の国境地帯の森林に注目し、1896年には鴨緑江一帯と鬱陵島の森林伐採権を獲得³⁾し、さらに1902年には露国森林会社を設立して伐出事業を行った。その事業の推進は、清国人数人に資金を与え、伐採から筏流までのすべてを請負とし、それを露国人数十人が監督して行った⁴⁾。一方、これに対応するため、清国は官民合同による木植会社を設立し伐出事業を推進したが、その利益の分配をめぐる摩擦等によりやがて解散し、1903年には日本と清国の合同により日清義盛会社が設立された。この中で、1904年に露国が韓国と森林協約の期間延長条約を再締結し、鴨緑江流域の伐出事業を掌握したが、それをきっかけに土地の略奪、軍隊の駐屯等侵略的な動きをみせていた。

これに対して、日本は韓国の森林を対象とする事業について「(1)利益最も多ク(2)小資本ニテ足り(3)我邦人ハ執行上便宜ノ位置ニ在テ(4)北清ノ大需用者ヲ有シ(5)賣買機關具ハリ賣却ニ容易」⁵⁾であると判断し、当時の日本の外務省は伐出事業を行う日本人に相当な援助をしていたが⁶⁾、次第にロシアとの間に木材資源の争奪をめぐる摩擦が生じ、それが日露戦争勃発の一つの契機となったといわれている⁷⁾。

以下、当時の日本政府が、韓国の森林資源に対し積極的に争奪戦を展開した理由をみると、「日露ノ平和克服シ満韓問題ニ対スル協約新ニ成立スルノ日ニ當リテ我帝国ハ該地境ニ於テ軍事上及経済上ノ新施設ヲ要シ一面満韓ノ内政ヲ指導輔翼シテ之レカ改善ノ途ニ任セサルヘカラス茲ニ於テカ師團増設ノ必要ヲ初メトシ鐵道、電信ノ架設、道路港湾ノ改修、農業、林業等ノ改良、幾多ノ企劃経営一トシテ多大ノ經費ヲ要セサルナシ夫レ然リ而シテ其ノ財源ハ悉ク之ヲ本国ニ仰クトセンカ国民ノ負擔ハ倍々重加トナリ勢ヒ充分ノ経営ヲナスコトヲ得サルノ場合アルヘク又爲ニ満韓ノ経営ヲシテ一日ヲ弛フセシムルノ虞アリ故ニ軍事ニ屬スル事項ハ姑ク之ヲ措クモ其ノ経済上ニ屬スル企劃経営ノ財源ハ満韓ニ於ケル公法上ノ徴収歳入ハ勿論鐵道、森林、鑛山、漁業等利権獲得ヨリ得ル所ノ収入ヲ主トシ其ノ不足スル場合ハ已ムヲ得ス一時本国ノ財政ヨリ流用支辨ヲ受ケテ之ヲ補充スルニ止メ歸スル所満韓經營費ハ本国ノ補充ヲ受ケス獨立自営ノ域ニ進」⁸⁾める必要があり、そのため、「森林ノ経営ハ将来ニ於ケル韓国ノ一大利源ヲ涵養シ又大ニ其ノ産業ノ発達ヲ扶掖スル所ノモノニシテ即チ方今我韓国経営ノ活躍ニ伴ヒ最も速ニ着手ヲ為ササルヘカラサルノ要務」⁹⁾とされた。すなわち、「鴨緑江ノ木材業及森林伐採權ハ未タ何人ノ手ニモ完全ニ握得セラレサルモノナリ然ラハ吾日本帝国ハ須ラク現今政治上ノ關係ヨリシテ此利權ヲ掌握シ以テ其利益ヲ取得スルハ最も急要ナル當然ノ措置」¹⁰⁾であり、日本政府による韓国の森林経営から得られる「収益ハ以テ満韓經營費ノ一部ヲ補充スルニ足ルノミナラス其実行ノ暁ニ至レハ直接ノ収益以外ニ於テ本邦ノ林業ニ利益シ本邦木材ノ販路ニ多大ノ利益ヲ與」¹¹⁾える、というものであった。

なお、そのために、一つは「鴨緑江材ヲ清商ノ手ニ委スルカ或ハ又本邦個人ノ事業ニ放任シ去ランカ輸送ノ便ハ比較的良好ナレハ鴨緑江材ハ一躍シテ他ノ地點ニマテ侵入シテ本邦材ト競争スルノ場合ナキヲ期スヘカラス果シテ其ノ如キ場合ニ遭遇セハ本邦材ニ及ホス所ノ影響ハ決シテ僅少ニアラス鴨緑江ノ伐木事業ヲ獨占ノ官業トシテ其ノ販賣区域ヲ画シ其ノ価格ヲ本邦材ニ思料加減スルハ一ハ韓国ニ於ケル需要供給ノ途ヲ圓滑ナラシメ又一ハ本邦材販路ノ維持及擴張上必要ノ事ニ屬スル」¹²⁾として、伐出事業は官営とし、さらに、「公有山ハ大抵柴草採取ノ慣行ヲ存シ部落ヲ距ルコト遠ク且警察勵行セラレサルヲ以テ盜伐濫採ノ弊殆ト其ノ極ニ達セリ故ニ之ヲ悉ク個人ノ経営ニ委シ之カ管理及保護ニ任セシムルトキハ収支相償ハサルノミナラス成林ノ効果ヲ収ムルコト甚タ難シ之レ官營ノ必要アル所以ナリ」¹³⁾として、大面積の国有林の創出を図る必要があるとした。

そして、日露戦争で勝利した日本は韓国と森林条約を締結することにより、ロシアが持つ

ていた森林の利権を継承し、1905年11月に軍用木材廠を設置して伐出事業を開始したが、これらは日本政府による事前の森林調査を踏まえて推進された。

当時の韓国の森林状態について、「韓国森林視察復命書」(農商務省山林局、1903年)は、「立木地ハ全林地ノ三分ノ一ニシテ柴草生地禿山ハ其三分ニニ及」¹⁴⁾んでいるが、その森林地帯は日本の「秋田、青森二大林区ニ於ケル国有林面積ト殆ント相等シク樹種ハ五葉松、落葉松及椴ヲ主木トシ、樺、楓屬、胡桃其他ノ闊葉樹ヲ混生セル天然林」¹⁵⁾で、鴨緑江流域の森林面積約388,800町歩の総森林蓄積は約15,552万尺メ(尺メ=約0.38m³)に達しており、年間約200万尺メの造材木を搬出しても、約40年かかると報告¹⁶⁾している。

以上、これらの一連の森林調査の意図は、明らかに韓国の林業に資本を投じ、伐出事業を行うために現況を把握し、それに必要な基礎資料を収集することにあつたといえよう。これによって、軍用木材廠による伐出事業とともに、森林の所有権の確定のための制度が徐々に整備されていくのである。

第2節 営林廠の設置と伐出事業の展開

(1) 営林廠の設置

上記のような調査結果を踏まえて、1905年には鴨緑江一帯の森林開発と軍用木材廠の設置を検討するために、まず陸軍省雇員今川唯市と中牟田五郎によって、「長白山脈林況調査報告書」が提出され軍用木材廠が設置された¹⁷⁾が、それは1906年の「森林経営に関する協同約款」に基づく、1907年の韓国統監府営林廠の設置をきっかけに廃止された。

一方、当時の鴨緑江流域の伐出事業は主に清国人労働者によって行われていたが、日本が日露戦争に有利になった1904年に、日本政府は清国人による鴨緑江流域の木材の取引を禁止し、それを軍需用材に使う方針を立て、木材約123万連(1連は9尺メ)を市価の約3分の1の価格で押収した¹⁸⁾。それとともに、龍巖浦に貯木場と軍用木材供給のための製材工場を設置し、木材販売を禁止した。しかし、日本の木材引渡価格が低廉であったため、その翌年からの清国人による伐採量は大幅な減少となり、木材価格は前年の約2倍に上昇した¹⁹⁾。すなわち、軍用木材廠の設置目的は、日露戦争の日本軍の木材供給のみではなく、軍事力を利用した鴨緑江材の販路の独占でもあったといえる。

一方、1906年の「森林経営に関する協同約款」²⁰⁾では、鴨緑江一帯は日本の統監府営林廠が、豆満江一帯は韓国の西北営林廠がそれぞれ担当し、韓国側の事業の遂行については日本の統監府営林廠に一任する、ことが定められ、その事業を遂行するため、「韓国森林特別会計法」及び同「規則」が制定された²¹⁾。それは両国の協同経営による森林経営事業および収支計算について、それを明瞭にすることを目的に制定された事業特別会計で、独立採算制を採用し、両国の資本出資については事業用物件の現物出資が認められた。また、それは造林、伐採、販売までを一貫して経理することを目的として設置されたもので、日本における森林資金特別会計と

は、本質を異にしていた。またその成立は、国際法上の義務の履行として制定されなければならなかった特殊性を持っていた²²⁾。

なお、韓国森林特別会計法の制定により、その事業を遂行するために設立された統監府営林廠と西北営林廠の設置目的は、韓国の国境地帯の森林を伐採、製材、販売することであったが、当時の政治・軍事的な必要性から、営林廠の職員は全員軍人で構成され、憲兵等との連絡を計りながらその事業は実施された。この特別組織は、政治、軍事的な不安が除かれた1915年まで続いているが、1907年から施行された「統監府営林廠管制」²³⁾によれば、営林廠は統監の管理下で鴨緑江・豆満江流域の森林経営に関する事務を管掌し、また、統監が必要と認める所には営林支廠を設けることができた。これら支廠の配置²⁴⁾は、伐木造材から山地運材、筏流の工程にしたがって四つに分けられ、また各区には出張所が置かれ、筏流された木材の授受と漂流木の整理が行われた。

（2）伐出事業の展開

当時、韓国産の木材で一定の販路が確保されていたのは、いわゆる鴨緑江材、漢江材および大同江材の三種であり、漢江材は主に松材でその主要用途は建築材として、年間約5千尺メが生産された。また、大同江材の需要は約25千尺メ程度であった²⁵⁾。

一方、鴨緑江材は初めは中国人の需要が多かったが、統監府がその販路を拡大するために、その使用を奨励し、統監府傘下の官庁の建築には営林廠材を使用することを指示し、また鉄道局と特別運賃を設定²⁶⁾して、比較的低廉な価格で販売したため、営林廠の伐採実行量は1907年の約22万尺メから、翌年には約35万尺メへと急激に増大した²⁷⁾。このため、当時の韓国の木材市場における北海道材や日本材の占有率が減少し、それに代わって鴨緑江・豆満江流域の木材が徐々に増加していった。しかし、豆満江材を製材していた会寧製材所が1909年に出火によって消失し、同年の木材伐採量は前年の約半分程度の約18.5万尺メに減少した。

一方、前述のように、軍用木材廠が清国人による木材の取引を禁止しそれを押収した結果、彼らの伐出事業が中断し、その生産量が大幅に減少したため、軍用木材廠では、これに代わる伐木隊を組織するとともに、日本の吉野・木曾からの労働者を使って鴨緑江流域の伐出事業を再開した。伐出方法は、伐木・造材および運材は請負作業により行われ、筏流だけが直営事業として行われた。すなわち、恵山鎮上流の通南洞川、吾是川、儀化洞川及び五溪水流域の伐採、造材および運材は請負にし、恵山鎮下流の長津川、南社水および慈城江流域からの筏流は直営にした²⁸⁾。なお、1910年の直営生産材は、チョウセンゴヨウ (*Pinus koraiensis* S. et Z.), チョウセンカラマツ (*Larix gmelinii* var. *principisruprechtii* (MAYR) PILGER) 等の大径木であった。一方、「伐木搬出出願者取扱規程」により立木処分が許可され伐採された木材は、「木材検査買収規程」により所要量が買収され、残りは原木料の徴収後自由に売買されたが、それは主に小径木であった²⁹⁾。

統監府営林廠の成立前後^{30,31)}の伐出技術をみれば、次のとおりである。すなわち、営林廠

設置以前には、その労働者は清国人が多かったが、以後韓国人と日本人の比率が高まっている。まず、入山しておよそ10月から12月にかけて伐木造材が行われたが、伐採は運材に便利な箇所集中し、予定寸法以上の腐朽していない良質の林木だけが択伐された。そして伐倒された木材は、直幹良材のみに限り造材された。日本からの伐木・造材労働者は吉野・木曾からの出稼労働者が多かったが、彼らの伐採道具である土佐斧、土佐鋸、ハツリ斧等が、貸与形式で伝播され、従来「トッキ」（韓国斧）で行われていた玉切りもすべて鋸びきて行われるようになった。

次に営林廠設置以前の集運材は、主に牛馬による轡曳運材が行われた。まず、初冬に伐木地から到着地点まで集材路を開設し、積雪と同時に集材された。営林廠の設置以後の集材作業は、1人の日本人の監督下で韓国人10~20人の単位で行われ、主に牛曳、あるいは人手による鳶、運材鳶、「トチ」籠、綱の他、木馬、山落し等によって行われた。

集材された後、山元運材が行われた。これは山落し、牛曳、木馬出し、修羅出し、小規模の森林鉄道などの方法によったが、牛曳が一般に多く、冬季結永期に普通1本曳として行われ、その材積は2尺メ程度であった。

このような山元運搬の終了後、「川出し」が行われた。「川出し」は、「管流」と「筏流」に分けられるが、さらに「筏流」は鴨緑江の本流（恵山鎮下流）と支流（恵山鎮上流）により、前者を「筏流」、後者を「小川出し」とした。まず「管流」は、河流に木材を投入して水力によって流送する方法であるが、これは筏流の見込みがない所と比較的少材積が搬出されるときに用いられた。すなわち、木材を搬出するのに水量が不足である場合溪水を堰き止め、貯水を一時に放出してその水勢をもって木材を流送することで、鉄砲堰といい、水勢の減退するに従い再び貯水した。その後、「小川出し」が行われるが、そのためにはまず編筏が行われた。この編筏作業は、当時鴨緑江流域で使われた中国式に比べて、搬出量等が多かった日本の新宮式が使われた。編筏は目賀切、切揃、裏殺、檢木、搦の後、土入の順序で行われた。なお、編筏土場は水量が豊富であり、木材の土入が容易な箇所が選ばれた。営林廠では、この「小川出し」までが請負によって行われたために、請負人が編筏夫の募集から出発手当の支給等までを一括して担当した。

引続き、恵山鎮に貯材された木材は、新義州まで筏流されたが、それは直営事業によって行われた。この筏流の労働者は、日本の木曾、吉野、紀州、十津川等から調達された。すなわち、日本の中でも「紀の川および熊野川（上流は北山川と十津川）の流筏は著名で、そこでの編筏技術と流筏技術とは高度の技能者を生み、戦前の朝鮮半島での鴨緑江、豆満江の流筏はこの地域からの筏夫の定期的出稼によって運営」³²⁾されたのである。筏夫の募集方法は各組長を定め、各組長が10~20人程度の技術良好な筏夫を自ら募集した。その際、出発手当、船賃を支給し、組長には渡韓後、組の筏流賃の3%が取締手当として支給された。

一方、筏流による木材の搬出は約3ヶ月かけて行われたため、木材の歩止りは低かったと

思われるが、1910～20年代の官行斫伐の歩止りが約50%、1930年代が約40～50%に過ぎなかったのに対して、当時の木材歩止りは約60%を上回っている。その理由としては、形質の良い林木だけが択伐されたためと推察される。

第3節 森林法の発布と地籍届出

1908年1月24日法律第1号により制定公布された森林法は、韓国における最初の森林に関する法律であった。その主な内容は（本文18条、附則4条）、(1)林野の所有区分、(2)保安林の設定、(3)部分林の設定、(4)森林保護に関する規程であった。そしてこの森林法の第19条に「森林山野ノ所有者ハ本法施行ノ日ヨリ三箇年以内ニ森林山野ノ地積及面積ノ見取図ヲ添付シ農商工部大臣ニ届出ツヘシ期間内ニ届出ナキモノハ総テ国有ト看做ス」³³⁾と規定され、国有林の創出が計られている。しかし、その提出期間内に韓日合併となり、その提出物はただ受理されたにすぎなかった。なお、その実績は予想を大きく下回るおよそ220万町歩（全林野面積の約1/7）であった。

一方、森林法の最大の狙いであった部分林制度を推進するために、1908年に「国有森林山野部分林規則」³⁴⁾が制定され、部分林設定区域を5町歩以上に、存続期間は100年までとし、そのうち民収分は90%とされた。そしてその推進に当たっては、「母国ニ於テモ農業若ハ水産業経営ノ爲メ朝鮮ニ移住スルモノニ対シテ執レル政策ト同シク彼土ニ於テ林業ヲ経営シ殖林ヲ企畫スル者ニ対シ各府県ヨリ一定ノ奨励金ヲ與ヘテ斯業実行者ノ移住ヲ増進セハ効果必ラス見ルヘキモノアルヲ疑ハス」³⁵⁾として、林業殖民による部分林制度の推進が主張された。

なお、その推進のため、韓日合併直前に、官民有林野の配置状況、林相の概要等の把握を目的とする「林籍調査事業」³⁶⁾が実施された。この林籍調査の調査期間は僅か5ヶ月足らずの極めて大雑把なものであったが、それにより韓国の森林総面積は約1,585万町歩であり、その中で国有林面積は約52.4%に達していたことが初めて把握されている。このように、国有林が多かった理由としては、「当時該法令ノ周知徹底セザリシト且所有ヲ認ムベキ標準ノ厳ナリシトノ為多年占有シ来タル林野ハ勿論私有タル証拠ヲ有スルモノモ大部分ハ国有トシテ取扱ワルルニ至レリ」³⁷⁾と当時の事業報告書に述べられているように、地元民と密接な関係にあった入会林野を認めなかったことと共に、証拠がある森林すら総督府の権力によって大部分が国有化されたことがあげられよう。

しかし、この林籍調査の結果を基礎として、「韓国の林野整理に関する意見書」³⁸⁾が韓国と日本の両政府に提出され、これに基づいて韓日合併以後の国有林経営が行われるようになった。この森林法の発布に伴う林野の所有区分は、経営の根幹である所有権の所在を明らかにする基礎的な事業であるとともに、結果的には日本の利益を計るための措置であったといえる。

第4節 小 括

韓国の森林は、清国人の商業資本によって19世紀後半から伐出事業が始められたが、その後、諸列強の中でも特に日本によってその事業が組織的に行われた。すなわち、その実施を直接的に踏み切らせる契機となったのが、1904年に勃発した日露戦争前後に実施された日本政府による森林諸調査であった。それに基づき、国有林の伐出事業を官業とすること、及び部分林制度を推進することが重視された。ここで強調しておきたいことは、それらのうち前者を植民地政策遂行の財源確保と位置づけたこと、後者を森林荒廃の解決策として位置づけたことである。すなわち、日本政府は鴨緑江流域の森林経営を通じて将来における朝鮮総督府の財政に貢献するとともに、鴨緑江流域の木材市場の販路独占の支柱として、同地域の森林を国有林として位置づけ、それを囲い込むことによって、日本の木材市場独占体制を維持しようとしたのである。

このようなことから、伐出事業を大規模に展開することが緊急の課題とされ、1907年に特別会計法の制定及び統監府営林廠の設置が施行された。また1908年には国有林及び私有林を確定するための森林法が制定された。一方、木材生産は年間20~35万尺メ行われ、その搬出は畜力、修羅、流送等を主としたが、編筏、筏流の労働力は日本からの出稼ぎ労働者（全労働者の約50~70%）によって担われた。またその推進にあたって、筏流のみを直営とする部分請負制度が導入されるとともに、営林廠材の販路拡張のための諸施策の実施、さらには鉄道運賃の特別割引などを実施し、国有林での木材生産量は大幅に増加した。

以上、本期は、以後の国有林経営を行うための準備的性格を持っていたといえよう。

引用文献

- 1) 永田正吉、西田又二：韓国森林調査書「北韓森林調査書」、p. 12, 1905.
- 2) 同 上, p. 16-17.
- 3) 西田又二、中牟田五郎：鴨緑江流域森林作業調査復命書, p. 42-47, 1905.
- 4) 大崎 登：鴨緑江—滿韓國境事情—, p. 216-220, 丸善株式会社, 1910.
- 5) 田中喜代次：韓国森林視察復命書, p. 74, 農商務省山林局, 1903.
- 6) 横 重博：国有林野事業の特別会計法立法史, 林業経営研究所研究報告 64-3, p. 78, 1965.
- 7) 岡 衛治：再び林業誌編集に就て, 朝鮮山林会報 178, p. 49, 1940.
- 8) 前 掲 1), p. 38.
- 9) 道家充之、長倉純一郎：韓国森林調査書「南韓森林調査書」、p. 55, 1905.
- 10) 前 掲 3), p. 40.
- 11) 前 掲 1), p. 39.
- 12) 前 掲 1), p. 40.
- 13) 前 掲 9), p. 56.
- 14) 前 掲 5), p. 31.
- 15) 前 掲 5), p. 33.

- 16) 前掲 10), p. 33.
- 17) 道家充之：韓国時代の林業に関する思い出話；朝鮮山林会編「朝鮮林業逸誌」, p. 2, 1933.
- 18) 前掲 1), p. 29-32.
- 19) 前掲 1), p. 33-35.
- 20) 前掲 6), p. 204.
- 21) 前掲 6), p. 206-207.
- 22) 前掲 6), p. 77-78.
- 23) 前掲 6), p. 208-209.
- 24) 平熊友明：朝鮮森林視察復命書, p. 70, 農商務省山林局, 1912.
- 25) 前掲 24), p. 92.
- 26) 鴨緑江採木公司編：鴨緑江森林及林業, p. 167, 1915.
- 27) 前掲 24), p. 86-87.
- 28) 前掲 24), p. 71.
- 29) 前掲 24), p. 73.
- 30) 前掲 26), p. 59-65.
- 31) 前掲 24), p. 74-84.
- 32) 島田錦蔵：流筏林業盛衰史, p. 7, 林業経済研究所, 東京, 1974.
- 33) 土井林学振興会編：朝鮮半島の山林, p. 18-20, 東京, 1974.
- 34) 朝鮮山林会：朝鮮林務提要, 1935年版.
- 35) 前掲 24), p. 210.
- 36) 斉藤音作：韓国政府時代の林籍調査事業；朝鮮山林会編「朝鮮林業逸誌」, p. 39-81, 1933.
- 37) 忠清南道：特別緑故森林処分事業報告書, p. 2, 1935.
- 38) 前掲 36), p. 59-81.

第4章 韓日合併以後の国有林経営の展開

第1節 国有林成立期（1910-1925）

（1）社会経済的条件

1910年に日本は、韓国に対し「韓日合併に関する条約」を強制することによって植民地化を実現し、植民地経済体制の再編成を目指してその制度的な措置を取り初め、1911年に「会社令」¹⁾を公布した。その狙いは、日本企業の韓国への投資を積極的に誘致することであったが、その内容は許可制が取られていた。また、1915年には「朝鮮鉱業令」²⁾が公布され、古河鉱業、久原鉱業、小野田セメントなどの鉱業資本の対韓投資意欲は急激に高まった。一方、林業関係では1917年に朝鮮製紙株式会社が創立され、1919年からは年間原木消費量約20万尺³⁾（全量が営林廠管内で生産された木材である）で、15千トンのパルプ生産が始まった³⁾。このような日本企業の進出は、「内地に於けるが如く、企業家乃至資本家の、単なる採算の見地より勃興したるものと見るは正確なものと謂へず、保護及助成政策が勃興に導いた点が多々」⁴⁾あったのである。

しかし、1919年の韓国独立万歳を連呼する群衆の全国的示威運動である「3・1独立運動」をきっかけに、日本はそれまでのいわゆる武断政治から文化政治へと転換し、一次産業中心の経済政策に転換した。すなわち、「朝鮮に於ける新施政」⁹⁾を発表し、それに基づいて、1920年から産米増殖計画の樹立と農業生産の拡大、会社令の撤廃と市場規則の改正、林業及び水産試験場の設置、産業諸機関の拡張等が、政策として打ち出された。

なお、1920年8月に法律第53号で「関税法、関税定率法、保税倉庫法及仮置場等の朝鮮に於ける特例に関する件」⁹⁾が公布された。当時までの木材輸入は、韓日合併以前の税率の適用により、原木・製材を問わず一律に従価7.5分の課税であった。また当時日本からの輸入木材は、建築用材の杉、松、樅の角材、丸太、板類と、檜、梧桐、落葉松等の鉄道枕木、杉丸太材の電柱などであった⁷⁾が、この措置により、板以外の製材及び厚木は工業原料であることから、無税で多量輸入されたのである。このような措置を取った理由は、第1次世界大戦以後の鉄道、通信産業等の発展、官庁の増派と増設に伴って、木材の需要が急激に増加したため、国境隣接地からの木材輸入によりその需要を緩和し、一面ではパルプ、マッチ軸木工業などを振興させるためであった。それに加えて、「関東大震災に刺激されて殺到せる米材樺太材は続い来れる沿海州材と相俟ちて忽ち内地都鄙に普遍横溢し余勢を駆って朝鮮に侵入し大正十三年早くも樺太材の組織的移入を計画せられ、先ず釜山に基点を置き南鮮沿海地方を席卷すると共に漸次北上し未だ不況に慣れず処すべき対策なき朝鮮材の異状なる衝動と混乱とを與ふるに至れるのみならず之が為に価格低落の急先鋒に擬せられ製材価格の如き滔々として落潮」⁹⁾したため、1926年3月には厚さ5寸以下の製材に対して1m³当り1.95円を課税するよう改正された。

(2) 森林令の公布と国有林区分調査事業

すでに1910年の韓日合併以前に韓国の国有林は、日本の植民地統治のための一財政確保の場として位置づけられ、まず国境地方の原生林を対象にして伐出事業が行われることとなったが、その経営を全国的に拡大させるためには、国有林の境界の確立が最も重要な政策的な課題とならざるを得なかった。したがって、1908年には「森林法」を公布し、地積届出を受けると共に、部分林制度の推進のため「国有森林山野部分林規則」を制定した。

しかし、これは以後次のような問題点が指摘された⁹⁾。すなわち、一つは、部分林制度の推進は、所有権の未確立に伴って、その権利の帰属が複雑であったことと、伐期まで無収入であったため、その推進実績がきわめて不調であったこと。二つは、前述した森林法第19条の規定は韓国の実情に適合せず、かつ無理な規定であったこと。三つは、韓国の森林は昔から無主公山という入会慣行によって、伐採が自由に行われたため、それを全面的に禁止することは、適当な措置ではなかったこと等であった。そのため、荒廃した森林を回復するとともに造林貸付処分を推進するため、1911年に「森林令」¹⁰⁾が公布された。

これにより、不要存林野の造林貸付処分が行われたが、そのためにはまず、国有、私有別

に所有権を確立することが前提となったため、国有林区分調査と林籍調査事業が推進された。しかし、この「区分調査事業は当時の現況に適應せる施措計画なりしと雖其の実績より逆賭すれば所有者及其の境界を法的に確定する林野調査事業と本末を転倒せるの憾なき能はず¹¹⁾」というものであった。このように、この調査事業の意義は、合理的な国有林経営の基本的前提である森林所有権の確立にあったといえるが、その一連の過程は「官権的な原始的蓄積と造林資本育成強行¹²⁾」のため、一般私有林野の権利確定を放置したまま、国有林の囲い込みを先行させたのである。それにより、1929年まで1万町歩以上の造林貸付処分を受けた大森林地主は、住友合資会社、東洋拓殖株式会社等、10社にのぼっている。すなわち、「部分林制度を廃し、借地料を取る貸付造林—譲渡の体系は、ある程度の資本の所有を前提としているのである。従ってこの政策は主として内地の民間資本の導入を合法的に保護する結果となった¹³⁾」。

以上のような国有林区分調査は1924年に終了し、国有林の面積は一応確定されたが、そのなかで1919年に林野調査委員会が設置され、私有林の権利の確定を図るための裁決事務を開始した。

（3）管理組織の展開

朝鮮総督府営林廠は、1910年8月の「朝鮮総督府営林廠管制¹⁴⁾」の公布により成立した国有林経営機関として、統監府営林廠と韓国西北営林廠の事業及び管理組織をそのまま継承した。1910年当時の要存国有林面積は、約530万町歩で、そのうち218万町歩が営林廠により経営され、残り312万町歩は殖産局林業課本部（殖産局林業課は1912年に農林局林業課に、1915年に同山林課に、1919年に殖産局山林課となった）で管理された。また、本部では火田、盗伐等の被害を防止するために、1912年の「国有森林山野保護規則」に基づいて同年に保護区16箇所、翌年には森林監視所12箇所を設置したが、森林管理の大部分は地方庁に委任された。すなわち、国有林では伐出事業が行われた国境地方の営林廠所管国有林だけが重視され、その以外は本部で所轄管理されたのである。

一方、前述した木材需要の増加に対応するため、国有林は木材生産を拡大する必要に迫られていたが、当時までの国有林経営の推進は「朝鮮森林特別会計法¹⁵⁾」のもとで行われていたため、まず資本金を繰り入れる必要があった。しかし、当時の日本の国内情勢から、資本金を増加させることは難しく、またその会計制度の成立は当初から国際法上の考慮によるもので¹⁶⁾、その継続の必要性をもたなかったため、1915年からはその会計を朝鮮総督府特別会計に繰り入れることとなった。

一方、このような木材生産拡大の要請は、国有林の管理に変化をもたらしている。すなわち、植民地の統治がある程度安定したこと等の理由から、1915年に初めて非軍人である齋藤音作が営林廠長となる¹⁷⁾とともに、また前述した「朝鮮に於ける新施政」に基づいて、1919年からは当時まで本部で所轄管理していた要存国有林に29箇所の山林課出張所が段階的に設立され、以後林業経営は積極的に展開されることになるのである。さらに、同年に「朝鮮国有林

仮施業案編成規程¹⁸⁾が制定され、国有林の事業は施業案に基づいて行われるようになった。

(4) 伐出事業の展開

韓国の国有林は1911年の簡易施業案、1915年の簡易施業案編成調査、および1919年の仮施業案編成規程のもとで、施業案の編成と施業方針が確立され諸事業が展開した。本期の営林廠所管国有林の伐出事業は、表IV-1にみるように、当初から官行斫伐と立木処分が行われたが、官行斫伐は前期と同様部分請負制度が採用された。すなわち、伐木造材、山元運搬及び編筏までを請負とし、筏流だけを工程払いによる直営事業とした。

表IV-1 国有林における伐採量の推移(1910-1925年)

(単位:尺メ)

年 度	官 行 斫 伐		立 木 処 分			合 計
	伐 木 造 材	同立木換算	道 所 管	営 林 署 所 管	計	
1910	142,036	284,072	156,479	30,951	187,430	471,502
1911	145,747	291,494	119,906	58,293	178,199	469,693
1912	102,242	204,484	273,209	30,617	303,826	508,310
1913	106,048	221,096	109,283	77,997	187,280	408,376
1914	245,920	491,804	273,198	75,782	348,980	840,784
1915	178,518	357,036	254,066	78,263	332,329	689,365
1916	344,947	689,894	220,955	196,205	417,160	1,107,054
1917	390,711	781,422	255,474	1,110,753	1,366,227	2,147,649
1918	282,853	565,706	744,141	653,952	1,398,093	1,963,799
1919	324,005	648,010	544,088	1,469,130	2,013,218	2,661,228
1920	233,887	467,774	262,904	716,671	979,575	1,447,349
1921	411,201	822,402	611,183	509,496	1,120,679	1,943,081
1922	457,098	914,196	613,319	571,095	1,184,414	2,098,610
1923	454,694	909,388	769,756	715,309	1,485,065	2,394,453
1924	494,691	989,382	803,132	837,693	1,640,825	2,630,213
1925	644,372	1,288,746	610,045	1,353,428	1,963,473	3,252,217

注) 1 官行斫伐については「朝鮮の林業(1929年版, P.42-43)」より、立木処分については「朝鮮総督府統計年報(各年次)」より作成。

2 1尺メは約0.38m³である。

しかし、1920年に至って全工程が直営事業体制へと大きく移行した。その理由は、当時の木材需要の増大に対応して、官行斫伐による木材生産量も急激に増加したが、部分請負による作業工程だけが重視されたため、伐採後の後継林の造成が国有林経営の大きな問題として顕在化したからである。また第1次世界大戦以後の鉄道、通信産業等の発展、官庁の再編と増設に伴って、木材需要が急激に増加したため、木材生産を拡大する必要に迫られたからである。それとともに、国有林の立木処分量も急激な増加をつづけた。すなわち、当時までは営林廠管内国有林における官行斫伐事業と立木処分事業を同時に行う場合、労働力の需給、河川の流送力等の条件から後者の実施が前者の圧迫要因となる等の理由のため、後者が制限される傾向にあったが¹⁹⁾、木材需要の増加は立木処分事業を飛躍的に増大させることになったのである。

また、当時の鉄道枕木の需要に対し供給量は絶対的不足の状況にあったが、木材景気の上

昇を背景とする日本からの移入枕木価格の高騰に対処するため、総督府による積極的な開発施策がすすめられ、立木処分量が1917年から飛躍的に増加した²⁰⁾。一方、本部所管国有林では、営林廠所管国有林よりも林相が全般的に劣悪であったため、当初からすべてが立木処分により伐採された。

この立木処分は、一時売却と年期売却の二つの方法が採用されたが、年期売却は「朝鮮総督府森林令施行規則」²¹⁾によれば、特別の設備をしなければ産物利用が困難な場合、あるいは特別の設備をすれば林産物の利用が増進しうる場合に、一定の区域における国有森林の主産物の種類と数量を指示して十年内の期間に毎年分割引渡しをする方法であった。この方法は、日本の1905年の「国有林野主要産物年期売払規則」と「国有林野産物年期売払手続」による年期特売方法とはほぼ同一であるが、日本のそれが特別施設をしなければ森林の更新計画にともなう林産物の利用が困難なとき、と規定しているのに対して、韓国のそれはただ特別の設備をしなければ産物利用が困難なとき、と規定されている。すなわち、日本の「府県国有林の年期売払は、その設定の対象となった林相がブナなどの広葉樹を主体とする奥地天然林であり、・・・国有林の奥地天然林の改良とそれによって取得する地代を高めようとする目的が強かった」²²⁾のであるが、韓国国有林の年期売却は、安価な木材を大量かつ長期間にわたって保障することによって、大資本を優遇するとともに、植民地政策の遂行のための森林収入を恒久的に確保しようとするものであったといえよう。当時の韓国の営林廠所管国有林は、鉄道・道路網などが未整備であったため、国有林の森林費の支出を増大させざるを得なかったが、日本国内の財政状況の厳しさにより、資本金を増大して自ら伐出事業を展開することが困難であった。したがって、森林費を支出せず一定の収入を確保するために採られた措置が年期売却による立木処分であったといえる。このような背景から、大資本を優遇する年期売払が拡大されることになった。

次に、そのような木材生産の拡大のため、推進された制度的な措置についてみれば、木材代金の延納制度及び木材価格の割引制度があげられる。すなわち、1910年から、「朝鮮総督府営林廠木材及製材代金延納＝関スル件」²³⁾に基づき、木材及び製材品の売払代金一口300円以上の大口取引に対し、代金延納取引を認める制度を取り入れるとともに、不良原木の名を以て払い下げ、民間需要を拡大させる一方、1912年には「物品売払代金延納規則」²⁴⁾が施行された。また、1916年には「木材価格低減＝関スル内規」²⁵⁾に基づき、大口取引者に対する木材価格低減の途を拓き、現金取引で9万円以上は0.5割、19.5万円以上は1割、30万円以上は1.5割が割り引きされ、大口取引商はそれに5分の口銭を掛けて木材業者に販売した。さらに、三井物産、新義州木材株式会社などの大口取引者に対しては、標準価格から2割を低減する特典が与えられた。

さらに総督府は、1918年に「森林産物特別処分令」を改正し、紙、マッチ、乾溜液、鉄道枕木など重要物産の製造業者に対して林産物を随意契約で売却できる道を開き、これら諸産業

の新設及びその振興が図られた。それとともに、道知事には材積 500 尺³、材価 500 円の範囲で、山林課出張所長には各々 100 尺³、100 円を越えざる範囲内で売却処分を委任させ²⁶⁾、木材生産量の拡大を図った。

一方、このような木材生産の拡大に伴って、国有林の伐採方法は巨木の択伐的な取扱いから、漸伐作業と皆伐作業の性格を持つ全伐作業へと移行するとともに、森林の更新作業への関心も高まっていった。すなわち、1916 年度には各種木材の利用調査と共に、従来はほとんど顧みられなかった伐採後の更新法の必要を認め、まず専任の職員 2 名をして、恵山鎮支廠管内におけるチョウセンカラマツの純林およびチョウセンカラマツと他の針葉樹との混交林、並びに中江鎮営林支廠管内でトウヒ、モミ類およびトウヒ、モミ類とチョウセンゴヨウとの混交林につき、これら森林の成立、林相の変化、稚樹の発生、林木の生長、結実状況並びに陰陽性関係、林内地被物および下木生育の状況、伐採跡地および火災跡地の状況等を詳細に調査せしめ、更新法決定のための基礎的調査が実施された²⁷⁾。

その具体的な内容は、当時の調査責任者であった後藤取蔵^{28,29)}によれば、チョウセンカラマツの純林においては、結実年度を利用しておよそ 4 年後の伐採箇所にて地表火をもって土地の準備、稚樹の発生を促進し、それが 4 年生内外となったとき上木の皆伐を行う、すなわち予備伐、下種伐を行わず 1 回の後伐による更新法で、稚樹の発生が不良である箇所については、補植するというものであった。また、チョウセンカラマツと他の針葉樹との混交林に対しては、結実年度を利用して地被物の掻起こしを行い、主としてトウヒ、モミ類の稚樹の発生を促進し、その後、4 年ないし 8 年において 1 回または 2 回伐採を行う、というものであった。これらの内容はチョウセンカラマツ林の成立とその推移に関する氏の予想をふまえたものであった。すなわち氏は、チョウセンカラマツ林は伐採後、天然には再び前林相へは復帰しないこと。またチョウセンカラマツ林と他樹種との混交林は、その遷移の過程で一部はチョウセンカラマツ林が点在する疎林となって最終的には消失し、また一部は林内にモミ、トウヒ類とチョウセンゴヨウが侵入し、最終的にはモミ、トウヒ類の森林となると予想し、その施業実行は経験上から約 5~10 町歩とすることが適当であると判断していた。この提案は採用されなかったが、それをきっかけに 1918 年に本部及び営林廠の関係者が恵山鎮支廠に集まって、林相視察の後、全般に全伐作業を採用することが有利であるとする結論を出している。

この時採別された森林の取扱要綱をみれば、「現在林の取扱要綱(抜粋) 1. 作業種 全伐作業 2. 立木の伐採歩合 針葉樹総材積の五割ないし七割(材種に依り相違う) 3. 造材歩止 伐採材積の四割五分ないし五割五分(材種に依り相違う) 4. 伐採跡地更新法 前生稚幼樹が成林期に於て、一町歩当約千五百本の林木を適當の位置に成立せしめ得る見込みの箇所に付いては、植栽を行はず、然らざる箇所に付いてはテウセンカラマツを植栽し、其の成林期に於て一町歩当千五百本の林木の成立を期す」³⁰⁾とされており、またこの全伐作業は漸伐作業と皆伐作業の区分が困難な場合に行う、というものであった。

このような全伐作業の採用理由は、第1に、木材需要の拡大に対応するため、木材生産量を増加する必要が高まったこと。第2に、当時の運材の状況から推察すれば、大径材の抜き切りがほぼ終わったことで、択伐作業の対象林分が極度に減少していたこと。すなわち、「営林廠所管森林中、近き将来に於て斫伐せらるべき見込の区域に成立せる主要樹種の性質と施業の集約度とは、択伐、矮林及中林の作業に適せざる」³¹⁾ 状況であったこと。さらに、第3として、鴨緑江流域の森林の自然的条件が良好であったことがあげられる。すなわち、統監府営林廠の時代に伐採された林分の調査結果³²⁾によれば、樹齢約80~300年、胸高直径8寸以上の上木の一町歩当り立木材積が約600尺³以上であった普天堡事業区での更新の状況は、チョウセンカラマツを主とする森林や、トウヒ、トウシラベ (*Abies nephrolepis* MAX.), チョウセンハリモミ (*Picea koraiensis* NAKAI), チョウセンゴヨウを主とする森林では、一町歩当りの稚樹の発生が、伐採以前において約2~4千本を数える等、その更新状況は比較的良好であった。第4に、これに対して、それまで実施された「数十町歩を越ゆる大面積の伐区により施業し」³³⁾ た林分の更新状態が不良であり、また林相が悪変されていることが明らかになり、幼樹の発生や生育に関して考慮を払う必要に迫られていたこと等もその理由としてあげられる。

以上みたように、韓国の国有林は、自然的には更新が極めて良好であったにもかかわらず、林相が悪化した伐採跡地が急激に増加したのは、大面積皆伐にもかかわらずその伐採跡地の更新は依然として天然下種が期待されていたからである。

当時の伐出技術については、前時代とほとんど変化がない。したがって、以下重複を避けその主な差異について述べる。前期では官行斫伐材を主に角材に造材したが、表IV-1~表IV-2にみるように、伐採量の増加や運材手段などの変化に伴って、この時期には伐採された木材は主として丸材で搬出された。すなわち、1918年の「伐木造材及検尺規程」では、「伐木ノ造材ハ丸材（末口八寸以上）丸太、電柱及小丸太トシ丸材ニテハ運材困難ナルモノ及角取ヲ有利トスルモノニ限り二面取又押角材ニ造材スベシ」³⁴⁾とされ、伐採点は地上1尺以内とすることが指示された。また、同年に「営林廠流筏業務規程」³⁵⁾、「筏夫組合規約準則」³⁶⁾が制定され、筏流労働者に対する管理が厳格となるとともに、同作業を実際的に管理する組長に対する手当が、前期には組筏夫稼高の3%が支給されたが、本期に入って鴨緑江地方では5~7%、豆満江流域では3~5%が支給されることになった。

表IV-2 国有林官行斫伐材の山地運搬手段構成の推移
(単位：尺³,%)

年度	牛 曳		軌 道		総 計	
	数 量	%	数 量	%	数 量	%
1916	294,272	92	25,208	8	319,500	100
1917	489,403	94	30,572	6	519,975	100
1918	284,285	83	56,432	17	340,717	100
1919	322,553	94	19,714	6	342,267	100
1920	212,172	87	30,636	13	242,808	100
1921	464,816	94	30,000	6	494,816	100
1922	409,644	91	42,319	9	451,963	100
1923	496,539	82	109,352	18	605,891	100
1924	467,059	74	161,587	26	628,646	100
1925	670,385	78	189,330	22	859,715	100

注) 「朝鮮の林業(1936年版, P. 47-48)」より作成。

ついで、木材生産の拡大の基本的な前提となった筏流水路や林道の整備等について述べる。本期の官行斫伐材の山元運搬手段の構成をみれば、表IV-2にみるように、1917年までは牛曳による山元運材が90%以上を占めているが、伐出生産の拡大とそれに伴う奥地化により、林道及び車道、森林軌道などが漸次敷設され、1926年には軌道運材が約30%の水準まで増加した。しかし、本期の主な運材手段は筏流であったため、森林軌道の拡張とともに筏流水路の整備がもっとも重視されていた。このような森林土木施設の整備による運材手段の変化が、木材生産の拡大をもたらした一つの技術的な要因となっていた。

(5) 造林事業の展開

この時期の国有林での造林事業は、1910年の「朝鮮林野整理に関する意見書」に基づいて行われた。すなわち、その方針は「(イ)成林地 現存木を利用しつつ可成天然更新法に拠る。(ロ)疎林地 現存木を母樹として天然更新を行ひ得る箇処は勉めて天然更新法によることとし、否らざる箇処は適宜伐採して人工造林を行ふ。(ハ)稚樹叢生地 苟も成林の見込ある以上は之を養護して成林せしめ必要あれば人工によりて若干の補植を為す、また到底成林の見込なき場合は人工造林を行ふ。(ニ)草生地 普通植栽(挿木又は人工播種をも含む)に依り成林せしむ。(ホ)禿裸地 平坦地及び緩斜地は普通植栽とし其他は簡易砂防、又本砂防工を施行す、但し裸出地の第1期植物たるカバ類、アキグミ、その他の灌木、カヤ・イタドリ等の草本種子を散播し是等の生育を俟ちて普通植栽を行ふも一法たるべし」³⁷⁾とされたが、直営造林地の選定方針は、京城附近、京釜線及び京義線の附近の要地と保安林に限られ、実際には国有林での造林は伐採地の更新ではなく、荒廃林地復旧を主軸にして展開した。

国有林の造林事業がそれまでの砂防的な目的から脱皮して、資源造成的な性格をも併有したのは、1920年代からである。すなわち、本部所管国有林では、造林の模範を示す等の目的から、1907年に日本の技術者による砂防造林が示範的に京城白雲洞と平壤牡丹台の2箇所で始まり、その後水原、大邱、開城等に拡大され、1911年以後には京城付近の荒廃山野の造林

表IV-3 国有林における造林実績の推移(1907-1914年)

(単位:町歩,本,%)

年 度	普通植栽		砂防植栽		計		活着比率
	面積	本 数	面積	本 数	面積	本 数	
1907	9	40,696	5	31,588	14	72,284	60
1908	219	984,196	5	13,000	224	997,196	48
1909	119	719,389	130	277,000	249	996,389	55
1910	122	374,025	409	502,406	531	876,431	71
1911	(補植)	19,320	96	758,730	96	778,050	91
1912	518	1,039,859	20	149,582	538	1,189,441	92
1913	45	580,040	59	434,828	104	1,014,868	91
1914	98	1,053,239	37	324,462	135	1,377,701	?
計	1,130	4,810,764	761	2,491,596	1,891	7,301,360	—

注)「朝鮮施政の方針及実績(1915年, P. 334)」より作成。

に主力が注がれた。その推移は、表IV-3に示すとおりで、砂防及び普通植栽が行われている。その植栽樹種は、アカマツ (*Pinus densiflora* S. et Z.), クロマツ (*Pinus thunbergii* PARL.), ニセアカシア (*Robinia pseudo-acacia* L.) が多く、またヤマハンノキ (*Alnus hirsuta* (SPACH) RUPR.), クヌギ (*Quercus acutissima* CARRUTH.), 白楊類など、その樹種は多様であった。しかし1916年のチョウセンカラマツ養苗の成功により、1920年代半ばにはアカマツ、チョウセンカラマツ、チョウセンゴヨウ等が中心的に植栽された。なお、1919年以後には山林課出張所の設置をきっかけとして、所管国有林内で1箇年に各百町歩を造林する計画が立てられ、1920年からは各出張所ごとに1~3町歩の苗圃が開設され、養苗事業が開始された³⁸⁾。

一方、営林廠所管国有林はなるべく「天然更新によるを得策」³⁹⁾としていたが、補植と未立木地造林の対象となる森林が少なくないこと、筏流に必要な捻木備林を造成する必要等から、1919年に次のような造林計画が立てられた。すなわち、伐採跡地は主として天然更新によって成林を図り、成林地の補植に関しては便宜の箇所に林間苗圃を設置し、天然稚樹を床替して養成する、また天然稚樹発生地は成林撫育によってその増勢を図る、そして、同地域の未立木地である16千町歩については30ヶ年計画をもって人工植栽による造林を図る、とするものであった⁴⁰⁾。

しかし、その人工造林はあくまでも補助的な位置に過ぎなかった。すなわち、恵山鎮、豊山及び甲山の3箇所に計4~5町歩の苗圃が開設され、チョウセンカラマツの種子が播種されたにとどまったのである。なお、甲山郡長平面及び晋恵面上層木の除伐、雑草の刈払い、蔓切り等の方法により、稚樹の成林撫育事業が130町歩にかけて実施され、また厚昌郡南社水で人工造林、萌芽造林によるモンゴリナラ (*Quercus mongolica* FISCH.), エゾノウワミズザクラ (*Prunus padus* L.) の捻木備林造成が始まっている。すなわち、表IV-4にみるように、未立木地造林が1922年から、伐採跡地の造林が1923年から始められている。このように、1920

表IV-4 国有林における造林実績の推移（1919—1925年）

年度	普通苗圃		林間苗圃		成林撫育		伐採跡地補植		未立木地植栽		捻木備林	
	面積	経費	面積	経費	面積	経費	面積	経費	面積	経費	面積	経費
1919	2,155	6,278	4,527	158	131	3,496	—	—	—	—	100	717
1920	10,348	10,588	—	—	102	2,739	—	—	—	—	67	548
1921	2,209	2,608	2,282	320	323	4,336	—	—	—	—	130	1,156
1922	4,682	3,554	3,783	473	785	12,704	—	—	7	150	263	2,736
1923	4,480	2,520	8,475	1,585	896	11,592	11	148	44	585	219	2,599
1924	10,516	6,630	3,701	916	1,421	15,019	55	512	44	668	74	892
1925	6,690	3,646	11,111	531	1,148	9,546	209	1,086	201	1,891	162	2,095
計	41,080	35,824	33,879	3,983	4,806	59,432	275	1,746	296	3,294	1,015	11,743

注) 1 普通苗圃の施業は、播種、床替、据置、挿條に、林間苗圃のそれは、床替、据置、播種に、伐採跡地のそれは、補植、人工下種に、捻木備林のそれは、母樹伐採、植栽および人工播種である。
 2 捻木とは、編筏する際、木材を連結するため、直径3m内外、長さ約30cmの細長い材を捻って作製したものをいう。一般に、捻木としては、モンゴリナラ(*Quercus mongolica* Fisch.), エゾノウワミズザクラ (*Prunus padus* L.) 等を利用する。
 3 「朝鮮半島の山林 (1974年, P. 62)」と「営林廠事業要綱 (1925年, P. 24-25)」より作成。

年代初頭までは伐採跡地の取扱いはほとんど放棄状態であったが、造林計画の作成により、人工造林以外にも天然林の成林撫育等が行われるようになったことは注目される。

引用文献

- 1) 朝鮮総督府：朝鮮総督府施政年報，附録 p. 18-20, 1910 年版.
- 2) 条約局法規課：日本統治時代の朝鮮「外地法制誌」第四の二，p. 451, 1971.
- 3) 高橋喜七郎：朝鮮に於ける木材パルプ工業，朝鮮山林会報 3，p. 31-33, 1922.
- 4) 朝鮮銀行京城総裁府調査課：朝鮮に於ける大工業の現在及将来，p. 3, 1933.
- 5) 朝鮮総督府：朝鮮に於ける新施政，p. 20-26, 1920.
- 6) 佐藤貞次郎：日滿関税政策の研究，p. 210-222, 東京経済調査局，1933.
- 7) 平熊友明：朝鮮森林視察復命書，p. 144-150, 農商務省山林局，1912.
- 8) 朝鮮総督府鉄道局営業課：朝鮮における林産品に関する経済調査，p. 405, 1931.
- 9) 斉藤音作：朝鮮森林令及附属法令制定の事情；朝鮮山林会編「朝鮮林業逸誌」，p. 196-200, 1933.
- 10) 朝鮮山林会：朝鮮林務提要，p. 37-40, 1935 年版.
- 11) 朝鮮総督府農林局：朝鮮林野調査事業報告，p. 71, 1938.
- 12) 萩野敏雄：朝鮮・満州・台湾林業発達史論，p. 9, 林野弘済会，1965.
- 13) 大日本山林会：日本林業発達史一農業恐慌・戦時統制期の過程一，p. 167-169, 1983.
- 14) 前掲 10), p. 6-7.
- 15) 榎重博：国有林野事業の特別会計立法史，p. 212-214, 林野庁，1965.
- 16) 同上，p. 79.
- 17) 岡衛治：再び林業史編纂に就て，朝鮮山林会報 178，p. 178, 1940.
- 18) 朝鮮総督府：朝鮮総督府仮施業案規程，p. 1-12, 1919.
- 19) 前掲 12), p. 75.
- 20) 林業発達史調査会編：三井物産株式会社木材事業沿革史，p. 91-92, 1958.
- 21) 前掲 10), p. 40-47.
- 22) 秋林幸男：戦前期における北海道国有林経営の展開過程に関する研究，北大演報第 35 巻 2 号，p. 205, 1978.
- 23) 鴨緑江採木公司編：鴨緑江林業誌，p. 247-248, 満州，1919.
- 24) 同上，p. 248-249.
- 25) 朝鮮総督府営林廠：木材標準価格表，1916.
- 26) 朝鮮総督府殖産局：朝鮮の林業，p. 36-38, 1921 年版.
- 27) 伊藤重次郎：営林廠の沿革と其の事業；朝鮮山林会「朝鮮林業逸誌」，p. 303, 1933.
- 28) 後藤収蔵：Untersuchungen ueber die Natuerliche Waldverjuengung bei Larix Dahurica Turcz, 北海道帝国大学博士学位論文，1925.
- 29) 朝鮮山林会：審査報告，朝鮮山林会報 59，p. 9-18, 1930.
- 30) 瀬尾源蔵：全伐喬林作業に就て，朝鮮山林会報 45，p. 5-6, 1928.
- 31) 同上，p. 7.
- 32) 松岡修三：鴨緑江上流地方に於ける針葉樹林の天然更新，山林 517，p. 2-13, 大日本山林会，1925.
- 33) 前掲 30), p. 6-7.
- 34) 前掲 23), p. 222-230.
- 35) 前掲 23), p. 230-238.
- 36) 前掲 23), p. 238-241.
- 37) 斉藤音作：韓国政府時代の林籍調査事業；朝鮮山林会編「朝鮮林業逸誌」，p. 65-66, 1933.
- 38) 朝鮮総督府：朝鮮の林業，p. 43, 1925 年版.
- 39) 朝鮮総督府：朝鮮の林業，p. 59, 1921 年版.
- 40) 朝鮮総督府：営林廠事業要綱，p. 23, 1925.

第2節 林政統一以後の国有林経営の展開（1926-1936）

（1）社会経済的条件

韓国においては従来農業が全産業の中心となり、米穀中心の産業政策が貫徹されたが、このような産業構造は世界恐慌下で深刻な打撃を受けた。このため、1932年には農山漁村の振興と自力更生運動、北鮮開拓事業、産米増殖計画の中止と工業発展を重点とする施策がかかげられた¹⁾。また、満州国の成立による輸出景気の上昇や軍需インフレーションなどの影響により、日本企業の韓国進出による工業化が積極的に推進された。その推進の背景には、総督府の厚い保護ばかりでなく、低賃金、低地代と共に、低廉かつ豊富な水力発電事業の発展があった²⁾。

一方、1926年から戦時体制に入る1937年の間における木材市場の動向について、韓国と日本の木材価格の推移をみると、表IV-5にみるように、この間の日本の木材価格は約180%上昇したが、韓国のそれは逆に約70%に低下した。このような木材価格下落の原因としては、

表IV-5 韓国と日本の木材価格の比較

（単位：円）

年 度	韓 国		日 本	年 度	韓 国		日 本
	木材価格	価格指数	価格指数		木材価格	価格指数	価格指数
1910	4.61	100	109	1928	3.70	80	190
1911	4.27	93	111	1929	4.02	87	178
1912	4.90	106	112	1930	3.47	75	137
1913	4.58	99	112	1931	3.07	67	137
1914	4.34	94	105	1932	2.83	61	152
1915	3.80	82	101	1933	3.86	84	193
1916	3.62	79	112	1934	4.65	101	226
1917	4.93	107	148	1935	4.86	105	228
1918	6.77	147	197	1936	4.99	108	237
1919	12.12	263	257	1937	6.09	132	351
1920	19.21	417	388	1938	7.54	164	435
1921	8.31	180	333	1939	7.93	172	531
1922	8.78	190	304	1940	7.75	168	650
1923	8.53	185	300	1941	8.47	184	714
1924	8.98	195	271	1942	?	?	715
1925	7.29	158	227	1943	?	?	721
1926	8.85	192	203	1944	?	?	804
1927	4.19	91	195	1945	?	?	1,022

注) 1 韓国の木材価格は、官行伐採材1尺メ当りの平均販売価格である。
 2 日本の木材価格指数は、日銀卸売価格指数である。
 3 韓国の木材価格の内訳は、萩野敏雄「朝鮮・満州・台湾林業発達史論（1965年、P.156）」より、日本のそれは赤井英夫「木材価格の趨勢変動に関する研究（1965年、P.26、P.66、P.133）」より引用。

関税政策、満州の銀変動及び国有林材の低価格政策の三つがあげられる。すなわち、第1には前述したように、1920年に「関税法、関税定率法、保税倉庫法及仮置場等の朝鮮に於ける特例に関する件」が制定され、木材輸入が無税となったため、樺太材等の外材輸入が氾濫した³⁾ことである。このため、1928年に「一、米材の内地並に朝鮮輸入を防ぐ為税率を引上ぐ、二、満州材の朝鮮輸入を或る程度迄制限し、朝鮮木材の自給自足を期するため現行の木材関税特例を撤廃し適當の関税を設く、三、満州材は朝鮮輸入には課税するも内地輸入には無税とす、四、朝鮮輸入満州材の税率は内地関税と均等を保たしむる為め大蔵農林両省審議中の改正決定と同時に決定する」⁴⁾という方針が決定され、1929年に同「特例に関する件」が「木材に対しては急激な輸入税の変化を避」⁵⁾けるため時間付きで改正され、ようやく1932年にそれが廃止された。第2に、1930年に金解禁となり、金の騰貴が対外為替の変化をもたらした⁶⁾ことである。これにより鴨緑江流域は、木材と直接の関係があった銀相場が大暴落し、木材価格はさらに低下した。第3に、国有林材の大部分が官庁や軍需へ供給されたほか、民需向けについても三井物産等の特定商業資本に価格を公表せず安価に販売する等、日本企業の誘致のための低価格政策が維持されてきたことである。すなわち、「官行斫伐材は官営製材工場の用に供するものを除き、すべて原木のまま売却していたが、これらの原木は主として売払地所在のパルプ工場及び製材工場等の加工原料となり、一部は電柱及び坑木用材としてそれぞれ需要地に配送された。次に官営工場における製材品のうち、官公署用材については直接配給し、市場向け製品については特定商（指定問屋）に払い下げ、特定商が一般需要者に配給していた。この販売方式は木材統制実施まで続」⁷⁾いたのである。この中で原木問屋（指定問屋）は、官行斫伐材のほか上流奥地林から伐採・筏流された木材のほとんどを引受け、一定の口銭（1尺メに付き約10銭）を以て、1930年代初頭には製材工場と消費者に1年間約40万尺メを販売した⁸⁾。

一方、軍需インフレーションと1932年の満州国の成立などによる木材需要の拡大によって、1934年によりやく木材価格は1910年の状態に回復したが、このような低木材価格政策下では集約な小面積施業は望まれ難く、収益をあげるためには、必然的に伐採面積を過大にせざるを得なかった⁹⁾のである。

（2）朝鮮林政計画の樹立と北鮮開拓事業

1926年に「朝鮮林政計画」¹⁰⁾が樹立された。その主な内容は、国有林経営機関の改革による経営強化と、民有林政の充実を図ることであった。この計画の樹立の背景には、1921年の「朝鮮産業委員会」で「林業に関する件」が審議・可決されたことがあげられる。すなわち、それでは「①木材需給の調節林の開発及保続を図る為国有林野の管理経営を統一し合理的施業を行うこと、②民有林野の造林特に荒廃山野の復旧を速成する適當の施設を行なうこと、③不要存林野に付ては造林の促進及縁故者の利益を考慮し適當の処分を為すこと」¹¹⁾があげられ、国有林経営の強化をはかることがその中心的課題として位置づけられた。そして、そのための国有林の重点事業として、①国有林野の存廃調査及び処分、②施業案の編成及び検討、③造林、

④森林産物の処分，⑤火田の整理及び森林の保護があげられた。

このような国有林の重点事業を推進するため，1926年，まず管理機関の統一を図る林政統一が行われた。すなわち，従来，国有林519万町歩は，営林廠が211万町歩を，殖産局山林課出張所が140万町歩を所管して経営し，残り168万町歩は各道で所管しており，そして営林廠211万町歩については60箇所保護区で，また，殖産局山林課および各道所管国有林308万町歩のうち175万町歩については65保護区で，14万町歩は山林監視所で森林保護事業が行われたが，残り119万町歩については特別な保護機関がない状態におかれていた。林政統一は，こうした状態を改善するため，これらの各経営機関を，山林部下の36箇所営林署と結合させ，国有林経営の管理強化を図ろうとするものであった。しかし，前述した木材価格の停滞により，国有林経営はむしろ縮小化の方向がすすみ，1926年に36箇所あった営林署は1929年に19箇所に，さらに1932年には11箇所に統廃合された（その後，満州国の成立による木材景気の上昇をきっかけに，営林署は1934年には12箇所に，1937年には14箇所に増設された）。また，営林署職員の人件費予算は1926年の約44万円から，1932年には約25万円に大幅に減少し¹²⁾，一事業区の面積は，1926年の約14万町歩から1932年には2倍の約27万町歩に増加した¹³⁾。

このような過程で，北鮮地方の開発により満州進出の足場を作ること，韓国内の人口の分散と日本人の移民の実施を狙った北鮮開拓事業が1932年から実施された。これは一方の植民地である樺太で実施される樺太拓殖計画と軌を一つとするもの¹⁴⁾であった。この北鮮開拓事業は1932年以後の15年計画（総経費2,683.3万円）で，森林事業（1,218.3万円），道路改修（838.0万円）及び鉄道敷設（627.0万円）の三事業を重点的に行う計画であった。

以上，本期の国有林経営は「朝鮮林政計画」，「北鮮開拓事業」に基づいて推進されたが，一方管理組織の面では1932年9月の行政整理により，従来営林署を統轄していた山林部が廃止され，林野に関する業務は再び農林局に移管され，農事業務と統一処理されることになった¹⁵⁾。すなわち，この時期は木材景気の沈滞等により，むしろ営林署の減少と事業の北部地方への集中が進み，当初意図した計画の実行を困難としたのである。

（3）伐出事業の展開

1926年からの国有林の伐採計画は「朝鮮林政計画書」によれば，1926年以後の30年間の期間計画に基づいてたてられた。そのうち1926年から1937年に至る伐採計画および実行量は表IV-6に示すように，立木売却処分3,317万尺メ，官行斫伐2,701万尺メ，計6,018万尺メの計画に対して，その実行量は，立木処分が133%（44,121千尺メ），官行斫伐が104%（28,194千尺メ），合計120%（72,315千尺メ）が実施された。このように，この期間，計画を上回る伐採が実施されているが，それはこの過程で整理期50年が設定され，老齢過熟林分の利用拡大等が重視されたことによる。すなわち，この時期韓国の国有林では整理期を林齢より極度に短く設定し，老齢林分を有利な時期に伐採することを意図したためである。しか

表IV-6 標準伐採量と伐採実行量との比較(1925-1940年)

(単位:尺メ,%)

年度	標準伐採量					伐採実行量			
	官行斫伐		立木処分			合計	官行斫伐		
	原木材積	立木換算	針葉樹	広葉樹	小計		原木材積	立木換算	歩止り
1925	600,000	1,200,000	1,410,000	290,000	1,700,000	2,900,000	644,373	1,224,907	52.6
1926	730,000	1,460,000	1,960,000	350,000	2,310,000	3,770,000	690,598	1,373,125	50.3
1927	800,000	1,600,000	2,050,000	380,000	2,430,000	4,030,000	758,651	1,547,421	49.0
1928	890,000	1,780,000	2,140,000	400,000	2,540,000	4,320,000	870,708	1,754,377	49.6
1929	970,000	1,940,000	2,220,000	430,000	2,650,000	4,590,000	970,178	2,038,495	47.6
1930	1,050,000	2,100,000	2,330,000	460,000	2,790,000	4,890,000	903,927	2,103,270	43.0
1931	1,120,000	2,240,000	2,280,000	540,000	2,820,000	5,060,000	687,132	1,747,866	39.3
1932	1,180,000	2,350,000	2,280,000	570,000	2,850,000	5,200,000	1,018,750	2,463,237	41.4
1933	1,240,000	2,470,000	2,280,000	600,000	2,880,000	5,350,000	1,122,856	2,691,741	41.7
1934	1,310,000	2,620,000	2,280,000	620,000	2,900,000	5,520,000	1,185,035	2,897,469	40.9
1935	1,410,000	2,810,000	2,280,000	650,000	2,930,000	5,740,000	1,137,743	2,844,358	—
1936	1,410,000	2,820,000	2,280,000	740,000	3,020,000	5,840,000	1,298,223	3,245,558	—
1937	1,410,000	2,820,000	2,280,000	770,000	3,050,000	5,870,000	1,394,870	3,487,175	—
1938	1,420,000	2,830,000	2,280,000	790,000	3,070,000	5,900,000	1,542,842	3,857,105	—
1939	1,420,000	2,840,000	2,280,000	820,000	3,100,000	5,940,000	1,614,800	4,037,001	—
1940	1,430,000	2,850,000	2,280,000	850,000	3,130,000	5,980,000	1,571,376	3,928,440	—

年度	伐採実行量				伐採実行率				
	立木処分			合計	官行斫伐	立木処分			合計
	針葉樹	広葉樹	小計			針葉樹	広葉樹	小計	
1925	—	—	2,010,582	3,235,489	102.1	—	—	118.3	111.6
1926	1,977,329	716,025	2,693,354	4,066,479	94.0	100.9	204.6	116.6	107.9
1927	2,230,795	841,832	3,072,627	4,620,048	96.7	108.8	221.5	126.4	114.6
1928	2,210,467	887,050	3,097,517	4,851,894	98.6	103.3	221.8	121.9	112.3
1929	1,996,379	735,853	2,732,232	4,770,727	105.1	89.9	171.1	103.1	103.9
1930	1,687,488	868,107	2,555,595	4,658,865	100.2	72.4	188.7	91.6	95.3
1931	2,099,866	844,061	2,943,927	4,691,793	78.0	92.1	156.3	104.4	92.7
1932	2,807,217	930,289	3,737,506	6,200,743	104.8	123.1	163.2	131.1	119.2
1933	3,509,421	1,097,565	4,606,986	7,298,727	109.0	153.9	182.9	160.0	136.4
1934	3,522,885	1,080,201	4,603,086	7,500,555	110.6	154.5	174.2	158.7	135.9
1935	3,455,184	785,988	4,241,172	7,085,530	101.2	151.5	120.9	144.7	123.4
1936	3,976,125	893,889	4,870,014	8,115,572	115.1	174.4	120.8	161.3	130.9
1937	4,073,478	893,847	4,967,325	8,454,500	123.7	178.7	116.1	162.9	144.0
1938	4,330,524	1,162,233	5,492,757	9,349,862	136.8	189.9	147.1	178.9	158.5
1939	4,087,056	1,305,327	5,392,383	9,429,384	142.1	179.3	159.2	173.9	158.7
1940	—	—	5,899,428	9,827,868	137.8	—	—	—	164.3

- 注) 1 「日林北支部第36号(1988, P. 30)」では、国有林の官行斫伐量の歩止まりを50%で作成したが、発表後新しく発見した朝鮮総督府「国有林経営計画(1931年)」では45%で、また「朝鮮の林業(1936年版, P. 45-46)」では表に示すように、1925年の52.6%から1934年には40.9%と計算されていた。これらにより、1935年からの国有林における官行斫伐量は、歩止り40%を一括適用した。
- 2 1935年からの伐採実行量は、m³単位のものを換算した(官行斫伐は2.62, 立木処分は3.0)。
- 3 立木売却処分の対象樹種は、主にアカマツ、クロマツ、チョウセンカラマツ、チョウセンゴヨウ、トウヒ・モミ、ヤマナラシ、ドロノキ、モンゴリナラ、ヤチダモ、クルミ、オノオレカンバ、シラカンバ等であった。
- 4 標準伐採量は「朝鮮林政計画書(1927年, P. 8-9)」より、また1925-1934年の伐採実行量は「朝鮮の林業(1936年版, P. 45-46, P. 66-67)」より、1935-1939年のそれは「同(1940年12月版, P. 54, P. 64-65)」より作成。

しその一方、伐採対象林分が老齡過熟林分であったため、森林の生長量は計算されず、したがって国有林における植伐均衡をいかに維持するかが当時の課題とされていた。なお、「城川水事業区施業案説明書」¹⁶⁾によれば、標準伐採量の決定には簡易な面積平分法が適用され、また作業種は前更作業と択伐作業の二つに区分されたが、両作業種の輪伐期については一括して100年とされている。また、前更作業の伐採方法は単位面積当りの最大利益を目標として後伐と下種伐を同時に行うとされたが、それとともに将来は複層林に誘導するため、胸高直径6寸以上の上層木については林地保護と更新を図るため母樹を残存し、また5寸未満の小径木については保育伐を重視することが指示された。伐採率はトウヒとチョウセンカラマツが70%、チョウセンゴヨウが80%と計画された。

このような方針に対して、実行においては主に前更作業が採用され、「天然更新を汎行する」¹⁷⁾ことが大部分を占めた。一般に、天然更新により後継樹を造成するためには、主に選木技術が重要な技術的要因となると考えられる。しかし、当初の施業についていえば、このことへの配慮はほとんど顧みられないままに実施された。すなわち、当初の伐採箇所から新義州、会寧の木材市場に運搬されるまで、百里内外の距離を筏流に依らなければならなかったため、水運に適合しなかった木材や小径木で編筏流下が困難な木材は、山地に残置された。すなわち、チョウセンカラマツ林では「1ha当り数十本の母樹を残して居るけれども、概ね被圧された小径木である為、まだ下種されぬ間に残存木が枯死すると云ふ有様を呈して居る」¹⁸⁾状況で、伐採跡地の残存林木は主に、①針葉樹小径木、②心腐等の不良木、③広葉樹¹⁹⁾等の三つを主体とするものであった。また、1927年の官行斫伐の資料調査²⁰⁾によれば、伐採木は直径6寸以上のもので、その伐採木の直径級別本数の割合は、直径1尺内外のものが一番多かったという。

これらの事業による1935年までの累積伐採跡地は約61万町歩と推定されるが、これを用途別にみれば、薪炭材生産17万町歩、用材生産44万町歩であった²¹⁾。このように、国境地方の伐採対象地の交通不便を反映して、伐採木は一定直径以上を要するとともに、経済的利用上からも伐採数量は相当の数量を要したため、一作業地の伐区面積も官行斫伐地では百町歩を超える場合が多かったという²²⁾²³⁾。以上みたように、韓国の国有林が木材価格の下落などの不況期に、一定の収益を確保することができた要因としては、管理費と事業費を節減するとともに、伐区の拡大による収入の拡大・確保を図ったことなどが考えられよう。

一方、1928年の「国有産物利用増進計画」が、1926年の国有鉄道の施設計画に従って推進され、搬出費の節減と伐出生産の増加をもたらした²⁴⁾。しかし、引き続き木材価格の停滞や不景気に伴って、国有林の森林鉄道の設置経費は、表IV-7にみるように、1929年の356千円から1932年には79千円に急激に減少した。しかし一方、1932年からは森林土木事業が北鮮開拓事業に位置づけられ、その一環として国有鉄道である恵山線、満浦線、東海岸線をはじめ、国境拓殖鉄道等が速成敷設されたことにより、木材の搬出経費が低減し、外材を駆逐して販路

表IV-7 年度別の森林土木施設の推移(1926-1939年)

(単位: km, 円)

年度	森林鉄道		森林軌道		林道及び車道		筏流水路		雑工	総経費
	延長	経費	延長	経費	延長	経費	延長	経費	経費	
1926	—	—	22.2	158,425	8.0	3,200	1,632	223,470	67,363	452,458
1927	—	—	31.4	236,422	4.3	8,522	1,856	135,635	40,985	421,564
1928	—	—	30.9	287,693	3.5	7,545	1,856	92,129	38,382	425,749
1929	28.0	356,035	27.8	147,872	13.8	12,049	1,884	196,182	31,163	743,301
1930	20.3	301,636	28.2	167,861	43.2	7,715	1,768	144,922	24,872	647,006
1931	—	132,700	33.6	84,800	21.6	5,087	1,608	143,655	33,698	399,940
1932	—	78,839	27.7	71,243	15.4	3,566	1,760	103,234	26,160	283,042
1933	—	134,439	51.6	206,963	72.1	9,058	1,899	133,336	44,645	528,441
1934	13.6	136,920	61.8	553,952	22.4	8,391	2,036	194,947	71,003	965,213
1935	20.0	265,481	396.0	457,672	330.0	20,981	2,076	254,762	107,104	1,106,000
1936	16.0	190,879	448.0	553,097	373.0	64,583	2,115	242,163	113,974	1,164,698
1937	3.0	292,168	475.0	558,624	402.0	12,282	2,312	204,970	127,608	1,195,652
1938	19.0	282,842	659.0	624,403	525.0	29,965	2,380	279,682	209,724	1,079,811
1939	11.0	242,953	658.0	701,961	570.0	150,924	2,410	255,000	178,507	1,184,386

- 注) 1 1926-1934年の森林鉄道, 森林軌道及び林道の延長は新設のみを, 1935-1939年のそれは新設及び補修を含む。
- 2 1935年からの森林鉄道の新設は, 北鮮開拓事業により行われており, また1935-1939年の森林軌道の敷設は, 経常部のほか臨時部(北鮮開拓事業により実行, すなわち1935年の31 km, 1936年の25 km, 1938年の9 km, 1939年の3 km)を含む。
- 3 筏流水路は, その年度の新設, 補修の総延長を含む。
- 4 雑工は, 臨時部と経常部の合計で, その内容は, 仮設物, 貯木所及び電話線の新設, 補修等である。
- 5 1926-1934年の内訳は「朝鮮の林業(1936年版, P. 51-52)」、1935-1939年は「同(1940年版, P. 56)」より作成。

表IV-8 国有林における官行斫伐材の山地運材手段構成の推移

(単位: m³, %)

年度	普通運材		軌道運材		林鉄運材		計	
	数量	比率	数量	比率	数量	比率	数量	比率
1934	457,926	66.1	175,267	25.3	59,587	8.6	692,780	100
1935	440,271	55.9	249,001	31.6	97,966	12.5	787,238	100
1936	470,031	56.1	248,870	29.7	118,247	14.2	837,148	100
1937	552,887	60.6	258,089	28.3	101,602	11.1	912,578	100
1938	590,829	62.0	271,651	28.5	89,986	9.5	952,466	100
1939	614,403	57.9	324,255	30.5	123,322	11.6	1,061,980	100
1943	557,821	53.1	341,329	32.5	151,978	14.4	1,051,128	100
	(84%)		(52%)		(58%)			

- 注) 1 1934-1939年の内訳は, 「朝鮮の林業(1940年12月版, P. 54)」より作成。
- 2 1943年の内訳は, 「朝鮮半島の山林(1974年, P. 143)」より作成。ただし, 原資料は, 友邦協会編「太平洋戦下の朝鮮」である。
- 3 1943年の内訳中()は, 予定に対する実績の比率である。

の開拓が図られた²⁵⁾。また、それまで減少傾向をみせた筏流水路の設備は、1933年から増加の傾向をみせ、その経費も1934年には前年の約2倍に増え、以後その水準を維持した。

次に、官行斫伐事業の山元運搬手段の構成は、表IV-8にみるように、当時まで運材手段の中心であった畜力が、1935年には55.9%に減少し、その代わりに軌道運材と林鉄運材が増加した。すなわち、1927年には江界営林署でインクライン²⁶⁾が、1929年には森林鉄道が敷設されてガソリン機関車が出現し、さらに1936年には自動車運材が始まった。以上、林政計画実施以前の旧営林廠所管以外の国有林では、木材資源培養、国土保全等の視点から伐採は抑制されていたが、営林署の設置に伴う施業案の編成、検訂事業の進展にしたがって、年伐採量決定箇所に対する開発が積極化され、1935年からは官行斫伐も行われるようになった。

一方、1931年までは、当時の木材価格の低迷を反映して、標準伐採率を若干上回っていた伐出生産量は、北鮮開拓事業の推進と国有林内の運材施設の整備、1932年の関税法の改正、満州国の成立及び軍事特需などが最大の要因となって、その後その生産量は急激に増加した。しかし、木材需要の増大にもかかわらず営林署の数がすでに11箇所へ減少し、官行斫伐による伐出生産には一定の限界を生じていたため、それを克服する手段として、立木処分への依存が飛躍的に高まった。このような木材需要増加の原因は、満州国成立にともなう建設活動の活発化にもかかわらず、木材生産が治安悪化によって逆に減少したため、1932年以後韓国が対満供給基地に変貌せざるをえなくなったことによる²⁷⁾。すなわち、鴨緑江材の出材高を安東側（満州）と新義州側（韓国）とに区分してみれば²⁸⁾、1924年は各々183万尺メ、62万尺メで安東側の出材量が3倍であったが、1928年には118万尺メ、138万尺メとなり、1930年には安東側の出材量は59万尺メで、新義州の121万尺メの半分以下におちこんでいる。さらに、1934年の北鮮製紙によるチョウセンカラマツのバルブ化の成功をきっかけに、当時まで消極的伐採にとどまっていたチョウセンカラマツ林約200万町歩での木材生産が積極的に取り上げられ、以後その生産量は急激に増加した。特にこの北鮮製紙工場は、チョウセンカラマツのバルブ化以外にも、人絹用バルブの生産を行ったが、これは当時世界経済のブロック化が進むなか、外貨蓄積を必要とした日本にとって注目すべき成果であった²⁹⁾。

このように新しい林政計画下で推進された本期の国有林経営は、木材価格の低下などによる不利な条件を克服する手段として、管理費と事業費の節減をはかるとともに、一方では事業区と伐区の面積を拡大し、さらには満州国の成立と北鮮開拓事業の推進により伐採量を急激に増加させた。しかし、一方ではそれともなう粗放な経営によって、保続生産のための経営基盤の造成はもちろん、植伐の均衡までも維持できない状況を現出させた。

（4）造林事業の展開

1926年以後の30年間の造林計画は、「朝鮮林政計画」によれば、人工造林による未立木地の解消とともに、天然更新においても前期よりは保育事業を重視する内容であった。すなわち、その計画は1926年当時の国有林内の未立木地55万町歩中、農耕地処分10万町歩、売却

及び造林貸付処分 40 万町歩を除いた 5 万町歩に対して、33 千町歩の天然更新と 17 千町歩の人工造林を実施することであった。また、補植の対象地については新植地の全面積、ならびに天然更新地においては営林廠管内の伐採跡地の 7%、本部管内伐採面積の 10%である 36 千町歩が計画され、手入れは人工植栽苗木あるいは天然生育稚樹の育成をはかるため、全ての新・播植地(新植・播種地)を対象に柴草を刈払うこととされ、補植の年より連年 3 回、年間 104 千町歩が計画された。さらに、整地は天然下種により針葉樹の成林を容易にするため障害物を除去する作業で、伐採翌々年に伐採跡地を対象として営林廠管内の 25%、本部管内の 10%である 47 千町歩の実施が計画された。なお、成林撫育は、新・播植、整地と天然更新により成林された森林を対象とし、混生雑木の刈払いあるいは密生林分の疎伐を行う作業で、新・播植後 15 年目、整地後 10 年目、天然更新地は伐採翌々年に、58 千町歩を実施する計画が立てられた。

これに対してその実行状況は、表IV-9に示すように、1926年から1934年の間に、伐採跡地の補・播植(補植・播種)については約28%(1万町歩)、成林撫育作業についても51%

表IV-9 国有林における造林計画と実行の比較(1926-1940年)

(単位:町歩,%)

年 度	新・播植			補・播植			手 入			成林撫育			整 地		
	計 画	実 行	比率	計 画	実 行	比率	計 画	実 行	比率	計 画	実 行	比率	計 画	実 行	比率
1926	2,000	3,068	153	4,000	331	8	9,000	4,172	46	3,000	1,253	42	3,000	?	?
1927	2,000	5,295	265	4,000	580	15	11,000	7,060	64	6,000	2,616	44	5,000	?	?
1928	2,000	7,471	374	4,000	29	1	12,000	9,389	78	6,000	3,046	51	5,000	?	?
1929	2,000	5,896	295	4,000	843	21	12,000	14,159	118	6,000	1,121	19	5,000	?	?
1930	2,000	7,146	357	4,000	1,788	45	12,000	18,996	158	6,000	1,098	18	5,000	?	?
1931	2,000	6,795	340	4,000	2,284	57	12,000	20,352	170	7,000	943	13	6,000	2,175	36
1932	2,000	7,742	387	4,000	1,866	47	12,000	23,379	195	7,000	3,805	54	6,000	?	?
1933	1,000	8,367	837	4,000	1,290	32	12,000	24,115	201	8,000	4,559	57	6,000	1,356	23
1934	1,000	9,505	951	4,000	973	24	12,000	24,472	204	9,000	10,871	121	6,000	800	13
計	16,000	61,285	383	36,000	9,984	28	104,000	146,094	140	58,000	29,312	51	47,000	?	?
1935	1,750	4,980	285	5,750	5,507	96	?	?	?	12,500	19,155	153	3,000	1,232	41
1936	1,750	4,542	260	5,750	8,076	140	?	?	?	12,500	19,004	152	3,000	1,400	47
計	3,500	9,522	272	11,500	13,583	118	?	?	?	25,000	38,159	153	6,000	2,632	44
1937	1,750	4,976	284	5,750	10,611	185	?	?	?	21,140	26,730	126	8,960	1,953	22
1938	10,750	5,466	51	21,500	11,592	54	?	?	?	26,390	29,802	113	8,960	2,126	24
1939	10,750	7,979	74	21,500	11,734	55	?	?	?	26,390	27,581	105	8,960	1,552	17
1940	13,750	12,933	94	25,000	10,306	41	?	?	?	28,390	19,530	69	9,760	1,933	20
計	23,250	18,421	79	48,750	33,937	70	?	?	?	73,920	84,113	114	26,880	5,631	21

注) 1 1926-1934年の各事業別計画量は「朝鮮林政計画書(1926年, P. 17-25)」より、1935-1939年のそれは「朝鮮の林業(1938年版)」より作成。なお、1926-1934年の各事業別実行量は「朝鮮の林業(1936年版, P. 70-71)」より、1935-1939年のそれは「同(1940年12月版, P. 45)」より作成。

2 1931年の整地量は「朝鮮山林会報94(1933. 1, P. 34)」より作成。

（約 29 千町歩）が実行されたにすぎない。しかし、未立木地の人工造林は、同期間の計画量 16 千町歩を約 3.8 倍上回る 61 千町歩が実施され、また手入れ作業も同期間に計画量 104 千町歩に対して 140% の約 146 千町歩が実行された。前述のように、数百町歩を超える大面積皆伐施行後の伐採跡地は、ほぼ天然更新に依存しながらも、その一方では未立木地の人工造林と手入れ作業が計画を超えて達成されたのである。当時の植民地政策下での一連の制約にもかかわらず、未立木地造林が計画を超えて達成された背景として、第 1 に、国有林における砂防造林の重視があげられる。すなわち、1926 年に制定された林政計画を推進するためには造林事業を政策として位置付ける必要があったが、伐採跡地の造林は経費支出の抑制という視点が強く、未立木地造林のみが重視されたのである。すなわち「伐採跡地ニ対シテハ造林費ノ節約ヲ図ルハ林業経営上最緊要ノコトナルヲ以テ闊葉樹ノ伐採跡地ハ勿論針葉樹ノ伐採跡地ニ於テモ可成天然更新ニ依ルコトトシ人工ヲ加フルハ天然力ノ不足ヲ補フ程度ニ止メムトス今伐採跡地ノ状況ヲ見ルニ無経費天然生育地其ノ過半ヲ占メ其ノ他ハ整地、成林撫育等若干ノ手入ニヨリ更新ヲ期シ得ル」とし、一方「砂防工事ヲ施ササレハ国土保全上ノ害アル京城附近、慶尚北道慶州其ノ他国有林ノ内禿裸地一萬二千町歩ニ対シテハ砂防植栽ヲ行フ」と計画されたのである³⁰。第 2 に、経済恐慌によって、低賃金労働者が豊富に存在し、造林労働者が容易に確保できたことがあげられる。すなわち、「森林令」の規定にもとづいて、「朝鮮総督ハ森林ノ所有者若ハ占有者、第 9 條又ハ第 10 條ノ地元住民ヲシテ共同シテ森林ノ保護又ハ造林ノ事業ニ従事セシムル為必要ナル命令ヲ発スルコトヲ得」、「朝鮮総督ハ本令ニ規定スル職権ノ一部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得」³¹の措置がとられ、これにより造林労働力を森林令の規程に伴う出役によりながら、その大部分を無償で確保できたのである³²。そしてそれ以外については、地元農民を臨時的に雇用したが、造林労働者の賃金は韓国人伐木労働者の半分にも達しない小額であった。

しかしその造林事業の推進は、当時の木材景気を反映して極めて粗放に行われた³³。すなわち、1927 年頃の ha 当たり植栽本数は約 2 千本であったが、1934 年には植栽面積の増加にもかかわらず、ha 当たり約 1 千本という極端な疎植が行われた。また、造林樹種は 1929 年を分岐点として、それ以前においては要存国有林における砂防工事の実施によってアカマツ (*Pinus densiflora* S. et Z.), ヤマハンノキ (*Alnus hirusuta* (SPACH) RUPR.), ニセアカシア (*Robinia pseudo-acacia* L.) などの植栽が行われたが、それ以後の砂防工事は道所管国有林（京畿道）に移管されたために前述樹種の造林が急減し、その代わりに用材林造成が重視されて、アカマツ、クヌギ (*Quercus acutissima* CARRUTH.), チョウセンカラマツ, チョウセンゴヨウ等の樹種が増加した。なお新・播種造林は未立木地、火災跡地を対象として、1927 年からはアカマツ, チョウセンカラマツ, 広葉樹の 1 年生苗木による造林と播種造林が実施されたことにより³⁴, 造林平均単価は漸減する傾向を示している³⁵。

一方、1926 年以後 30 年間施行予定の「朝鮮林政計画」は 1935 年に次のような理由により

改正された³⁶⁾。すなわち、上記計画の樹立当時には、国有林の面積531万町歩、蓄積55千万尺メであったが、1930年代中頃には、その面積は455万町歩、蓄積は33千万尺メに減少し、それ以後の生産可能年数は30年と推定されたこと。それとともに、パルプ生産に対応するため、国有林では次のような方針の変換がなされたこと。すなわち、①施業案の編成及び検訂事業、②造林事業の促進拡充、③優良パルプ原料林の造成、④森林産物利用施設の改善、⑤国有林野の保護充実が重視されるようになったこと、である。

このような事情により1935年には、朝鮮林政計画の造林計画を変更し、伐採跡地造林計画と幼齡林撫育計画が立てられた。これでは、伐採跡地と幼齡造林地に対して、各々約2%である750町歩と約5%である1千町歩の新・播植と、3,250町歩と2,500町歩の天然生育地補・播植が計画されており、これの特徴は前の計画に比べ、天然更新の依存が段々高くなったことを示している。これに対する実行は、表IV-9にみるように、1935年の人工造林面積は前年の約半分程度にとどまった。これは、当時まで出役、低賃金の前期的な労働力によって行われた造林事業が、工業化の推進による賃金の高騰により、その推進には一定の制約がかけられたからである。したがって、それ以後の造林事業は、以前とは異なった内容の天然更新に変化し、その一層の強化が図られた。

一方、国有林の施業案の編成・検訂作業が進んだことにより、トウヒ・モミ類やアカマツ林の天然更新方法が考究されるようになった。すなわち、営林技師であった若宮敬次郎は、当時のアカマツ林は途中相で、それを天然に放置すれば、次第に針広混交林を経て、郷土樹種である広葉樹林へと推移するとし、このような森林生態を利用した施業を実施すべきであると主張した。すなわち韓国の中部の江原道通川郡所在国有林における「アカマツ純群叢は、火災其の他の人為的影響の加えらざる限りに於ては、安定な植生と看過し難く、自然アカマツ、ナラ類の群叢へ推移する傾向を有し……優勢種たるアカマツ及ナラ類の支配等は、何れも長年月に互るも、極めて旺盛な生長を持続し、百五十年を経過するも尚其の落調を示さないのである。蓋し此の群叢は、地力の維持改善に有効なる植物区系的構造を有しているからである……経済上の需要に於て、アカマツはナラ類の遙に追従を許さざるものであり、……此のアカマツ、ナラ類の群叢に到達する直前の植生を、施業上の目標として永久に之れが群叢の維持に努むることは最も緊要事」³⁷⁾であると述べ、鴨緑江と豆満江流域の代表的林分であるトウヒ、モミ類林とは取扱を異にしなければならないと主張した。そしてこれらに基づき、1940年から施行された「寧越事業区施業案」³⁸⁾等で、この考え方が重視されるようになった。

このように、本期の造林事業は、前期的労働力を利用した未立木地中心の人工造林が計画をこえて行われたが、一方では依然として自然力に依存する天然更新法が伐採跡地更新の主流をなし、また過伐による伐採跡地も増加する傾向にあった。しかし、天然更新についての一連の研究が進んだことにより、以後天然更新の内容に若干の変化がみられたことは注目しなければならない。

引用文献

- 1) 萩野敏雄：朝鮮・満州・台湾林業発達史論，p. 92，林野弘済会，1965.
- 2) 朝鮮銀行調査課：朝鮮に於ける工業の現状，p. 1-64 1935.
- 3) 伊藤重次郎，鴨緑江材の現状に就て，朝鮮山林会報 72，p. 8，1931.
- 4) 朝鮮山林会：朝鮮木関問題の成案，朝鮮山林会報 36，p. 49-50，1928.
- 5) 全国山林会連合会：我国に於ける木材関税及び其沿革，p. 290，1936.
- 6) 前掲 3)，p. 8-12.
- 7) 土井林学振興会：朝鮮半島の山林—20世紀前半の状況と文献目録—，p. 146，1974.
- 8) 長沢紀代司：木材の都新義州の製材業，朝鮮山林会報 91，p. 60-67，1934.
- 9) 室 陽介：江界営林署管内に於ける造林事業の概要，朝鮮山林会報 133，p. 52-65，1936.
- 10) 朝鮮総督府，朝鮮林政計画書，p. 1-77，1927.
- 11) 前掲 1)，p. 58.
- 12) 白乙善・大金永治：戦前期韓国における国有林経営の展開過程—伐出生産過程の分析—，日林北支論 36，p. 28-30，1988.
- 13) 林野庁：国有林野事業累年統計書，p. 93-96，107-111，1969.
- 14) 角永 清：北鮮開拓事業に就て，朝鮮山林会報 139，p. 8-14，1936.
- 15) 朝鮮総督府：朝鮮総督府施政年報，p. 27，1935.
- 16) 朝鮮総督府：城川水事業区施業案説明書，1928.
- 17) 大藪 勉：国有林造林事業の将来，朝鮮山林会報 135，p. 48-50，1936.
- 18) 林 泰治：豆満江上流地帯に於けるテウセンカラマツ林の天然更新状態と其の造林及施業上の取扱方法に就て，日本林学会誌（14）11，p. 2-4，1932.
- 19) 瀬尾源蔵：朝鮮国有林に於ける天然更新法の取扱に就て（1），朝鮮山林会報 48，p. 35，1929.
- 20) 同上，p. 35.
- 21) 前掲 17)，p. 48.
- 22) 瀬尾源蔵：全伐喬林作業に就て，朝鮮山林会報 45，p. 5-9，1928.
- 23) 前掲 19)，p. 36.
- 24) 清水綱吉：森林鉄道に就て，朝鮮山林会報 38，1928.
- 25) 渡辺豊日子：木材界の趨勢と朝鮮材，朝鮮山林会報 71，p. 4-8，1931.
- 26) 朝鮮山林会：白岩洞「インクライン」試験運材状況，朝鮮山林会報 36，p. 39-43，1928.
- 27) 前掲 1)，p. 138.
- 28) 前掲 3)，p. 8-12.
- 29) 王子製紙山林事業史編纂委員会：王子製紙山林事業史，p. 441，1976.
- 30) 朝鮮総督府：朝鮮林政ニ関スル説明書，p. 6-7，1926.
- 31) 朝鮮山林会：森林令；朝鮮林務提要，p. 37-40，1935.
- 32) 松井時雄：国有林に於ける造林労働人夫問題，朝鮮山林会報 182，p. 2-7，1940.
- 33) 白乙善・大金永治：戦前期韓国における国有林造林事業の展開過程，98 回日林論，p. 77-78，1987.
- 34) 朝鮮総督府山林部造林課：昭和 2 年国有林 1 年生造林及播種造林成績概要，朝鮮山林会報 37，p. 44-49，1928.
- 35) 前掲 17)，p. 48.
- 36) 朝鮮総督府農林局：朝鮮林政計画改訂の理由，謄写本，1935.
- 37) 若宮敬次郎：朝鮮中部に生育するアカマツ林の生態学的一考察，日本林学会雑誌 13 卷 10 号，p. 686-689，1931.
- 38) 寧越事業区施業案説明書，p. 135，1940.

第3節 戦時体制下での国有林経営の展開 (1937-1945)

(1) 社会経済的条件

1930年代から積極的に推進された工業化政策は、1937年の日華事変の勃発による戦時経済体制への突入と、それに伴って発布された1937年9月からの「軍需工業動員法」の適用等により一層強化された。これらにより1932年に農林業が42%、工業が24%を占めていた韓国の各産業の総生産額は、1939年には農業が42%、工業が39%となり、また1936年に約5,700万円であった土建工事請負額が、1938年には約1.7億円となって3倍程度増加した¹⁾。

このような工業化の推進と土木・建築工事の活性化に当たっては、まず軍需関連部門の産業が優先的に重視された²⁾。なお、1937年5月には「暴利取締令」が発布され、引続き1937年10月に「木材の輸出入臨時措置法」が発布され、製材品等に限って輸出許可制が取られた。このような一連の動きは、「戦時経済の効果的遂行の為に物資の配給統制」³⁾を一層強化する必要があるものであり、また1938年の京城のカラマツの木材価格が、1937年の約1.5倍に急激に上昇したこと等に対応したのもであった。

一方、1938年8月から官行斫伐材(丸太及び製材品)を軍需、官需、生産拡充用として低価格で処分する方針をとり⁴⁾、引き続き、1939年5月に公定価格決定までの暫定措置として価格凍結を告示したが、翌6月に4つの市場(京城、新義州、城津、会寧)における国内産木材の公定価格を決定した⁵⁾。さらに、日華事変の長期化、国際情勢の悪化などを背景とした米材の輸入禁止、南洋材の輸入制限などにより、木材需給が一層困難となったため、1940年11月には、「林産物を原料とする工場、設備等に関する件」⁶⁾を公布し、木材、生松脂、アベマキ皮などを原料とする工場の新設、拡張、譲受、借受を許可制とした。

ひきつづき、1941年からの第2次世界大戦の勃発により、1943年の木材需要量は事変前の約1.7倍程度まで増加する等木材需給はさらに深刻化したが、1942年の用材供給量はその需要量の55%に過ぎない状況であった⁷⁾。このため、1942年に木材生産の拡充、木材の優先順位による配分、低価格の維持を目的⁸⁾とする「木材統制令」⁹⁾、同「施行規則」¹⁰⁾が発布された。

その後、戦局悪化を反映して、1943年7月に木材統制一元化のための機構単純化が実施され、「木材統制運営要綱」¹¹⁾の改正に基づき木材集荷、配給機構は朝鮮木材株式会社を中心に再編成されるにいたるのである。この朝鮮木材株式会社は、1942年2月に木材統制機関として設立され、その資本金は1千万円(20万株)で、大株主として東洋拓殖が13,200株を、新義州合同製材株、威興合同木材株、朝鮮合同木材株、三井物産株が各々1万株ずつを所有した¹²⁾。また、このような木材統制を実現するため、国有林経営は以前よりも1層伐出生産に重点を置いた形で展開した。

（2）管理組織の展開

国有林は、戦時体制への突入による木材需要の増加により、まず1937年に2個の営林署を増設した。引続き、1940年4月の営林機関の統一による道所管要存予定林野の営林署移管に伴い、1942年11月には再び林政機構の簡素化を図り、国有林野532万町歩のうち428万町歩については営林署に保護機関を配備し、それ以外に対しては道で保護に当たさせた¹³⁾。さらに、1942年12月には従前の農林局下の林政・林業両課を鉱工局林産課に統合した。これらにより、林産課は木材生産（主として国有林関係の木材生産部分を担当）、木材統制、特殊林産、造林（元林政課の民有林造林係と国有林造林係を合併したもので、実質的内容は砂防、種苗及国有林造林関係の業務を担当）、総務、管理の6係となったが、業務の少なくない部分を道に移管したため、従前より職員は相当数減少した。すなわち、「林業行政の簡素強力化を図り以て林産物の飛躍的な増産を期」¹⁴⁾すための措置であったのである。それらにより、「森林令施行規則」等も改正され¹⁵⁾、道知事の権限がかなり強化された。

（3）伐出事業の展開

本期における国有林の伐出事業は、軍需用材とパルプ材生産を中心に拡大された。これは、朝鮮産業経済調査委員会の要請に基づいて、森林の利用増進、工業原料農林産物の増進（木材パルプ資材を増殖すること、軍需工業用材の増殖を図ること）が、パルプ産業、地下資源開発等の急激な発展に伴って重視されたことによっている¹⁶⁾が、これらにより、前述したように（表IV-6参照）、1938年の伐出生産量は標準伐採量158.5%、1939年には同じく158.7%、1940年には同じく164.3%と過伐された。それを地域別にみれば¹⁷⁾、1935年からは旧営林廠所管国有林以外の大同江上流と江原道国有林でも官行斫伐が行われたが、その生産量の約80%以上は鴨緑江流域国有林における針葉樹林であった。

一方、1937年に造林事業、木材加工事業を推進するために設立された朝鮮林業開発株式会社は、貸付を受けた国有林内で1938年から木炭（工業用、軍用、ガソリン代用）生産を行ったが、国有林でも広葉樹の集約的利用の見地から、1935年の江原道麟蹄郡内面広院里に京城営林署広院里製材所を設置して、年間約3千m³の製材を始め¹⁸⁾、また1941年からは官営を主として黒炭の製造に着手し、その後も引続き製炭事業を実施した¹⁹⁾。

また、1939年までの森林土木施設状況は、表IV-7にみたように、林道、車道が610km、森林鉄道110km、森林軌道624km、筏流水路2,410km等へのほり、このような搬出施設の整備が木材生産の拡大を可能にした。すなわち、軍用用材を中心とする戦時増伐実情のもとで、1939年に「朝鮮国有林施業案規程」を制定し、皆伐喬林作業級、前更喬林作業級、択伐喬林作業級などの採用を内容とする施業案の編成替えが行われたが²⁰⁾、伸展した搬出施設は、こうした木材輸送量の拡大を可能とする役割を担ったのである。そしてそれは、一方では天然更新補助事業に変化をもたらす技術的条件ともなった。すなわち、当時までは交通網が不備で、植栽木の山元への運搬や労働力の投入が困難であったこと等を主な理由として、造林費

の投資抑制等が行われていたが、北鮮開拓事業の進展に伴う運材搬出路の整備は、施業案調査の進展等とともに、更新作業の集約化をすすめる条件をつくりだしたのである。

一方、1942年の木材統制令では、「国有林野における原木生産部門たる伐採事業は、一半は官直営をもって実行し、一半は諸種の事情により、これを民間事業に委し実行せしめつつあるが、民間業者の伐採業者にありては営利を主として作業技術もまた幼稚なるため、林木の集約的利用並びに跡地更新の完全を期し難く、運材施設の如き資力の関係上恒久的施設に乏しく、事業実行についても業者間に連絡統制を欠き人夫及び役牛等の争奪をなし、資材及び労力を消費し、いたずらに木材の生産原価を高騰せしむる等、不合理、不経済の点多」²¹⁾なることを指摘し、以後、国有林材の生産計画は鉱工局本部で樹立することとし、国有林立木払下げ材の生産、出荷については国有林原木生産組合の統制により行われることとなった。そして、国有林の伐出産量についても、以前とは異なって、木材需要量から木材輸入可能量を差引いた量を伐採することとなり、これによって1943年の用材生産目標は、前年比2割増の1,200万石と計画された。さらに同年8月からは、木材増産運動が開始され、国有林、民有林ともに3割増の超過伐採が指示された²²⁾。また、1944年の国有林の用材生産計画量は、814万石であったが、同年1/4半期の実行量は、計画量226万石に対して約240%超過の540万石となり、特に官行斫伐は約300%の過伐となった²³⁾。

なお、伐採労働力についてみれば、伐採事業の拡大により不足する状況となった。このため、1942年には「朝鮮ニ於ケル木材充実対策」²⁴⁾が樹立され、林内植民制度の推進が計画された。それに加えて、1943年には伐採労働力の確保のため、地元住民による奉仕作業を強制し、引続き1944年には「木材増産確保対策」²⁵⁾が樹立され、木材生産必需物資を重要産業に準じて増配すること、労務調整の合理化を図ること、役牛の確保統制を図ること、さらに「国有林立木払下に当り支障なき限り毎木調査を省略し処分迅速を期す」すること等の方策が講じられた。なお、1944年には「朝鮮木材生産責任制要綱」²⁶⁾が制定され、「保安林、寺利有林、公有林たるを問はず底力ある全森林を動員して負荷せられたる責任生産量を確保」²⁷⁾するため、国有林の伐採事業は、戦局悪化に伴って夏冬関係なく一年中続けられた。このように、この時期は極めて乱伐的に森林が取扱われ、国有林は極度に荒廃が進んだ。

(4) 造林事業の展開

1935年からは、伐採跡地および幼齡林の保育計画が樹立・推進されたが、増加する木材需要に積極的に対応し、収穫の保続、増加を図るため、それまで放置されてきた64.5万町歩の未立木地及び散生地中、60万町歩に対して1938年以後20年間造林経費2,700万円をかけて積極的に造林事業を実施する計画が立てられた²⁸⁾。これに基づいて、1938年の造林経費は約156万円にあがっていた。

本期の造林事業は大きく分けて、伐採跡地の更新、幼齡林の保育、未立木地及び散生地の造林の三つを柱とするものであった。すなわち、その内容は、伐採跡地の更新はなるべく天然

更新による方針であり、人工造林はやむを得ない場合に限る。また、幼齡林の保育は、当時伐採された林分の収穫が終わった後に伐採すべきⅠ、Ⅱ齡級林分に対して補・播植の実施、整地、成林撫育作業を積極的に実施する、未立木地及び散生地については用材林、パルプ原料林をつくる、とするものであった。これに対する造林実行量は、前出の表Ⅳ—10に示すように、漸増の傾向をみせているが、1936年当時の国有林での年間要造林量が約8万町歩に計算されていた²⁹⁾これをみれば、これは当時実行すべき造林量の一部分にとどまっていたのである。

このように、前期と同様天然更新をとりつつも未立木地造林とともに、伐採跡地の補植が重視された理由は、それまで植栽木の運搬や労働力投入の困難さなどから、造林費抑制のために採用されていた天然更新が極めて粗放であり、したがって当時の木材生産拡大の要請等を背景として、長期的な観点から造林対策を講じる必要があったこと。また施業案の編成・検訂作業の進展に伴い、徐々に更新方法が検討されたこと。あわせて、伐出生産の拡大に伴って膨大な伐採跡地の更新が憂慮すべき事態に至ったことなどがあげられる。

一方、1939年に「朝鮮国有林施業案規程」³⁰⁾が制定された。これを1919年の「朝鮮総督府仮施業編成規程」と比べると、次のようなことが重視された。第1に、施業の照査と沿革史の記載は毎年行うこと、第2に、森林の成立は造林の方法、生育及び被害の状況、他の林分の沿革の概要に付き調査すること、また第3に、作業級のなかで伐採列区を設定すること、などである。なお、経営方針として収穫の保続、国土保安と公益的機能の維持のほか、収益の増加が重視されたのである。これをきっかけに、国有林の天然更新方法に対する見直しが行われた。すなわち、国有林の官行斫伐作業が進んだことにより、1910年代後半にはチョウセンカラマツ林の更新について、1930年代にはトウヒ・モミ類、アカマツ林と広葉樹林に対する更新法が検討され、国有林の造林事業の方針は、基本的には天然更新に依存しながらも、以前とは異なり、人工補助造林が重視されるようになったことである。

その内容を要約すれば³¹⁻³³⁾、国有林の主要針葉樹林は、その稚樹の前生が容易であり、またこれを利用することにより、安全確実に天然更新の目的を達成し得るとともに、これらの森林の取扱い方式は前更作業または択伐作業を最も適当とすべきであること。しかし、その実際の取扱い方法については、概括的には前更作業により、また局所的には択伐作業法によるのが適当であるということ。したがって、実際の施業においては、森林火災を防ぐと共に、森林の実情を踏まえた取り扱いを考究することが必要であること。また、国有林における主要な広葉樹林は、その二、三を除けば、天然更新により恒続が可能であるが、伐採方法によっては林相の破壊を導き、次期の森林を期待することが困難な場合が少なくない。すなわち、このような森林は常に環境因子の支配を受け改善され、または悪変しやすい。したがって、天然更新により優良な二次林を形成させるためには、常に森林の実態を究めその実情を把握し、これに適応する取り扱いを考究することが重要である。しかし、天然更新法は、単なる伐採利用により直ちに優良な森林の更新が期待できるものではなく、そのためには林地林木の特質を考慮する

天然更新にその基調を求め、局所的に人工的手段を併用することにより、初めて完全に遂行されるのであることを述べたものであった。

一方、当時まで豊富な前期的労働力を利用して実行されてきた未立木地造林は、労働力の需給が困難となるにしたがい、国家が特定資本と結合して、それを推進したことに大きな特徴がある。すなわち、1937年に民間資本による朝鮮林業開発株式会社が設立され、50万町歩の造林貸付処分を通じて造林事業が段階的に推進された。引続き、増加しつつある一般用材や鋳業用材を充当するため、1943年には以降10年計画で30万町歩の部分林を設定する計画を打ち出し、その対象を造林事業の経験ある経営機関や鋳業会社に限るとともに、総督府はそれらに対して、かなり有利な条件を提示した³⁴⁾。なお、部分林設定の対象地は、林業経営上最も有利であると認められる地域であり、また当時の状況から急速に造林しなければならない箇所を設定した。

一方、戦時体制が長期間にわたって続いたことにより、国有林での造林事業の継続的な推進は困難となっていった。すなわち、1943年の国有林の造林計画は、当年伐採跡地のうち要造林面積42,000町歩の新植、補植、撫育、整地を、また未立木地、散生地での造林計画は33,100町歩に新植、補植、撫育を、そして第I、II齢級の幼齡林は27,400町歩の成林撫育をなし、合計102,500町歩の造林計画を実施しようとするものであったが、その実績は全体として46%の46,754町歩にとどまった³⁵⁾。なお、当時の人件費の上昇と財政の悪化などを考慮すれば、国有林の造林事業はきわめて不振であったと推察される。

引用文献

- 1) 満州木材通信社：満鮮林業概観（朝鮮之部），p. 81, 満州, 1939.
- 2) 朝鮮総督府：朝鮮産業経済調査会諮問答申書，p. 67-68, 1936.
- 3) 同上，p. 1-4.
- 4) 土井林学振興会：朝鮮半島の山林—20世紀前半の状況と文献目録—，p. 151, 1974.
- 5) 前掲1), p. 76.
- 6) 朝鮮総督府令第236号，林産物ヲ原料トスル工場設備等ニ関スル件，1940. 11. 8
- 7) 林 泰治：用材の決勝的増産対策，朝鮮山林会報 215，p. 15, 1943.
- 8) 大谷種五：朝鮮木材統制の運営に就て(1)，朝鮮山林会報 212，p. 25-29, 1943.
- 9) 林政課木材統制係：朝鮮木材統制令発布に就て，朝鮮山林会報 209，p. 41-48, 1942.
- 10) 府令 225号：朝鮮木材統制令施行規則，朝鮮山林会報 210，p. 27-34, 1942.
- 11) 前掲4), p. 153-156.
- 12) 萩野敏雄：朝鮮・満州・台湾林業発達史論，p. 132, 林野弘済会, 1965.
- 13) 条約局法規課：日本統治時代の朝鮮（「外地法制誌」第四部の二），p. 430-431, 1971.
- 14) 江口親憲：決戦下林業部門の責務，朝鮮林業 5，p. 5, 1944.
- 15) 朝鮮林業協会：関係法規，朝鮮林業 2，p. 42-44, 1943.
- 16) 前掲2), p. 9-12.
- 17) 朝鮮総督府：朝鮮の林業，p. 55, 1940.
- 18) 京城営林署：広葉樹製材工場に就て—京城営林署広院里製材工場，朝鮮山林会報 155，p. 32-38, 1938.

- 19) 前掲 4), p. 162.
- 20) 朝鮮総督府林業課林業係：昭和 12 年以降国有林施業案台帳。
- 21) 前掲 4), p. 153-154.
- 22) 木材増産運動実施要綱：朝鮮山林会報 217, p. 40, 1943.
- 23) 前掲 4), p. 148-150.
- 24) 朝鮮林学会：朝鮮に於ける木材資源の充実対策, p. 1-36, 1941.
- 25) 朝鮮林業協会：木材対策決定案成る, 朝鮮林業 5, p. 42-45, 1944.
- 26) 朝鮮林業協会：朝鮮木材生産責任制要綱, 朝鮮林業 5, p. 40, 1944.
- 27) 同上, p. 6.
- 28) 朝鮮総督府農林局：朝鮮の林業, p. 43, 1938 年版。
- 29) 大園 勉：国有林造林事業の将来, 朝鮮山林会報 135, p. 49, 1936.
- 30) 朝鮮総督府：朝鮮国有林施業案規程, 官報第 3772 号, p. 157-168, 1939. 8. 16.
- 31) 若宮敬次郎：国有林に於ける主要林分の天然更新に就て, 朝鮮山林会報 175, p. 2-14, 1939.
- 32) 若宮敬次郎：国有林に於ける主要なる闊葉樹林の天然更新に就て, 朝鮮山林会報 187, p. 18-41, 1940.
- 33) 朝鮮総督府：朝鮮林業史史料（原本）, 1941.
- 34) 川嶋秀男：部分林制度の創設と造林者の権利, 朝鮮林業 2, p. 17-25, 1943.
- 35) 朝鮮林業協会：造林対策を語る(1), 朝鮮林業 5, p. 32-36, 1944.

第 4 節 小 括

戦前期の韓国の国有林経営の経営収支状況は¹⁻³⁾、全体的に黒字となっていた。特に、第 1 次世界大戦の後には約 70% の収益率をあげ、また満州国が成立した 1932 年頃には約 50%、さらに 1939 年頃には約 120% の収益率となっていた。一方、国有林の造林費については³⁾、時代によって若干の差はあるが、いずれの時期においても少額であり、造林費の総支出に占める割合は、ほぼすべての年度において 2% を下回っていた。これは朝鮮林政計画における国有林の収支見込⁵⁾と比べれば、収益率（1926 年以降 30 年間の年平均 30.1%）においても造林費（同年平均 4.9%）支出においても大きな隔りがあるといえる。

このように戦前期の韓国の国有林経営は、日本の植民地政策下で、基本的には森林資源の収奪的利用の性格と構造をもっていたといえる。すなわち、韓国の国有林は今世紀初めに日本政府による土地所有の近代化施策に基づき、植民地政策遂行のための物質的基礎として成立した。そして、経営方針は純収獲最大主義をとり、またその経営の過程では国有林の安定的な財政収入を確保するため、森林開発をすすめる大企業、軍需産業などに、木材割引制度等の導入を通じて大きな特典を与えた。

一方、林木の伐採は統監府営林廠時代から 1910 年代の中頃までは主に良木のみを抜き切りが行われたが、第 1 次世界大戦の影響による鉱業、パルプ産業資本等の進出と、それに伴う木材需要の増加に伴って、1910 年代の後半には、作業法は漸伐、皆伐作業の両方の性格をもつ全伐作業へと推移し、さらに、1930 年代の後半には漸伐作業、皆伐作業などを採用したが、その内容はいずれも、伐区面積の大部分が数 10 ha から 100 ha を越える大面積の皆伐作業で

あった。

また、1930年代の後半には、標準伐採量の150~200%の伐採が行われたが、木材搬出を主に水運に依存したため、不良木、広葉樹及び小径木は収穫から除外された。すなわち、一定の収入を確保しなければならなかったため、一般的に良質大径木の収穫に偏った大面積皆伐作業の性格を色濃くしていたのである。このように伐出事業は、利潤と差額地代の獲得をめざして強行され、また北鮮製紙などのパルプ産業等の木材関連大企業に木材を安価に処分する体制をとって、国有林経営による収益の安定的保障を図っていた。それとともに、立木売却にともなう未立木地は、造林貸付により処分されたが、それは国有林の利益を図りつつ造林を推進するための一手段となっていた。

一方、伐採跡地の更新は、1910年以降、自然的経済的理由から天然更新によることが得策という方針が取られ、若干の変化はあるものの、1945年までの更新作業は、その大部分が天然更新法によって行われた。すなわち、1919年に「朝鮮に於ける新施設」が発表され、それに基づいて未立木地造林、検木備林の造林とともに伐採跡地の人工造林も行われたが、その実績はわずか約2千haの水準にとどまっていた。また、1926年の林政統一をきっかけに、不良木の整理などのために整理期を設定して林相改良を行い、それに加えて未立木地の造林、天然林保育事業を行う計画が立てられたが、当時における木材景気の沈滞、とりわけ木材価格の低下と木材需要の低迷等のため、その実行は不振な実績にとどまっている。このような一連の状況を反映して、1935年からは新しい計画下で、未立木地の造林、伐採跡地の更新とともに、幼齡林保育事業の推進が図られ、また天然更新法にも以前とは若干異なり人工補助造林が実施されるようになったが、戦時体制への突入により、その事業の推進も不振なままに終わっている。

一方、本期における伐出技術は、河川、道路、鉄道等と結合した搬出手段の機械化、すなわち人力、畜力から軌道、鉄道、トラック等の運材手段の整備が進んだが、一方造林技術は、放棄の性格を色濃くした天然更新法が中心となっていた。このように、国有林はパルプ、鋳業資本などの進出による木材需要の拡大、経済不況と木材景気の低迷、満州国の成立に伴う木材需要の増大、軍事特需、戦時体制という一連の過程を辿るなかで、一般的に収穫量の増加を目指した伐出作業を先行させ、伐採跡地の更新については、程度の差はあったとはいえ、依然として自然力に依存する天然更新法を主流としていたのである。

以上、戦前期の国有林経営は、植民地政策の遂行の財源確保という国有林側の論理と、それに結合して利権を獲得しようとする産業資本との利害が常に共存し、これらのことから森林資源の収奪的経営の性格を色濃く持っていたというのが実態であった。

引用文献

- 1) 朝鮮総督府：朝鮮の林業，p. 82，1936年版。
- 2) 朝鮮総督府：朝鮮の林業，付表7，1940年版。
- 3) 朝鮮総督府：朝鮮の林業，付表10，1940年12月版。
- 4) 朝鮮総督府：朝鮮総督府統計年報，各年版。
- 5) 朝鮮総督府：朝鮮林政計画書，p. 34-39，1929。

第5章 第2次世界大戦以後の国有林経営の展開

第1節 6・25戦争と戦後経済再建期（1945-1961）

（1）社会経済的条件

この期を規定する主な特徴としては、南北分断、6・25戦争による全国土の荒廃化及び経済的脆弱性があげられる。すなわち、1945年の第2次世界大戦の終戦とともに南北分断により、当時まで北韓地方から供給されていた電気、石炭等が供給中断され、それらによって薪炭などの林産燃料が急増した。また1950年からの6・25戦争により、全国産業施設の95%以上が破壊され¹⁾、以後荒廃化した経済の再建のため用材需要が急増した。しかし、すでに国内の森林資源は枯渇状態にあり、そのため木材需給は逼迫し、乱伐による森林の荒廃が一層急速に進行した。一方、国内木材需要量は、1950年の約20.2万m³から、1960年には94.9万m³と2倍以上に増加した。それを供給側面からみれば、1950年の国内材の供給は20万m³で99%を占めたが、1960年には45.3万m³で47.7%となり、外材の供給が伸びている。このように、外国の援助による戦後生産施設の復旧、経済再建とともに、破壊された家屋の修理などにより木材需要が急増し、一方各産業別GNP構成比は1954年に第1次産業が47.3%、第2次産業が10.2%を占めていたが、1960年には各々36.9%、15.7%になった。

（2）管理組織の展開

1945年8月に第2次世界大戦がおわり、同年9月に米軍政庁により農務部山林局下に庶務、林産、造林、監理の4課が設置されたが、1948年の大韓民国政府の樹立により、農林部山林局が設置され、局下に林政、林産、造林の3課がおかれた。一方、要存国有林を管理、経営するための営林署が、1945年11月に米軍政庁直轄で春川、江陵の2箇所を設置されたが、1950年2月の「営林官署設置法」などに基づいて、1951年に、これらは農林部傘下におかれ、ソウル、江陵営林署と改称された。さらに1952年には、ソウル営林署管内の15箇所と江陵営林署管内の14箇所の管理所及び3個作業所の名称、位置、管轄区域が確定され、また1956年には6個管理所が増設された。なお、1953年からはソウル、江陵両営林署管内の林相良好な地域に限り、6・25戦争により中断されていた官行斫伐事業が再開され、また1954年からは同事業の独立採算制がとられた²⁾。

次に、国有林の面積、蓄積の変化³⁾をみれば、1943年にはその面積約530万町歩、蓄積1.05億 m^3 で、ha当りの平均蓄積は19.8 m^3 であったが、南北両断によりその面積、蓄積は、1952年には各々、約124万町歩、1.6千万 m^3 に減少し、ha当り平均蓄積も12.9 m^3 に減少した。しかし、1960年には各々約142万町歩、2.3千万 m^3 となり、ha当りの平均蓄積は16.2 m^3 となった。そのうち要存国有林は、各々約91万町歩、1.8千万 m^3 で、haあたり平均蓄積は19.8 m^3 であった。すなわち、1960年の国有林の面積と蓄積は1940年に比べ各々約27%、約22%と大幅に減少した。一方、1945年から1961年に至るまでの本期には1945年以前の諸法令などがそのまま適用されていたが、1961年12月27日「山林法」が制定され、また帰属林野の存廃区分調査と国有林野実態調査等が実施されるに及んで、国有林の経営は新しい段階へと向かうことになった。

(3) 伐出事業の展開

1940年頃には、「鴨緑江、豆満江、大同江流域及び太白山系の一部に所在の国有林に五十七箇所の作業場を設置し官行斫伐事業を実施し林産物処分」⁴⁾が行われたが、第2次大戦の終了による国土の南北分断により、1945年以後⁵⁾にはその内の江原道讓陽郡西面村里作業場、江原道洪川郡内面広院作業場、江原道三陟郡遠徳面柯谷里作業場、江原道蔚珍郡西面三丘里作業場で製炭、製材、原木生産等が行われた。たが、1950年からの6・25戦争により施設のはほぼ全部が破壊、消失したため、比較的森林蓄積が豊富であった江原道三陟郡遠徳面柯谷里作業場だけを対象とし、軌道、貯木場を修理・復旧して事業が再開された。一方、ソウル営林署管内の全羅北道茂朱郡徳裕山所在の国有林で原木生産、間伐材の生産、広葉樹枕木等が生産され、その生産された木材は湖山貯木場で年間数回に分けて競争入札により売却された。しかし、上記の両事業とも予算関係と林地事情により1958年以後中断された。この官行斫伐事業による生産材はほぼすべてがアカマツに限られていた⁶⁾。なお、立木処分の実績は⁷⁾、1954年の約148千 m^3 から1961年には約12.6千 m^3 と急激に減少した。それを用途別にみれば、1954年には一般用材が約118.5千 m^3 で80%を占めていたが、1961年は約2.5千 m^3 に減少し、その比率も20%にとどまっている。このような急速な生産量の低下は、社会秩序が徐々に回復するにともない、外国からの木材輸入が増加したことに起因しているといえよう。しかし、当時の社会の混乱状況に照らしてみると、実際の伐採量は統計の数倍以上にのぼったことが推測されている⁸⁾。それとともに、1961年には「林産物団束に関する法律」が制定され、当時まで盛んに行われた不正林産物の強力な取締りが行われ、その結果、立木処分の伐採量は以後急激な減少傾向を示している。

(4) 造林事業の展開

戦前期における無統制な伐出事業の重視と、6・25戦争の被害等が重なって、1951年当時には要存国有林面積約78万町歩中、要造林面積は9.2%の7.2万町歩にのぼっていた。このため1952年に、それを対象として用材林造成を目的とする国有林野用材林5カ年計画が樹立

された。しかし、6・25戦争と、これに引き続く経済不安定及び造林事業費の絶対不足などの要因が重なって、1952年から1956年までの造林は、計画量7.1万町歩に対してその実行量は17.3%の12,326町歩にとどまった⁹⁾。

1953年には6・25戦争が終まり、また1954年には帰属林野の国有化措置及び修復地区内森林の国有林への編入があり、これに伴って、国有林全体の現状を把握する必要にせまられ、1956年に国有林の林相把握のための現況調査が実施された。その結果要存国有林の総面積は719,500町歩であり、そのうち要造林地面積は255,114町歩で、1951年の要造林地面積72千町歩の約3.5倍に及んでいたことが判明した¹⁰⁾。その内訳は、要人工造林地138,715町歩（そのうち、要緊急造林地は83,556町歩）、天然造林可能地116,293町歩、要砂防地106町歩であった。したがって、要人工造林地で緊急に造林すべき83,556町歩のうち、まず2万町歩について1957年から1961年の5年にかけて人工造林を推進する計画が樹立された。

この計画に対して、その実行面積は14,601町歩で計画比73%が、また植栽本数は約3,740万本で1町歩当り平均2,500本程度が植栽された。なお植栽樹種は、1948年から1961年までの総植栽本数約8千万本のうち、チョウセンゴヨウが2,261万本(32.3%)、カラマツが約2,150万本(30.7%)、アカマツが1,464万本(20.9%)等の実績となっている。

このように本期の造林事業は、既荒廃地等の解消のため未立木地造林が行われたが、その実績は極めて不振な成績にとどまっている。

引用文献

- 1) 朴炳鎬：韓国貿易論—輸出成長の要因と効果—, p. 24, 経文社, 1982.
- 2) 山林庁：山林行政沿革, p. 163, 1979.
- 3) 崔圭鍊：韓国の国有林経営に関する研究, 韓林誌 No. 20, p. 17-18, 1973.
- 4) 朝鮮総督府農林局：朝鮮の林業, p. 53, 1940.
- 5) 池鏞夏：韓国林政史, p. 386, 明秀社, 1964.
- 6) 同 上, p. 393-394.
- 7) 韓国林政研究会：治山緑化30年史, p. 339, 山林庁, 1975.
- 8) 前 掲 5), p. 386.
- 9) 前 掲 5), p. 322.
- 10) 前 掲 7), p. 334.

第2節 経済開発期（1962-1972）

（1）社会経済的条件

1960年代初頭までの韓国経済は、6・25戦争以後の生産施設の破壊、過剰人口及び資源不足のため、主に米国の援助に依存していた。しかし、1962年には経済開発5カ年計画が樹立され、以後その推進が図られるようになった。その計画の目標と展開を概略すれば、第1次計

画(1962-1966)では、社会経済的悪循環の是正、自立経済の基盤構築が目標とされ、工業開発戦略として基礎産業の整備と社会間接資本(建設、電力・ガス・水道、交通、倉庫、通信業など)の整備があげられ、特に国際収支の改善の必要から輸入代替産業の計画的な開発が重視された¹⁾。その中に林業に関しては、木材需給の基本方向として、国内の木材と新材の供給を森林蓄積年生長量の15%以内とすること、生産は国内の緊急産業の用材に限ること、原木の利用度の向上と消費節約、代替産業の発展の模索および外材導入の積極的な推進等があげられた。

しかし、工業化の進展と木材需要の増大に伴い、1960年代後半に木材の自由供給制が採択され、また1969年には、2010年までに木材自給率122%を実現させる木材需給の長期計画が樹立された。しかし、この計画は当時の韓国の現実から考えれば、かなり遊離した計画であったため、1973年から短期計画に転換された³⁾。

一方、1967年からの第2次経済開発計画では、産業構造の近代化、自立経済確立の促進を目標とし、その政策課題として食糧自給と森林緑化、水資源の開発、輸入代替産業の促進などによる国際収支の改善、工業高度化のための基盤造成、対外指向的工業化などがあげられた⁴⁾。このような政策の変化が、その後の高度経済成長の原因である⁵⁾といわれているが、その基本的な要因としては、低賃金に基づいた急激な労働生産性の向上があげられている⁶⁾。

このような輸出主導型戦略への転換により、木材関連産業では合板産業が飛躍的に発展した。すなわち、国内木材需要量は1963年の67.8万 m^3 から、第2次経済開発計画が始まった1967年には132.4万 m^3 と195%増加し、また第3次経済開発計画が始まった1972年には約338%増加の229.3万 m^3 に至っている。そのうち輸出用木材の需要量についてみれば、1963年の21.8万 m^3 から1967年には457%増加の99.6万 m^3 となり、さらに1972年には約14倍増加の305.5万 m^3 に至っており⁷⁾、国内需要用木材よりは輸出用木材が急速に増加したことを示している。

このように本期では、第1次および第2次経済開発5カ年計画が推進され、それぞれの時期に各々8.5%(計画7.1%)、9.7%(計画7.0%)の経済成長率を示している。なお、これらによりGNPの部門別構成比は、1962年には第1次産業が43.3%、第2次産業が11.1%を占めていたが、1967年には各々37.5%、15.1%に、さらに1972年には各々26.9%、19.8%と変化した。一方、就業人口の構成をみれば、1963年には総就業人口766万人中、第1次産業が63.1%(483万人)、第2次産業が8.7%(66.7万人)であったが、1967年には871.7万人中、各々55.2%(481.1万人)、12.8%(111.5万人)となり、さらに1972年には1,055.9万人中、各々50.6%(534.6万人)、14.2%(149.9万人)となって、農業などの就業人口が減少傾向をみせている。しかし、そうしたなかでも一次産業の従事者比率は、全就業人口の50%以上を占め、それらが他産業への労働力の供給源となっており、工業等の発展による労働力需給はそれほど問題とはならない状態であった。

（２） 管理組織の展開と経営規程の制定

1961年12月に「山林法」が公布され森林保護政策が強化された。すなわち、1962年に、当時まで造林課内の一係にすぎなかった保護係を、課に昇格させる一方、種苗の生産管理の徹底を図るため種苗係が新設された。ひきつづき、1967年には、経済発展に伴う木材増加などを背景として、「山林の保護、資源の増殖及び山林経営の研究・改善に関する事務を管掌」⁹⁾するため、農林部の外庁として山林庁が設立された。

要存国有林経営について、これを直接担当する営林署と管理所の変化についてみれば次のとおりである⁹⁾。国有林管理経営の効率化と保護取締りの徹底を図るため、1967年に既存のソウル営林署、江陵営林署に加えて安東営林署が新設された。それと共に、作業所が廃止され、その代わりに官行斫伐事業所と養苗事業所が新設された。しかし、1969年には従来の39箇所の管理所が11箇所に縮小されるとともに、官行斫伐事業所と養苗事業所、および営林署の経営課も廃止され、営林署の管理機構は庶務と事業の両課に再編された。また、同年に管理所下で事業区単位に、保護区46箇所が新設された。そして、1972年には、従来のソウル、江陵、安東営林署が各々中部、東部、南部営林署と改称された。

一方、1965年12月に「国有林野管理特別会計法」¹⁰⁾が制定された。この会計法成立の背景を当時の財政状況からみれば次のようである¹¹⁾。すなわち、政府は1962年に樹立された第1次経済開発計画の実施に際し、直ちに資金調達問題に直面することになったが、計画では、総投資額3,214.5億ウォンのうち、内資によって2,326億ウォン(72.4%)、外資によって888.5億ウォン(27.6%)を調達する予定であった。しかし、内資、外資ともに予想どおり調達できず、また計画を上回る輸入の急増によって、国際収支も一層悪化していたため、この計画の手直しを迫られることになり、1964-1966年の修正計画において、総投資額は1,658億ウォンに縮小された。このような背景のもとで国有林野管理特別会計法が制定されたが、それは一般会計からの予算獲得の不振を、自己資金で遂行するよう、いわゆる自給策として成立したものといえよう。

引続き1969年に「営林署所管国有林経営規程」¹²⁾が制定された。これは、経営の基本方針として、「1.流域別に造林、生産、加工等林業が一貫性を持ち発展するよう林業団地を造成する、2.適地適樹原則により団地別集団造林によって山林資源を造成する、3.伐採跡地と未立木地に対する造林、林相の改良、林分の撫育により山林資源の培養及び山林生産力の増大を期する、4.林道網の整備、林業機械化等で生産施設を拡充して林地の開発と林産物の集約利用を図る、5.林産物の保続的供給で関連産業の発展を図り林業所得の向上を期する、6.防火線等保護施設を拡充して山林資源の効率的な保護管理を期する、7.保安林、公園等各種施業制限林はその指定目的達成に適合するよう施業する、8.農山村の経済助長のため必要な施業を実施する、9.林産物の供給搬出事業等その他事項に関しては国有林以外の山林経営と調整して国有林を経営する」と規定され、また施業仕組に関しては「施業団は施業方法の標準化を図り経営の合理

化に資するために経営計画区内において施業上類似の取扱いをなすべき林分を合して設けるものとする。……」, さらに, 「①標準伐採量は, 経営計画の期間中における林木生長量を基準として定める, ②山林庁長が, 国有林経営上必要であると認める時には前項にもかかわらず標準伐採量を別に定めることができる, ③地種別施業団別及び事業区別の伐採量は山林の現況, 事業着手の順位, 搬出施設, 地元産業, 労務関係等を考慮し, 地種別施業団別又は事業区別に割り振って定める」とし, また「①標準更新面積は標準伐採量に見合う伐採面積を下らないように定めるものとする, ……」と規定され, 日本の1958年の国有林経営規程¹³⁾と近似したものとなっている。なお, 大金永治は日本の1958年「規程」について「これは皆伐作業を基調として生産力の向上を図り, 林木の収穫量の最大を目的として経営することが方針となっており, 法正林思想を完全に否定するとともに, 施業法そのものまで排除した規定となっている」¹⁴⁾としているが, 韓国の1969年「経営規程」も性格的には同様のものではあったといえる。

最後に, 1971年末における国有林の森林の概況についてふれておくと¹⁵⁾, その面積は約129.8万ha(立木地約106.9万ha, 無立木地約18.5万ha, 未調査地約4.4万ha), その蓄積は約3,645万 m^3 (針葉樹林約1,027万 m^3 , 広葉樹林約1,863万 m^3 , 混交林755万 m^3 , 竹林3万 m^3)で, ha当り平均蓄積は約28 m^3 となっている。なお, 営林署所管国有林の営林署別の平均蓄積は, 中部営林署が42.6 m^3 , 東部営林署が41.1 m^3 , 南部営林署が40.3 m^3 と国有林全体の平均蓄積を上回っている。また, 国有林の齢級別の面積, 蓄積の比率をみれば, I-III齢級は面積83.7%, 蓄積64.7%, IV-V齢級は各々15.0%, 31.6%, VI齢級以上は各々1.3%, 3.7%となっており, III齢級以下の若齢林が極端に多い状況となっている。

(3) 伐出事業の展開

国有林の伐出事業が経営計画に基づいて実施されたのは, 1961年の「山林法」の規定に基づき各事業区別に経営計画書が編成された1968年以降のことである。すなわち, それ以前の国有林での伐出事業は, 単なる事業指示により実行されていたのである。

一方, 国有林の伐出事業は官行斫伐と立木処分の二つの方法で行われたが, まず官行斫伐の事業量の推移をみれば, 表V-1にみるように, 1962年から1972年に至る10年間の実行量は322,042 m^3 で, 計画量350,115 m^3 に対して約92%の実行となっている。なお, 1966年からは広葉樹の伐採が本格的に始まり, これにより1966年には, 1965年の伐採量8千 m^3 の約4倍増の33,131 m^3 を, また1967年には約9倍の70,878 m^3 を生産したが, 以後漸減して, 1972年には26,577 m^3 まで減少した。この減少の原因について「旌善事業区第5次営林計画説明書」¹⁶⁾は, 第1次施業期に大団地造林区域を設定し, 林種転換を図るため集団的に皆伐し, 造林したが, それにより森林生態系が破壊される危険が生じたこと, また, 事後管理の不実行等により, 造林木が広葉樹萌芽に被圧され, 枯損する等の問題点が生じたこと, それらが1968年の既往造林地実態調査から明らかになったこと, を減伐の一因としてあげている。

表V-1 官行斫伐事業の実績の推移（1962-1972年）

（単位：m³, %）

年 度	計 画			実 行			実 行 率		
	針 葉 樹	広 葉 樹	計	針 葉 樹	広 葉 樹	計	針 葉 樹	広 葉 樹	計
1962	5,500	—	5,500	5,500	—	5,500	100.0	—	100.0
1963	4,000	—	4,000	4,365	—	4,365	109.1	—	109.1
1964	10,000	—	10,000	10,210	—	10,120	102.1	—	102.1
1965	8,000	—	8,000	8,008	—	8,008	100.1	—	100.1
1966	22,327	10,345	32,672	19,707	13,424	33,131	88.3	190.5	101.4
1967	25,635	47,145	72,780	25,825	45,053	70,878	100.7	95.6	97.4
1968	50,618	12,667	63,285	50,772	12,096	62,868	100.3	95.5	99.3
1969	37,300	4,550	41,850	44,681	1,255	45,936	119.8	27.6	109.8
1970	36,095	7,933	44,028	28,684	6,128	34,812	79.5	77.2	79.1
1971	18,000	12,000	30,000	16,364	3,393	19,757	90.9	28.3	65.9
1972	20,000	18,000	38,000	16,439	10,138	26,577	82.2	56.3	69.9
計	237,475	112,640	350,115	230,555	91,487	322,042	97.1	81.2	92.0

注) 1 山林庁「林業統計要覧（各年版）」より作成。

2 1962-1967年の針葉樹の内訳は、アカマツである。

一方、立木処分量の推移をみれば、表V-2にみるように、1966年から1968年までは約14-20万m³の推移をみせているが、1969・1970年には倍増して約27万m³が生産され、また1971・1972年にも約20万m³が立木処分されているが、これは1969年の官行斫伐事業所の廃止に伴い官行斫伐による伐採量が減少し、それに代わるものとして立木処分量が増加したことによるものである。

以上みるように、当時における伐出事業の作業種は、原則的には皆伐方式が採用されたが、稜線部の人工造林不能地や急傾斜地及び道路周辺については折衷式矮林あるいは択伐作業による方針がとられた。例えば、旌善事業区では、皆伐作業の対象地としては人工造林可能地が、矮林作業には人工造林不能地と広葉樹林が対象となり、またアカマツ単純林に対しては母樹作業が採用されていた¹⁷⁾。このような方針下で、その実行は、ほぼ計画通り推進されたが、主要な事業として計画された造林団地化のための不良広葉樹林地の林種転換は、予算関係上から実行できず、また不良広葉樹林の買受人がなかったため、この計画の推進は困難となり¹⁸⁾、以後この不良広葉樹の利用をめぐる問題が台頭するこ

表V-2 国有林の立木売却処分実績の推移

（1966-1972年）（単位：m³, %）

年 度	用 材		炭 材		計
	数 量	比率	数 量	比率	
1966	129,867	88.0	17,690	12.0	147,557
1967	185,573	93.5	12,849	6.5	198,422
1968	133,378	95.9	5,582	4.1	138,960
1969	256,382	94.8	14,032	5.2	270,414
1970	222,128	80.3	55,605	19.7	276,733
1971	177,275	82.8	36,943	17.2	214,218
1972	164,431	85.1	28,706	14.9	193,137
計	1,268,034	88.1	171,407	11.9	1,439,441

注) 辛在萬「韓国林業の経営史的研究(1985年, P. 443)」より引用。ただし、原資料は、山林庁「山林行政実績（各年版）」である。

とになった。

最後に当時における伐出技術と労働力構成などについてみれば次のとおりである¹⁹⁾。まず、伐採が始まる前に、資材調査（選木調査）が行われたが、その工程は1人/1日（以下同様である）に約25 m³程度であった。伐木、造材作業は前期と同様、主に鋸と斧の利用によったが、1960年代の末頃から動力鋸が導入されはじめて、労働生産性が向上した。すなわち、この動力鋸による伐採工程は、鋸や斧による工程が針葉樹が約4 m³、広葉樹約3 m³であるのに対して、針葉樹約10 m³、広葉樹約7 m³で、2倍以上に作業能率を高めている。なお、動力鋸を使用する労働者の賃金は350 ウォンで、人力による労働者の280 ウォンを上回っていた。また伐採された木材の運材、集材工程は針葉樹が約0.43 m³、広葉樹が約0.31 m³であり、賃金は250 ウォン程度であった。このような各工程の作業は、すべて日雇労働者によって行われ、また各現場には什長という伐採指導員が配置されていた。一方、伐出技術の発展のためには搬出手段の整備が問題となるが、当時の国有林の林道設置状況は、1968、1969年の両年に各々15 km、1970年に6.46 km、1971年11.18 kmで、年平均約10 kmの実績にとどまっている。

以上、本期の伐出事業の特徴についていえば、国有林管理特別会計のもとで事業量が増加したこと、および一方で計画された林種転換をはかるための不良広葉樹林の伐採が、予算不足および広葉樹の利用上の関係から計画どおり推進できなかったこと、などがあげられよう。

（4）造林事業の展開

1961年までの造林事業は、資金の不足、社会的な不安定状態等の事情により計画どおり推進できなかった。しかし、1961年12月に「山林の保護育成と森林資源の増進を図り、国土の保存と国民経済の発展」を目的とする「山林法」が制定され、また1967年からの第2次経済開発5カ年計画で開発目標として山林緑化があげられ、国有林の造林事業もその一環として位置づけられたことにより、以後造林実績は高まってくる。すなわち、表V-3に示すように、1962年から1972年までの11年間の総造林面積は114,279 haで、年平均で1万haの人工造林が行われた。特に、山林庁が設立された1967年と、その翌年の1968年には1.5~2万haの人工造林が実行されている。これは伐採量の増加と軌を一にしたものである。またこの期間の植栽本数についても、約3.2億本に達し、そのなかでha当り植栽本数は1964年にはおよそ2千本程度であったものが、1965年以降には3千本程度に増加した。なお、植栽樹種は、カラマツが約1.9億本(60.7%)、チョウセンゴヨウが約6千万本(19.7%)、アカマツが約3千万本(10.4%)などとなっている。

1964年に示された国有林の造林施策の主な点は、①用材生産の重視、②国营苗圃運営の合理化、③最短期日内の要造林地の造林の完了、④不良広葉樹林の林種転換、⑤伐採跡地の再造林の徹底化、を強化したことである²⁰⁾。これらによりたとえば旌善事業区では、造林は伐採跡地、未立木地、林種転換の順序に行い、伐採跡地の造林は2年以内に行う方針がとられ、ま

表 V-3 国有林の造林実績の推移（1962—1972年）

（単位：ha, 千本）

年度	実 績		樹 種 別 内 訳					
	面 積	本 数	チョウセンゴヨウ	カラマツ	アカマツ	リギダマツ	スギ及ヒノキ	その他
1962	2,161	4,754	1,774	2,460	—	160	—	360
1963	9,691	20,069	2,546	15,919	—	110	10	1,484
1964	9,497	19,057	3,076	13,805	—	192	659	1,325
1965	9,976	30,010	5,346	16,790	1,296	526	1,890	4,162
1966	10,265	25,663	2,947	20,133	842	103	991	647
1967	15,500	46,500	8,649	33,709	2,495	—	1,047	600
1968	18,660	55,916	6,036	42,408	2,330	1,567	1,320	2,255
1969	10,601	31,780	5,797	22,077	1,697	747	740	722
1970	10,330	30,891	3,864	10,748	13,144	838	708	1,589
1971	8,952	27,037	11,546	5,503	8,128	—	1,019	841
1972	8,646	25,868	11,008	9,051	3,177	9	915	1,708
合計	114,279	317,545	62,589	192,603	33,109	4,252	9,299	15,693
比率			19.7%	60.7%	10.4%	1.3%	2.9%	4.9%

注) 1 「治山緑化30年史（1975年, P. 335）」より作成。

2 補植の数量は含まれていない。

た補植は翌年に約10%を予定し、下刈については諸状況を考慮して條刈と全刈にするが、天然下種更新では全刈を実施する方針で、その施行においては、チョウセンゴヨウは5年間に、その他の樹種は3年間に1回実行することとされた。また除伐は植栽後、チョウセンゴヨウは13~15年目に、他の樹種は7~8年目に1回施行し、その後は必要に応じて間伐期まで2~3回施行することとされた。また枝打ちは造林木、天然林分を問わず、経済的に有利な場合には、除伐と同時に施行することとされたが、その後林縁木は除外することとされた²¹⁾。

その後、1969年に戦後初めて「営林署所管国有林経営規程」が制定された。そして、それでは集団造林が重視されたが、その背景には、1969年の山林施策の変換があげられる²²⁾。すなわち、1969年に「山地利用事業大団地化」を山林施策の基本方向とすることを決め、これを遂行するため、①1969年度中に山地利用区分調査の概略を完了、②今後造林事業の大団地造林事業への転換などが決定され、このことが営林署長、市・道山林課長及び山林組合連合会道支部長の合同会議において示達公布された。これにより同年、林野を、存置すべき絶対林地と他用途に転換する相対林地に区分し、林業投資は絶対林地に集中することとし、そのほかの産業用地等に供与する相対林地は林業投資対象から除外することとされた。そして、その調査に基づいて14個大団地山地造林開発計画に含まれる森林面積は約320万ha（国有林815千ha、私有林2,385千ha）として、そのうち相対林地、除地、法正制限林、事業不可能地などを除外した1,833千haについて集中的な林業投資をし、育苗、造林、保育、収獲、加工の全工程を系列化する計画であった。すなわち、同計画に基づいて将来の木材需要に対処すべく、基本方針として現存する不良林分、とりわけ過熟老齡林及び不良広葉樹林を林種転換により人工林に転換するとともに、未立木地の人工造林を促進し、森林資源を質・量面で改善して、2,000年

までに人工林を180万ha造成する計画が打ち出されたのである。また、これは森林基本計画での人工林目標である270万haの約70%に相当するものであった。

そして、国有林における造林事業は、1967年から1973年までの造林計画量87,534haに対して、85,733ha(約98%)が実行された²³⁾が、そのうち本計画による大団地造林実績は1970年が10,159ha、1971年が8,455haであり、本期の後半に至って国有林の造林事業は主としてこの計画に基づいて行われている。また、造林用苗木は1969年からは、13箇所の国有林養苗事業所(中部3、東部6、南部4)から、ほぼ全量自給された²⁴⁾。

なお、これらの造林事業は、成果面では過去の造林方式に比べて大きく発展した²⁵⁾ことは否めないが、反面天然林に対する一斉造林が大面積にわたって施行されたことにより、生態系の破壊ばかりでなく、相当量の形質優良な天然林が消失せしめられることとなったと推察される。

引用文献

- 1) 全国経済人連合会編：韓国経済政策40年史，p.28, 1986.
 - 2) 韓国林政研究会：治山緑化30年史，p.367, 1975.
 - 3) 同上，p.369-370.
 - 4) 俞仁浩：農業経済の実像と虚像，p.49-59, 平民社，1985.
 - 5) 金光錫，朴弼卿：韓国経済の高度成長要因，p.13, 韓国開発研究院，1979.
 - 6) 朴炳鎬：韓国貿易論—輸出成長の要因と効果—，p.76-77, 経文社，1982.
 - 7) 山林庁経営計画課：資料，p.32-35, 1985年版.
 - 8) 山林庁：山林行政沿革，p.32, 1979.
 - 9) 同上，p.77-82.
 - 10) 山林庁法務担当官室：山林関係法令便覧，p.497-506, 1985.
 - 11) 河合和男：工業化政策の変化，韓国経済の分析，p.79-80, 日本評論社，1988.
 - 12) 山林庁訓令37号：営林署所管国有林経営規程，1969. 4. 24.
 - 13) 林野庁監修：国有林野経営規程の解説，地球出版，1960.
 - 14) 大金永治：国有林経営の現状と課題—施業及び技術的視点からの考察—，林業経済研究109，p.6, 1986.
- 3.
- 15) 崔圭鍊：韓国の国有林経営に関する研究，韓林誌20，p.7-17, 1973.
 - 16) 東部営林署旌善営林計画区：第5次期営林計画説明書，p.13, 1986.
 - 17) 江陵営林署：旌善事業区第1次経営計画説明書，p.23, 1968.
 - 18) 東部営林署旌善管理所：旌善営林計画区第2次期営林計画説明書，p.61, 1973.
 - 19) 山林庁：国有林野管理特別会計予算明細書，p.238-239, 1970.
 - 20) 辛在萬：韓国林業の経営史的研究，江原大演研報第5号(特別号)，p.65, 1985.
 - 21) 前掲17)，p.28-30.
 - 22) 前掲2)，p.227-228.
 - 23) 前掲20)，p.443.
 - 24) 前掲2)，p.336.
 - 25) 前掲2)，p.229-230.

第3節 第1次石油危機以降の経済成長期（1973年以後）

（1）社会経済的条件

1960年代後半からとられた資本財、生産財の輸入代替工業化政策は、1970年代にはいってより一層強力に推進された。これらによって、第3次期の経済成長率は10.1%（計画は8.6%）を示したが、第2次石油危機による世界経済の沈滞、先進国の輸入規制の強化、高物価と賃金の上昇など¹⁾により、第4次期には5.5%（計画は9.2%）に鈍化した。しかし、第5次期の最終年度である1986年には8.7%の経済成長率を示しており、1980年代の一時的な負の経済成長を除外すれば、一般的に高度経済成長が続いていたといえる。

こうしたなかで、合板産業など木材関連産業は大きな打撃を受けた。当時まで、海外原資材の確保と低賃金労働力に依存して急速な発展をつづけた合板産業は、高度経済成長に伴う物価の高騰と人件費の上昇、原資材価格の上昇などにより急速に衰退していくのである。

一方、この経済開発計画の成果をGNPの部門別構成比からみれば²⁾、第1次産業と第2次産業の推移は、1972年の26.9%、19.8%から、1986年は12.7%、34.7%へとその比重が完全に逆転した。また、就業人口比の推移について第1、2次産業の構成比をみれば、1972年には総就業人口1,055.9万人中第1次産業が50.6%（534.6万人）、第2次産業が14.2%（149.9万人）を占めたが、1986年には総就業人口1,550.5万人のうち第1次産業23.6%（366.2万人）、第2次産業25.9%（401.3万人）となってその地位が逆転し、比較的労働生産性の高い非農業部門の著しい発展を裏付けている。それに加えて最も重要な特徴は、流動人口のほとんどが青壮年層であるという事実である。すなわち、就業のため青壮年層が大量に離農し、農村残留労働人口は高齢層と婦女子で構成され、労働力の質的量的な低下が急激に現れている。このことは、主として農村の臨時労働力に依存してきた国有林の状況を考えるとき、労働力の質の問題としてきわめて重要な意味をもつものといえよう。それに加えて、工業化がもたらしたもう一つの作用は、環境悪化の問題である。すなわち、大気汚染が大都市と工業団地では環境基準を越え、たとえばソウル、釜山、大邱、蔚山のSO₂の大気汚染度は、1977年に各々0.083、0.046、0.031、0.018 ppmであったが、1980年には0.094、0.058、0.038、0.053 ppmとなって基準値0.05 ppmを超過し、さらに現在でも大気汚染が進む傾向を示している。また水質汚染についても、BOD（生化学的酸素要求量）の上水水源の1級基準である1ppm以下の水質を維持する所はまれであり、主要河川の一部上流のみが2級（濾過処理要、3ppm以下）の水準にとどまっているのが現状である³⁾。そして、このような急速な環境悪化の現状から、森林の持つ公益的な機能の発揮・増進への社会的要請が近年一層強くなっている。

（2）管理組織の展開と第1、2次「治山緑化10年計画」の推進

1973年の政府組織法の改正により農林部傘下の山林庁が内務部に移管され、また同年から1982年まで全国土の森林緑化を目標とする「第1次治山緑化10年計画」⁴⁾が樹立された。こ

の計画の特徴は森林全体計画中、森林緑化中心の部分計画的性格をもつ⁵⁾ことで、この計画の重点施策として、計画造林の推進、絶対責任管理及び造林愛国思想の三点があげられている。

一方、当初の造林計画量100万haが1978年までに超過達成されたため、1979年に、山林利用長期計画の樹立、大単位経済林の団地造林、郷土適樹の開発、未立木地造林と要砂防地の一掃および海外森林資源の開発拡大を重点施策とした「第2次治山緑化10年計画」⁶⁾が樹立された。この中で、国有林経営管理の目標として、民有林の示範となるように経営することが重視され、その重点施策としては、①国有林経営の合理化、②森林資源の増大、③林産物の持続的な供給、④生産基盤の造成、⑤国有林の管理、⑥公益機能の向上、があげられた。この計画は1987年に終了し、1988年からは「森林資源化計画」⁷⁾が樹立され、推進されつつある。

一方、1985年現在の国有林⁸⁾は、その面積1,313,932ha(立木地1,249,095haと無立木地64,837ha)で構成。後者の内訳は未立木地15,121ha、荒廃地121ha、開墾地2,923ha、諸地46,672ha)、蓄積68,665,573m³(針葉樹林20,962,863m³、広葉樹林29,999,935m³、混交林17,702,775m³)で、ha当り平均蓄積は52m³となっている。その中で、営林署所管国有林の面積、蓄積、ha当り平均蓄積は、中部営林署が各々376,152ha、21,413,736m³、56.9m³、東部営林署が282,710ha、18,563,809m³、65.7m³、南部営林署が226,199ha、15,384,291m³、68.0m³であり、特に南部営林署管内の栄徳管理所は1ha当り82.3m³と最も高い蓄積を有している(なお、本章において事例としてとりあげている中部営林署洪川管理所は、各々71,458ha、4,307,950m³、60.3m³、東部営林署旌善管理所は67,762ha、4,652,057m³、68.7m³で、営林署所管国有林のha当り平均蓄積62.6m³と大きな差はみられない)。また、国有林の各齢級の蓄積構成は、I齢級は2.7%(1,835,770m³)、II齢級は21.5%(14,732,507m³)、III齢級は20.8%(14,248,413m³)、IV齢級は35.9%(24,670,271m³)、V齢級は13.8%(9,476,742m³)、VI齢級は5.4%(3,701,870m³)で、IV齢級以下の若齢林が極端に多い状況となっている。なお、1970年から1974年の平均生長率は⁹⁾、針葉樹林が3.1%、広葉樹林が2.9%、混交林が3.0%、平均3.0%であったが、1980年代前半¹⁰⁾には針葉樹林が4.0%、広葉樹林が3.6%、混交林が3.6%、平均3.7%に上昇しつつあり、特に針葉樹林が最も高い生長率を示している。

(3) 伐出事業の展開

本期の国有林の伐出事業は、1972年改正の「営林署所管国有林営林計画作成要綱」と1976年改正の同「運営要綱」及び1980年と1983年以降1987年まで毎年改正された「山林庁所管要存国有林営林計画運営要綱」(以下、これらを総称して経営規程という)に基づいて作成された営林計画により行われたが、その生産の推移は主に経営規程の変遷、とりもなおさず国有林の政策によって変化している。その推移を「国有林特別会計予算明細書」の伐採量からみれば表V-4となり、1973年の281千m³から1975年の324千m³をピークに、1981年までは約300千m³で推移したが、1982年からは221千m³へと減少し、さらに1987年には46千m³へと

激減した。その中で官行斫伐量は、1977年の35千 m^3 をピークに、1979年には20千 m^3 、1980年には5千 m^3 に、さらに1987年には1.5千 m^3 へ漸減する傾向を示している。また立木処分量は、1982年の290千 m^3 をピークに、1983年には210千 m^3 、さらに1987年には25千 m^3 へと減少している。一方、間伐は1973年の14千 m^3 から1978年には27千 m^3 へと増加したが、1980年には再度5千 m^3 へと減少した後、1984年には7千 m^3 へ、さらに1987年には18千 m^3 へと増加する傾向を示している。

また、伐採計画量と実行量の推移については、その実行量は計画量を下回っており、比較的広葉樹の実行が不振であったことを示している。すなわち、官行斫伐事業の実績をみれば、1973年から1985年間の計画量141,633 m^3 に対して、その実行量は137,703 m^3 で実行率は97.2%である¹¹⁾。また、立木売却処分の実行率は、1975年の96.8%（計画247,030 m^3 、実行239,190 m^3 ）、1978年の85.3%（計画242,140 m^3 、実行206,464 m^3 ）、1981年の85.2%（計画280,000 m^3 、実行238,575 m^3 ）であり¹²⁾、この推移から、国有林では1980年代に入って減伐政策が取られていることが明らかである。このような変化の要因としては、伐採対象木の減少と収穫対象地の奥地化による市場性の弱化、標準伐採量の減少、広葉樹に対する認識の変化及び作業種の変化等があげられる。以下それらについて、主として経営規程に基づき検討してみることとする。

伐出事業の停滞に最も大きな影響を与えているものは、収穫対象地の奥地化による市場性の弱化があげられる。すなわち、洪川管理所では、林相良好であるI、II等地で収穫事業が行われたため、現在では伐期齢に達した林分が大きく減少し、また伐期に達したとしても奥地に位置しているため、林道があまり整備されていない状況のもとで、その継続的な推進が困難となった¹³⁾からである。また、標準伐採量の減少があげられる。すなわち、1969年の「営林署所管国有林経営規程」¹⁴⁾では、標準伐採量は林木生長量により算定されていたが、1976年の改正規程¹⁵⁾では、原則として連年の標準伐採量は林木生長量の50%の範囲内とされ、ただし不良林分の林種転換、被害木の除去など国有林経営上必要な場合には、別に伐採量を定める、とされた。さらに1987年の規程¹⁶⁾では、標準伐採量は林木生長量の15%以内と定められ、これに伴い伐出生産量は急激に減少していくのである。

その中で、とくに広葉樹の伐採量は、表V-4にみるように、急激な減少を示している。すなわち、1973年の広葉樹の伐採量は186,358 m^3 で針葉樹伐採量87,650 m^3 の2倍以上であったが、1980年の広葉樹伐採量は118,500 m^3 で、針葉樹伐採量181,500 m^3 より少なくなり、また1987年には針葉樹伐採量が37,000 m^3 に減少するとともに、広葉樹伐採量も7,500 m^3 に激減した。このような広葉樹伐採の急激な減少は、不良広葉樹雑木林を林種転換とした以前の方針が変換されたことによっている。すなわち、前述したように、1970年からは団地内の未立木地および現存する不良林分を2004年までに林種転換により集団造林する計画であったが、1980年の規程では「広葉樹林について現存生育状態から見て林種転換することに

表V-4 国有林管理特別会計予算明細書における林木生産の推移 (1970—1988年) (単位: m³)

年度	官行斫伐			立木処分			間伐				不用物件	合計			
	針葉樹	広葉樹	小計	針葉樹	広葉樹	小計	針葉樹	広葉樹	小計	針葉樹		広葉樹	不用物件	計	
1970	40,000	10,000	50,000	59,300	142,000	201,300	17,900	2,600	20,500	7,000	117,200	154,600	7,000	278,800	
1971	18,000	12,000	30,000	81,500	140,500	222,000	18,400	2,600	21,000	7,000	117,900	155,100	7,000	280,000	
1972	20,000	18,000	38,000	81,500	140,500	222,000	9,700	4,100	13,800	7,000	111,200	162,600	7,000	280,800	
1973	6,000	9,000	15,000	71,300	173,700	245,000	10,350	3,650	14,000	7,000	87,650	186,350	7,000	281,000	
1974	4,000	6,000	10,000	67,400	131,500	198,900	14,000	—	14,000	7,000	85,400	137,500	7,000	229,900	
1975	12,000	18,000	30,000	112,000	165,000	277,000	14,000	—	14,000	3,000	138,000	183,000	3,000	324,000	
1976	18,000	12,000	30,000	132,600	125,050	257,650	13,800	—	13,800	3,000	164,400	137,050	3,000	301,450	
1977	15,000	20,000	35,000	109,740	142,600	252,340	14,270	—	14,270	3,000	139,010	162,600	3,000	304,610	
1978	20,000	14,000	34,000	113,480	128,660	242,140	26,860	—	26,860	3,000	160,340	142,660	3,000	306,000	
1979	10,000	10,000	20,000	110,000	140,000	250,000	15,000	—	15,000	900	135,000	150,000	900	294,000	
1980	2,500	2,500	5,000	174,000	116,000	290,000	5,000	—	5,000	900	181,500	118,500	900	300,900	
1981	2,500	2,500	5,000	168,000	112,000	280,000	5,000	—	5,000	900	175,500	114,500	900	290,900	
1982	2,500	2,500	5,000	174,000	116,000	290,000	5,000	—	5,000	900	181,500	118,500	900	300,900	
1983	2,500	2,500	5,000	126,000	84,000	210,000	5,000	—	5,000	1,000	133,500	86,500	1,000	221,000	
1984	2,000	1,000	3,000	72,500	20,000	92,500	7,000	—	7,000	500	82,500	21,000	500	104,000	
1985	1,500	500	2,000	54,000	10,000	64,000	7,000	—	7,000	600	62,500	10,500	600	73,600	
1986	1,500	500	2,000	50,000	8,000	58,000	7,000	—	7,000	1,000	58,500	8,500	1,000	68,000	
1987	1,500	500	2,000	18,000	7,000	25,000	18,000	—	18,000	1,000	37,500	7,500	1,000	46,000	
1988	2,000	1,000	3,000	25,000	10,000	35,000	22,000	—	22,000	1,000	47,000	11,000	1,000	59,000	

注) 「国有林管理特別会計予算明細書(各年版)」より作成。

より、存置することがもっと経済性あると判断できれば、その対象から除外¹⁷⁾する、と方針が変換された。また、伐採された不良広葉樹雑木林は、かつては主に農山村で燃料に使用されていたが、経済開発計画に伴う工業化、近代化政策などにより、燃料消費構造が石炭、石油などへと変化し、そのことが広葉樹の伐採減少となって表れた、ということができよう。すなわち、薪炭の消費実績¹⁸⁾を見れば、1961年には14,100千M/T(乾重量の単位当体積; 薪1坪=2.3尺×6尺×6尺=1M/T)であったが、1973年には9,250千M/Tへと減少し、さらに1984年には7,288千M/Tへと減少傾向を辿っている。

このような伐採量の減少は、一方では作業種の変換をもたらした。すなわち、1969年の経営規程では、作業種を用材林作業(皆伐作業、母樹作業、択伐作業)、薪炭林作業(皆伐作業、択伐作業)、中林作業、竹林作業に分けていたが、1972年の経営規程¹⁹⁾では、大面積の皆伐が制限され、その代わりに带状皆伐作業が行われるようになり、竹林作業は除外された。また、山頂と稜線部は防風、防虫林帯ができるよう既存木を存置し、急傾斜地、荒廃地及び岩石地等土砂流出の憂慮がある所と後継林造成上成功の可能性が無いと判断される箇所は、林種転換のための皆伐が制限された。ひきつづき1976年の経営規程では、作業種は带状皆伐作業、小区域皆伐作業、小区域母樹作業、択伐作業とされたが、1983年の経営規程²⁰⁾では带状皆伐作業が除外された。

ついで、伐採対象林分の取り扱い方法についてみれば次のとおりである。すなわち、「国

有林産物売却規則施行内規²⁾によれば、小区域皆伐作業の伐区は5 ha以内とされたが、経済林団地については10 haまでは可能とされた。また伐採が継続的に行われる場合は、伐区と伐区の間には20~30 mの樹林帯を設置するよう規定された。なお、小区域伐採対象地であっても、クリ(栗)やアオギリ(梧桐)等後継樹の造成が不要な場合や被害木の除去時を除いて、胸高直径6 cm未満の立木のうち将来材積生長が期待できる形質優良稚樹林分は、群状で残存、保育する方針がとられた。また母樹作業は5~10 haの範囲で実行し、ha当り15~20本の母樹を全林地に均等に残置することとされ、ただし天然稚樹発生地や地理的与件により群状で母樹を存置する必要のある箇所は、更新に適するよう存置することが可能とされた。

このような作業種別伐採面積と材積の推移を東部営林署旌善営林計画区を例にみれば、表V-5のとおりである。すなわち、面積比では択伐作業が第3次期に53.3%、第4次期に75.1%、第5次期に98.4%、また材積比では各々24.2%、45.0%、89.6%と増加する傾向を示している。また、洪川管理所の例では、択伐は主に胸高直径20 cm以上の広葉樹を対象として、伐採率約30%の単木択伐が行われ、小面積皆伐は、針葉樹林を対象として行われた。なお、マツノタマバエが蔓延した森林は、伐区に関係無しに伐採された。

間伐は、1986年から、平均胸高直径と樹間距離で本数を決める定量的な間伐が実行されている。一般的に立木密度を基準とした定量間伐としては、地位、林齢と立木密度の関係、胸高直径と樹間距離の関係、樹高と立木密度の関係、単位面積当りの胸高断面積合計の最適値などにより、さまざまなものがあるが、起伏が多い傾斜地で、地位の局地的な変化が激しいところでは、上にあげたさまざまな基準となる要因の値が局地的に異なり、したがってその実行に

表V-5 東部営林署旌善営林計画区の作業種別伐採面積と材積の推移（計画）（単位：ha, m³）

区 分	作 業 種	面 積 (A)	面 積 の 率 (%)	材 積 (B)			材 積 の 率 (%)	(B) / (A)
				針 葉 樹	広 葉 樹	計		
第3次期 (1978— 1982)	帯状皆伐作業	—	—	—	—	—	—	—
	小区域皆伐作業	2,413	44.4	25,622	38,217	63,839	72.8	29.8
	小区域母樹作業	110	2.3	2,373	233	2,606	3.0	23.7
	択伐作業	2,573	57.3	3,625	17,604	21,229	24.2	8.3
	小計	4,826	100.0	31,620	56,054	87,674	100.0	18.2
第4次期 (1983— 1987)	小区域皆伐作業	1,070	15.8	18,275	13,809	32,084	35.1	30.0
	小区域母樹作業	618	9.1	17,187	1,066	18,253	19.9	29.5
	択伐作業	5,075	75.1	9,646	31,517	41,163	45.0	8.1
	矮林作業	—	—	—	—	—	—	—
	小計	6,763	100.0	45,108	46,392	91,500	100.0	13.5
第5次期 (1986— 1990)	小区域皆伐作業	10	0.3	1,140	—	1,140	2.8	114.0
	小区域母樹作業	43	1.3	3,001	57	3,058	7.6	71.1
	択伐作業	3,375	98.4	10,001	26,159	36,160	89.6	10.7
	小計	3,428	100.0	14,142	26,216	40,358	100.0	11.8

注) 東部営林署旌善営林計画区「第3次営林計画説明書(P.44)」,「第4次営林計画書(P.38)」及び「第5次営林計画説明書(P.40)」より作成。

は困難を伴うという欠点をもつ。この点で、現在、韓国国有林で採用されている間伐基準表、すなわち林分のなかの部分ごとに胸高直径と樹間距離の関係を基準とする方法は合理的²²⁾であるという一面をもつ、といえよう。

最後に、この時期における伐出作業についてみれば次のとおりである。すなわち1960年代の後半からのチェーンソー導入により、現在ではほぼすべての伐木作業がチェーンソーにより行われている。伐採された木材は、人力により山落しされるが、1980年代半ばからはログラインが導入された。また、集材作業では全幹集材は行わず、一般に玉切りされたのちに搬出されている。過去には木修羅や土修羅による搬出も実行されたが、現在ではほとんど使用されていない。中部営林署洪川管理所管内を例に伐出作業の労働力構成をみれば、ここでは7個の作業団があり、その内訳は1個の技能人作業団と6個の一般作業団で構成されている（一作業団は約15人構成）。この技能人作業団は、伐出作業や天然林保育事業等比較的技量を要する作業を中心に行い、これに属する者は林業機械院で一定の教育を修了しているが、雇用形態は常用ではなく、日雇労働力として扱われている。集材された木材は、耕うん機等により開設された運材路幅約3 mの運材路を経て、主林道まで搬出される。その後、木材市場までの運材は、主に自動車によって行われ、一部地域では鉄道も利用されているが、その際の運材手段の選択は、各木材市場の木材価格の運賃の差額が最も高くなるような方法が採用される。なお、洪川管理所の場合、間伐木の歩止まりは50~70%程度で、また同所では1968~1987年の間に施設林道が26,510 m、1970~1976年の間に年期売却林道25,354 mの敷設が進み、林道延長は51,864 mであるが、1988年現在の林道密度は、未だ0.82 m/haにとどまっている²³⁾。

(4) 造林事業の展開

1973年以後の国有林の造林事業は、同年に「第1次治山緑化10年計画」に基づいて作成された第2次営林計画により推進された。この期間(1973~1977年)には、表V-6にみるように、40,020 ha、約1.35億本の造林が行われ、年平均約8千haの人工造林が実行された。ひきつづき、1978年からの第3次営林計画期(1978~1982年)では、年間1万ha、全体で5万haの造林が計画²⁴⁾されたが、一方、「第1次治山緑化10年計画」が予定より早く1978年に超過達成されたため、1979年に「第2次治山緑化10年計画」が樹立され、国有林の造林事業は、以後これに位置づけられて推進されることになった。この計画は、年間7千haずつ10年間に7万haの造林を実施する計画で、その中には経済林団地造林45千haが含まれていた。この経済林団地造林は、全国森林のうち1,214,240 haを対象として80個経済林団地を1977年に選定し、大規模の人工造林を計画したもので、そのなかには国有林209,540 ha(中部営林署68,280 ha、東部営林署96,260 ha、南部営林署45,000 ha)が含まれている²⁵⁾。

これに対して、1979年から1983年までの5年間に、人工造林26,260 ha(8,342万本)、天然林保育事業は6,601 ha、計32,861 haの育林事業が行われ、その内19,265 haが経済林団地造林として行われた。しかし、国有林の造林事業は1981年から天然林保育事業が大きく取

表 V-6 国有林の造林実績の推移（1973—1986年）

（単位：ha, 千本）

年度	実 績		樹 種 別					その他
	面 積	本 数	チョウセンゴヨウ	カラマツ	アカマツ	リギダマツ	スギ及ヒノキ	
1973	7,758	25,248	12,038	2,212	8,275	740	685	1,298
1974	7,916	26,110	16,411	108	3,610	3,860	742	1,379
1975	7,937	28,049	8,673	8,960	7,737	1,383	586	709
1976	7,951	27,774	12,200	10,694	1,796	2,294	327	463
1977	8,458	26,994	11,932	12,232	1,386	509	436	499
1978	7,126	22,809	6,395	9,605	4,286	—	375	2,148
1979	7,016	21,927	8,710	11,764	331	—	559	563
1980	5,054	16,188	5,054	8,125	972	—	163	1,874
1981	5,096	17,997	3,579	9,952	3,136	58	131	1,141
1982	5,047	15,096	7,572	5,638	30	—	160	1,696
1983	4,047	12,215	6,523	5,364	—	—	45	283
1984	3,051	8,611	6,175	2,271	—	—	—	163
1985	1,927	5,505	2,618	2,518	—	39	30	300
1986	1,961	6,285	3,511	1,967	311	17	129	350
合計	80,345	260,808	111,391	91,410	31,870	8,900	4,368	12,869
比率			42.7%	35.1%	12.2%	3.4%	1.7%	4.9%

注) 1 山林庁造林課「資料—造林及び種苗事業—(1987年, P. 81)」より作成。

2 補植の数量は含まれてない。

り入れられ、1984年からの造林5年計画は、年間6千haずつ、合計3万haに修正された²⁶⁾。その内訳は、人工造林(植栽造林)1万ha、天然林保育が2万haで、その内15,838haが経済団地造林となっている。1973年から1986年に至る14年間の人工造林の実行状況は、総量で80,345ha(260,808千本)となっている。こうした変遷のもとで、人工造林は第2次営林計画期の年間約8千haが、1985年以降には約2千haの水準に急減し、また表V-7にみるように、補植、追肥、下刈作業量も人工造林面積の減少と同様な傾向を示しているが、一方、稚樹保育と天然林保育事業は逆に増加する傾向を示している。

以上みたように、国有林の造林事業が人工造林中心から天然林保育へと推移しているが、このような変化の背景には、前項で考察した低質広葉樹の需要の低下のほか、造林地の奥地化と労賃高騰に伴う造林費の上昇、及び造林労働力の不足などの要因があげられる。以下、それらについてみれば、次のとおりである。

国有林事業費に占める造林費の比率は、表V-8にみるように、約30%程度を占め、またそのうち人件費は80%以上を占めるが、1973年から1987年までの間に1ha当りの造林費が約8.4倍、補植が約8倍、稚樹保育が約6倍、地拵が約9.7倍、追肥が約7.6倍、下刈が約9.9倍上昇したのに対し、1ha当りの人件費は、造林人夫が約19倍、普通人夫と女子人夫が約10倍に上昇し²⁷⁾、そのことが経営への圧迫要因となっているのである。

また、林業労働力の不足があげられるが、それは林業労働力の農山村から都市への流出によるもので、その原因としては一般的に労働諸条件の劣悪化や生活環境の相対的低下があげら

表V-7 国有林の育林実績の推移(1973-1986年)

(単位: ha)

年 度	計	補 植	追 肥	下 刈	稚樹撫育	天 下 管	然 地 理	天 然 林 保 育	特 造 管 林	殊 地 理	蔓 茎 類 除 去
1973	33,664	753	—	28,142	3,001	1,727	—	—	41	—	—
1974	37,440	1,000	6,100	25,434	3,015	1,891	—	—	—	—	—
1975	46,874	1,000	15,458	23,686	4,580	2,109	—	—	41	—	—
1976	38,625	997	5,967	24,022	5,630	1,926	—	—	83	—	—
1977	40,331	477	7,918	24,080	5,660	1,353	—	—	83	—	—
1978	43,458	277	7,862	30,465	4,121	700	—	—	33	—	—
合 計	240,392	4,504	43,305	156,598	26,007	9,706	—	—	281	—	—
1979	31,711	251	4,936	22,578	3,918	—	—	—	28	—	—
1980	45,743	301	8,500	25,925	10,989	—	—	—	28	—	—
1981	40,237	151	9,991	19,946	9,956	100	80	—	13	—	—
1982	35,668	100	5,000	19,873	7,383	160	3,142	—	10	—	—
1983	33,040	210	3,220	17,300	8,118	—	3,379	—	—	—	813
1984	33,234	160	4,126	15,178	8,988	—	4,015	—	—	—	767
1985	29,805	125	3,750	12,713	7,598	—	4,245	—	—	—	1,374
1986	28,171	35	3,523	11,741	7,261	147	4,157	—	—	—	1,307
合 計	277,609	1,333	43,046	145,254	64,211	407	19,018	—	79	—	4,261
総 計	518,001	5,837	86,351	301,843	90,218	10,113	19,018	—	360	—	4,261

注) 山林庁造林課「資料(1987年版, P. 82)」より引用。

れる。洪川管理所の例では従来、国策の重点項目として荒廃地の森林造成の早期実現をかかげ、また豊富な労働力の存在を背景として人工造林を推進してきた。しかしこの期に及んで、経済発展に伴う農山村から労働力の流出が著しくなり、造林労働力が不足し、現在では、地拵、下刈、造林等の作業は6個の一般作業団と、不定期的な地域住民によって行われており、従来の大規模な人工造林が次第に困難となってきていることを示している。また、人工造林の進展に伴い保育面積は増加しつつあるが、労働力不足により保育が十分に実施できず、そのことが人工造林を減少させる結果ともなっている。このような要因が複雑に絡み合って人工造林が停滞しているといえるが、今

表V-8 国有林管理特別会計予算明細書における造林費の推移 (単位: 千ウォン)

年度	国有林総事業費 (A)	造林費 (B)	(B)/(A)	人件費 (C)	(C)/(B)
1970	920,741	389,139	42.3	299,118	76.9
1971	1,396,199	397,510	28.5	299,472	75.3
1972	1,497,054	462,668	30.9	344,391	74.4
1973	1,458,514	562,069	38.5	415,803	74.0
1974	2,512,549	916,698	36.5	453,559	49.5
1975	4,472,300	999,772	22.4	747,691	74.8
1976	4,295,623	1,275,375	29.7	1,023,372	80.2
1977	4,056,252	1,378,454	34.0	1,095,733	79.5
1978	4,619,242	1,746,313	37.8	1,465,431	83.9
1979	6,992,889	2,208,020	31.6	1,908,713	86.4
1980	8,514,075	3,262,702	38.3	2,798,887	85.8
1981	9,239,249	3,448,873	37.3	2,915,598	84.5
1982	10,063,222	3,692,108	36.7	3,179,381	86.1
1983	9,430,081	3,236,383	34.3	2,723,241	84.1
1984	9,473,757	2,940,315	31.0	2,555,347	86.9
1985	9,728,285	2,781,840	28.6	2,377,537	85.5
1986	10,317,520	2,797,598	27.1	2,371,854	84.8
1987	12,148,230	2,896,919	23.8	2,424,691	83.7
1988	22,777,675	4,648,489	20.4	4,008,181	86.2

注)「国有林管理特別会計予算明細書(各年版)」より作成。

後伐採跡地の奥地化に伴って、この傾向はさらに強くなるであろう。

なお、最後に、1980年代に入って国有林の造林事業の中心となった天然林保育事業の特徴についてみれば²⁸⁾、生態的に天然力を活用する天然林施業の中で、この期の事業は、施業により今後の天然更新を期待しようとするものではなく、すでに更新している天然生稚・幼樹林を対象として、形質優良木を「未来木」として選定し、その保護・育成を図ろうとするものである、といえよう。こうした施業方針により、1983年以降国有林の育林事業では、天然林保育事業が大きく取り上げられ、中心的に行われるようになったのである。

引用文献

- 1) 経済企画院：経済白書，1981.
- 2) 経済企画院：主要経済指標，1987.
- 3) 前掲 1)，p.367-369.
- 4) 韓国林政研究会：治山緑化30年史，p.646-676，山林庁，1975.
- 5) 金樟株，裴曾淳：第1次治山緑化10年計画の成果分析と第2次計画の政策方向，韓国林政研究報告，p.5-7，1978.
- 6) 山林庁：第2次治山緑化10年計画，p.1-192，1979.
- 7) 山林庁：山地資源化計画（第3次山林基本計画），p.1-187，1988.
- 8) 山林庁：林業統計要覧，p.48-195，1986.
- 9) 山林庁経営計画担当官室：資料，p.24，1977.
- 10) 山林庁経営計画課：資料，p.26-27，1985.
- 11) 山林庁：林野統計要覧，p.304-305，1986年版.
- 12) 辛在萬：韓国林業の経営史的研究，p.446，1985年，江原大学演報5.
- 13) 東部営林署洪川管理所蒼村営林計画区：第5次期営林計画書，p.8，1986.
- 14) 山林庁訓令第37号：営林署所管国有林経営規程，1969.4.24.
- 15) 山林庁例規第127号：営林署所管国有林営林計画運営要綱，1976.5.7.
- 16) 山林庁例規第315号：山林庁所管要存国有林営林計画運営要綱，1987.12.30.
- 17) 山林庁例規第199号：山林庁所管要存国有林営林計画運営要綱，1980.10.4.
- 18) 前掲10)，p.140.
- 19) 山林庁例規第59号：営林署所管国有林営林計画作成要綱，1972.8.2.
- 20) 山林庁例規第258号：山林庁所管国有林営林計画運営要綱，1983.1.25.
- 21) 山林庁：国有林産物売却規則及び施行内規，p.54-55，1986.
- 22) 佐藤大七郎：育林，p.260，文永堂，1983.
- 23) 中部営業署洪川管理所：現況，p.16，1988.
- 24) 山林庁経営経営計画担当官室：資料，p.90，1977.
- 25) 朴泰植，趙應赫，馬相圭：大田地造林計画と経営管理の合理化に関する研究，林政研究報告書1979年度一II，山林庁，1979.
- 26) 山林庁造林課：資料—造林及び種苗事業—，p.79-80，1987.
- 27) 同上，p.87.
- 28) 山林庁：天然林保育作業要領，p.1-33，1987.

第4節 小 括

1945年の第2次世界大戦の終了から、1950年の6・25戦争を経て、1961年に至るまでの国有林経営は、混乱した経済状態を反映して、基本的には無秩序な乱伐的利用の性格と構造をもっていたといえる。すなわち、伐採の対象となったのは比較的蓄積良好な森林に限られ、大面積皆伐作業が行われたが、その伐採量は統計数値の何倍にのぼったことが指摘されている。それとともに、住民の燃料採取等が無秩序に行われ、1956年の国有林の未立木地は約255千haに達し、要存国有林面積の約35%を占める状態であった。一方、造林事業は主に未立木地造林が行われたが、その実績は予定量の17%（1952～1956年）、73%（1957～1961年）の実行にとどまっていた。なお、当時の伐出技術は、主に戦前期の運材手段の整備が行われたにとどまり、造林技術は人力による大面積の未立木地の用材林植栽が中心となっている。しかし、森林の状況を配慮しない用材林造成のための造林事業の推進は、苗木活着の不振をまねき、このことは裸地造林の困難性と森林保護の必要性を改めて痛感させられることになった。しかも全体として、この時期においても、森林の荒廃は依然として克服されずに推移している。

1962年からの国有林経営は、強力な森林保護政策に基づいて、基本的には森林資源の造成的な性格と構造をもっていたといえる。すなわち、林木の伐採は、1960年代には拡大造林のための大面積皆伐作業が行われたが、病虫害等の被害が確認されたことから、1970年代半ばからは約5～10ha程度の小区域皆伐作業、母樹作業へと推移し、また1980年代には主に小区域皆伐作業、択伐作業へと推移していった。また、造林面積は伐採面積を下回らないよう指示されるとともに、累積された未立木地への造林が行われ、現在の苗木活着率は約90%にのぼっている。一方、不良天然広葉樹林には林種転換事業が行われた。すなわち、この時期に推進された造林事業の目標は、主に伐採跡地の更新の徹底化、人工造林の積極的な推進による未立木地の解消、および不良天然広葉樹林の林種転換であった。そして、不良天然広葉樹林の林種転換の方針は、1980年代前半には優良天然林の保育へと変化しているが、未立木地造林は1980年代後半まで続いて、現在未立木地はほぼすべてが解消されるに至っている。当時の伐出技術は、チェーンソー等の導入による機械化が進み、また育林では刈払機が導入されたが、現在では天然林保育事業における集約作業のために再び鎌が主流となり、また苗木の自給生産体制が確立される等、経営基盤の充実が図られた。

しかし、林相の約80%がIV齢級以下の若齢林で構成されていることや、環境悪化に伴って森林の公益的機能が重視されるようになり、1980年代前半からは、主伐生産を大幅に減少させ、国有林事業は全体として縮小化の方向をたどることになった。すなわち、1980年代に入って、全体的に減伐政策が取られるなかで、育林事業は優良天然林の保育事業が中心的に推進されることになり、人工造林とその保育事業は1970年代に比べてむしろ減少する傾向を示している。一方、人工林の間伐は少しずつ拡大する傾向にあるが、その方法は胸高直径により

残存本数を残す定量間伐で、質的な面での考慮が不十分であり、また天然林の保育事業についても、一応の基本方針はあるものの技術的に確立されていないのが現状である。

間伐や保育事業の対象となる森林面積が増加しているにもかかわらず、その実行不振や技術の未確立により、全体として国有林の生産力の持続的な上昇には限界がみられ、今後それらの森林に対する全体的、かつ集中的な投資をいかにすすめるかが課題となっているといえる。

第6章 結 言

本章では、韓国国有林における伐出・育林事業の展開過程に関するこれまでの分析に基づき、韓国における国有林経営の特質と、その現段階的な位置を総括的に検討し、合わせてこれからの国有林経営のあり方について考察する。

前章までの分析から、戦前期の韓国の国有林経営の展開について主な点をみれば、次のようなことが指摘される。韓国の国有林は今世紀初めに日本政府により成立したが、その経営目的は土地所有を近代化し、日本の植民地政策遂行の財政確保のための物質的基礎を確立することであった。したがって、経営方針としては純収獲最大主義をとり、またその経営の過程では財政収入の安定的確保のため、大企業、軍需産業等に大きな特典を与えた。一方、後継樹の更新については、一部、未立木地造林や伐採跡地造林が行われたが、造林費支出の抑制という観点から、天然更新を基本とする方針が長期間にわたって続けられた。そして、戦時体制への移行に伴う財政悪化をきっかけに、民間会社への委任増加などにより造林事業への投資をさらに縮小する一方、軍需の拡大等に対応して伐採、製材事業が拡大された。このような公私企業の癒着した形態は、強力な国家統制の下で私的独占企業の利益を貫徹しうる形態であり、いわば植民地政策特有の国家と私的独占企業の関係を表現しているといえる。こうして、国有林は無統制的な過伐とその更新の放棄により未立木地の面積が拡大し、その長期間にわたる放置が、林地の生産力の低下つまり地力の減退および消耗をもたらすことになったのである。

一方、この時期の国有林経営について評価すべき点をあげるならば、天然林の保育事業の萌芽がみられたことと、「施業案規程」の制定を指摘することができよう。すなわち、当時まで国有林の相当な面積を占めていたチョウセンカラマツのパルプ化が北鮮製紙により開発されたこと、それに伴って小径木の利用が可能になり、また北鮮開拓事業の推進に伴う林道、鉄道などが整備され、広葉樹の利用が拡大されたこと、また森林の生態調査をもとに天然更新に関する研究が進んだこと、さらには豊富な低賃金労働力が存在したこと、などを背景に、1935年に、1926年制定の林政計画が改められ、未立木地および散生地を対象とする用材林及びパルプ原木林の造成計画とともに、一部の天然針葉樹林を対象に積極的に保育事業を進める計画が立てられた。一方、1939年には、1919年の「朝鮮国有林仮施業案編成規程」を改めて「朝鮮国有林施業案規程」が制定され、それにより造林の方法、生育および被害の状況、その他林分の沿革や成立条件に基づく森林の取り扱いが重視されるようになり、また国土保安、その他の

間接的効用を目的とする森林育成等、国有林の経営方針が整備された。こうして、一部であるが「天然更新論」に基づく森林施業が実施され、また保続生産のための施業仕組の整備のきっかけとなったが、やがて戦時体制へと突入し、その実績はほとんどみるべきものがないまま終わっている。

戦前期の無統制的な木材生産の時代を経て、韓国は第2次世界大戦の終了により南北に分断された。これにより韓国の国有林は北韓に比べ劣等な森林で構成されることになり、また6・25戦争の勃発と戦後被害復旧のための無分別な木材伐採により、その森林は一層の荒廃化をもたらすこととなった。このため、1961年に、森林の保護育成と森林資源の増進を図り、国土の保存と国民経済の発展に寄与することを目的とする「山林法」が制定され、翌年には「林産物団束に関する法律」が制定された。そしてこれは、当時まで横行していた林産物の自由採取を根絶する契機となったが、このような制度的措置のほか、経済発展に伴う生活水準の向上や、練炭、石油などの炊事・暖房燃料の改良などがすすみ、これらにより、その後無統制的な人為による森林荒廃は、ほぼ防止されることになるのである。

一方、6・25戦争による混乱が一段落し、韓国経済の開発・発展政策の進展に伴い、荒廃した国有林の整備計画が推進された。そして、何よりも森林荒廃を防止する森林保護体制の確立と未立木地の解消を図ることが、国有林経営の最優先課題とされた。そして、育林事業の重視に伴い国有林経営費に占める造林事業費の比率は、戦前期の2%未満から約30~40%へと大幅に増加し、未立木地造林が急速に進展した。しかし、経済発展に伴う第1次産業の相対的な低下や、国家財政の逼迫等に伴って、国有林は特別会計法のもとで、やがて経営の企業化を進め、また林地売却などによる経営外収入を増加させていくのである。このような収益を強制される条件のもとで、集約な林業経営の実行には限界があり、したがって採用される作業種は、皆伐ないしは実態としてそれに近い作業種とならざるを得ない結果をもたらすことになった。すなわち、森林保護政策の重視の一方、造林事業の推進と、企業性の重視という二つの側面は、優良天然林をも対象とした伐採と拡大造林の推進となって現れるのである。

1950年代の造林事業は主に未立木地の人工造林として行われた。1960年代に入ると、未立木地造林とともに、伐採跡地の人工造林が行われ、また1970年代以降には、大団地造林計画、さらには1979年の「第2次治山緑化10年計画」に位置づけられた「経済団地造林」推進計画に基づき、林種転換のためのいわゆる拡大造林が進展した。この拡大造林は、薪炭林などの低位利用の森林を有用針葉樹に林種転換して森林生産力を増進させ、増加する木材需要に対処するとともに、造林団地化を図って生産力を向上させ、経済性の確保を図ろうとするものであった。しかし、大面積の皆伐跡地に一斉に人工林を造成したことで、その被害が極めて甚だしかったばかりでなく、他方では1970年代以降の経済成長に伴う林業労働力の都市への流出、労賃の上昇、低質広葉樹の需要の低下、造林地の奥地化などにより、優良天然林に伐採が集中する傾向を示すなど、否定されるべき問題が顕在化した。こうしたことから、1980年代初頭

からは、天然林保育事業が重視され、また未立木地がほぼ解消したことにより人工造林は次第に減少していった。この間、森林資源の増殖のため、1976年以降には生長量の50%、1987年以降には15%以内という厳しい減伐方針がとられ、伐採量が大幅に減少したが、このこともまた、人工造林の減少の原因となっている。一方、保育事業は、1970年代後半には人工造林地の保育事業が年間約8千haが実施されたが、1980年代になって減少傾向を示し、1980年代以降は優良天然林に対する保育事業がその比重を高めている。なお、間伐事業と天然保育事業は近年増加傾向にあるが、間伐作業は、ごく最近まで、立木本数のみを基準とする定量間伐が実施され、また天然林施業についても、一応の基本方針はあるものの技術体系が未確立で、不良天然林に対する積極的な施業方針を見出せないまま現在にいたっている。

以上、国有林における伐出・育林事業の展開過程を概観したが、1960年代以降の積極的な整備計画の推進により未立木地がほぼ完全に解消するとともに、森林蓄積が急増していることは高く評価されなければならないであろう。すなわち、1956年には、要存国有林面積の35%にのぼる約255千haが未立木地であったが、1960年代以降に、造林事業が経済開発計画の一環として位置づけられたこと、苗木の供給体制が整備されたこと、豊富な低賃金労働力が存在したこと、さらには人為による森林被害を根絶するための森林保護体制が確立されたこと、などを背景に、1980年代後半には未立木地のほぼすべてが解消し、また、国有林の森林蓄積は、1960年代のha当り平均蓄積約16m³から、1971年には約28m³に、さらに1985年には52m³に増加した。そして、そのうち要存国有林の森林蓄積は各々約20m³から、約40m³、約60m³に増加している。このことは、国有林の経営基盤が資源的側面で整備されつつあることを示すものであり、今後新しい展開に期待を広げるものとなっている。

しかし、他方では、今後の国有林経営を進めるにあたって、解決すべきいくつかの問題点が指摘できるであろう。すなわち、第1に、国有林の森林構成はIV齢級以下が全森林面積の80%以上を占め、間伐の対象となる森林や改良過程にある森林がきわめて多いということである。しかし、未だ間伐技術体制が十分に確立されていない現状にあり、これら森林の機能を高めるための施業のあり方が課題となっている。第2に、伐期に達した林分が全体的に少ないばかりでなく、造林地の多くが奥地に位置していることである。しかも林道網が未整備であるとともに、人工造林樹種の利用面での開発が遅れ、これら造林木の市場競争力を弱めていることである。第3に、1970年代以降、林種転換のための画一的な拡大造林により林相良好なI、II等地の森林が皆伐され、多量の郷土樹種を消失させるとともに、針葉樹の一斉造林による病虫害などの森林被害が多発していることである。第4に、1980年代中頃から天然林保育事業が実施されているが、優良天然林の資源的限界から、この施業に対する積極的な技術開発や集中的な投資が遅れていることである。第5に、工業化や経済発展に伴う労働力の不足、賃金上昇等により、林業労働力の確保が困難となっており、そのことが林業経営の粗放化に結びつく可能性をもっていることである。

以上、今日の韓国国有林の問題点を指摘したが、今後の国有林における資源の増大と生産の保続を可能とする林業経営を確立するためには、これら諸点の解決は欠くことができないものであろう。具体的には次の施策を講ずることが重要と考えられる。すなわち、国有林では、1970年代中頃から厳しい減伐方針をとっているが、長期的な観点に立って資源の増殖を計るため、当面の施策は継続される必要がある。そのために、主伐生産を抑制し、比較的長期の伐期齢の下で、伐採と更新の合理的な連関に基づく保育・間伐技術体系の確立を図ること、また生態的な見地をふまえた天然林施業の体系化を図ること、その場合、森林の保護機能を高め、あわせて優良大径材を生産するため、樹種が多様化した混交林、複層林の造成が考慮されるべきであろう。さらに以上の施業を進めるためには、林道網の拡充による機械化の推進と伐区縮小、間伐木や広葉樹林の利用開発、及び熟練した労働者の確保と養成を図ることが重要となるであろう。

最後に、これまでの国有林経営は、国家の頻繁な計画変更により左右され、一貫した集約的な林業経営が困難となっていたことが指摘できる。国有林経営の重要性を考えるならば、国有林事業は長期的な木材需給計画、森林蓄積増強計画等に基づき、一貫した方針のもとに推進することが重要であろう。このような観点から、1988年に策定された「山林資源化計画」は、長期間にわたる計画である点で評価できるが、これを全体的に成功させるためには、各事業区別に施業目標と方針を確立するとともに、現行の特別会計制度や管理組織を再検討することが必要であろう。それに加えて、国有林の経営目的を遂行するためには、国家からの継続的な財政支援が重要である。その場合、森林は木材資源であると同時に環境資源でもある、という認識を深めることが必要であろう。

Summary

This study makes clear the character, structure and course of national forest management in Korea through historical analysis of its process of development. For this analysis, I divided the development of Korean national forests into three broad periods of recent Korean history, and for each period the management principles, the actual productive techniques and mechanized procedure employed and the relation of forestry to socio-economic conditions were clarified.

The periods are as follows: "the pre-annexation period of Korean national forest management", "the period of national forest development after the Japanese annexation of Korea". The second period is divided into three subperiods: the formative period of national forest development (1910-1925), the period of the infication of forest administration through a single agency (1926-1936) and the period of national forest management under wartime structures (1937-1945). The third period concerning "national forest development after World War II" is also divided into three periods; the Korean war and postwar economic reconstruction period (1945-1961), the period of economic development (1962-1972) and the period of economic growth after the first oil crisis (since 1973).

1. In general, in order to accomplish the management objective of maximizing both lumber production and the public function of national forests at the same time, we have to continuously improve forest productivity by harmonizing the management principles and techniques used with the economic and social conditions which national forests face. The preparations developed in response to the basic technical conditions present in the productive stands indirectly controls how intensively the forest must be managed or how productive the forest is.

2. In Korean forests, a forest investigation project for all forests was enforced by the Japanese government at the beginning of this century. In order to ensure finances for the accomplishment of the colonial policy, a project for the logging of national forests was initiated by the government. The project attached importance to the promotion of the shared forest system as a solution for forest denudation. Workers from Japan accounted for about 50 to 70 percent of the labor for raftmen. At this time, national forest management policy was in a preparatory period with the goal in the future of enlarging the market for lumber by all available means. The transport of lumber was encouraged through the special reduction of railway fares for large enterprises.

3. The national forests of Korea were regarded as one of the material foundations of the colonial policy of the Japanese government and they were managed in order to maximize net profits. The earning rate was about 120 percent and the working method employed was an extensive preregeneration system similar to the clear cutting of vast areas from 10 hectares to over 100 hectares. The sale of standing trees occupied a 60 percent through 70 percent share from 1917, and the term disposal and the price discount systems were introduced for the import of lumber, for maintaining the security of national forests and for capital to be used by the pulp industry. Domestic animals, rafts and chutes were utilized in the logging work, but the mechanization of logging through the use of railways and spur roads was hastened after 1930. The cost of reforestation was under 2 percent of management costs, and natural regeneration depending on spontaneous regrowth was relied upon in the long term. Other characteristics of forestry policy during this period include the utilization and exploitation of small timber by making Korean larch into pulp, the construction of forest roads and railways by the promotion of the "North Korean exploitation project", the progress in research about natural regeneration, the abundance of cheap labor, the formulation of plans for bare spots in forests and pulp lumber forests and the enactment of "Regulations for the management plan of Korean National Forest" in 1939. Even though these were parts of their policy, the forest management based on "the doctrine of natural regeneration" was in operation. But the results fell short of their expectations because of the change to a wartime structure. As mentioned above, the management of national forests in this period had the character of the exploitation of forest resources. The logic involved in this policy of national forest exploitation may be said to concern the coexistence of the need for maintaining the security of the financial resources for the accomplishment of colonial policy with the interests of the industrial capitalists who wanted to acquire the profit.

4. After the period of disorder due to World War II and the Korean War, the Korean economy grew markedly. With the growth of the economy after the establishment of the Korean government, the first forest management plan was formulated in 1968, and a program for the restoration of ravaged forest land was actively promoted. The final cutting age was decided on the basis of the highest growth in volume. Also, from the perspective of increasing resources, the standard cutting volume, which was 50 percent of the growth volume within the

planning period from 1976 or was standardized at 15 percent in 1987, and the cutting volume was reduced from 200,000 m³ in 1960 to 50,000 m³ and below in 1987. A clear cutting system covering large areas was mainly performed until the 1960's, but a clear cutting system covering small areas and a selective cutting system have been mainly performed since the 1970's because of damage by blight and noxious insects. Logging was conducted using chainsaws from the late 1960's, when a stage of manpower concentration was, and forest roads were only 1 m and below per hectare. Forestation projects since the 1960's have set three main projects as goals: the renewal of the cut areas, the afforestation in bare spots in forests, and the species conversion in natural broadleaved forest having poor quality wood. Especially, the forstation of gaps in forests together with mass plantation were extensively carried out and the rate of silvicultural costs was about 30 to 40 percent of the total costs for management of national forests. I can point out some instances of forstation projects which were implemented as part of the plan for economic development after the 1960's: the preparation of a sapling supply system, the maintenance of an abundant supply of cheap labor and the introduction of a forest protection system in order to eliminate forest damage due to artificial use. Through such projects, forest on national forest land increased from an average of 13 m³ per hectare in the 1950's to about 52 m³ in 1985, and we can expect further growth. Tending projects for high quality natural stands have been considered important in the 1980's, but the development of practical techniques and intensive investment have been delayed because of restrictions in resources. Also, the practice of intensive forestry mangement has been difficult because of problems in national forest management such as inconsistent thinning techniques, a limited forest road network, the weakness for market competition of plantation wood the frequency of forest damage by blight and noxious insects due to extensified forstation and the lack of labor for forestry due to economic growth.

As mentioned above, national forest management from the end of World War II in 1945, through the Korean War in 1950, and till 1961, was characterized by unsystematic felling that is reflective of the disordered economic conditions present then, but national forest management since 1962 has been characterized by the careful administration of forest resources based upon a strict forestry conservation policy.

5. Generalizing from the above analysis and considerations, from a long term perspective, for the multiplication of resources, Korean national forests in the future must be managed so as to control the final cutting time and systematize the thinning techniques for the tending system in order to unify felling and regeneration by establishing a long term final cutting age. Also, the systematic management of natural stands from an ecological viewpoint need be promoted including recognition of the protective value of forests and consideration of the preparation of mixed stands and compound-storied forest in which the varieties of trees are varied in order to produce long-sized wood. To move forward the above projects, increasing mechanization, reducing the cutting area by expanding the forest road network, utilizing wood from thinning or broadleaved trees and improving the training of skilled workers are important. Also, for the continued achievement of management objectives, it is necessary for these to be financial support from the government, and in this case it is important to recognize that forests are both lumber resources and environmental resources.